


283  
16







283
16



283  
16

第六高等學校一覽

自昭和十三年  
至昭和十四年





# 宣 誓 文

第一條 本校生徒タルモノハ教育ニ關スル 勅語ノ趣旨ヲ奉體シ拳々服膺シテ

須臾モ之ヲ忘ルベカラズ

第二條 本校生徒ハ左ノ五項ヲ服膺スベシ

第一項 志孝ノ大義ヲ明ニシ愛國ノ精神ヲ發揮スベキコト

第二項 信義ヲ重シ廉恥ヲ尙ビ輕佻浮薄ノ舉動アルベカラザルコト

第三項 志操ヲ固クシ學業ヲ勵ミ身體ヲ健全ニスベキコト

第四項 質素勤儉ヲ旨トシ言行一致ヲ期シ忍耐ノ氣風ヲ養フベキコト

第五項 規律ヲ守リ禮儀ヲ重シ暴慢放肆ノ行爲アルベカラザルコト

右ノ條々謹ミテ遵守實行シ生徒ノ本分ヲ完フスベキコトヲ宣誓候也













八 廳府縣野球ノ統制並施行ニ關スル件學對此新章

【七】職員姓名名簿(附)

第六高等學校校友會規則 (附)

六高同窓會會則 (附)

【八】生徒姓名名簿

【九】卒業生姓名名簿

【十】卒業生徒數調 (附)

【十一】生徒道廳府縣別人員 (附)

【十二】敷地及建物

【十三】學校圖

【一】學則  
【二】學費  
【三】入學  
【四】退學  
【五】修業  
【六】畢業  
【七】學對  
【八】學對  
【九】學對  
【十】學對  
【十一】學對  
【十二】學對  
【十三】學對

八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

# 第六高等學校一覽



## 學年曆

第一學期  
 昭和十三年四月八日  
 四月十九日  
 四月二十九日  
 七月十一日  
 七月十一日  
 第二學期  
 九月六日

自昭和十三年  
至昭和十四年

宣 誓 式  
 第一學期授業始  
 本校記念日  
 天長節拜賀式  
 第一學期授業終  
 夏季休業始  
 第二學期授業始

學年曆



九月二十三日 (秋季皇靈祭)  
 十月十七日 (神嘗祭)  
 十月三十日  
 十一月三日  
 十一月二十三日 (新嘗祭)  
 十二月二十四日  
 十二月二十五日

第三學期  
 昭和十四年一月一日  
 一月八日  
 二月十一日  
 三月十五日  
 三月十六日

休業  
 休業  
 教育勅語奉讀式  
 明治節拜賀式  
 休業  
 第二學期授業終  
 冬季休業始  
 元始祭拜賀式  
 第三學期授業始  
 紀元節拜賀式  
 第三學期授業終  
 春季休業始

一、沿革略

明治三十三年

三月二十九日勅令第八十四號ニヨリ本校ヲ設置セラレ同日勅令第八十六號ヲ以テ職員ノ員數ヲ校長一人教授七人助教授四人書記四人ト定メラレ 四月十三日第三高等學校教授酒井佐保學校長ニ任セラレ 四月十九日文部省告示第二百一十一號ヲ以テ本校ノ位置ヲ岡山縣岡山市大字山手屋敷及大字國富田中ト定メラレ假事務所ヲ文部省內ニ置ク同日文部省令第七號ヲ以テ本校ニ大學豫科ヲ設置セラレ 五月三十一日假ニ本校學則ヲ定メ大學豫科各部第一級生徒ヲ募集ス 六月十九日文部省內假事務所ヲ岡山市大字國富少林寺ニ移ス 七月六日入學試驗臨時委員ヲ第三高等學校職員ニ囑託シ第三高等學校ニ於テ入學試驗ヲ施行ス 八月十五日入學試驗合格者ヲ悉ク各部第一級ニ編入ス本校ガ生徒ヲ收容シタル始メトス同時ニ生徒ノ服制及徽章竝生徒ノ番號ヲ定ム 同日校務分掌規程ヲ定メ教務、寮務、庶務、會計、文庫ノ五課ヲ設ク主幹及各課主任ヲ置ク又事務員服務細則ヲ定ム 九月六日小橋町國清寺ヲ假生徒寮ニ充テ全校生徒ヲ悉ク之ニ收容ス 同日事務所ヲ本校內ニ移ス此日曩ニ本校ニ下賜セラレタル 兩陛下及 皇太子殿下ノ御眞影竝教育ニ關ス



ル勅語ノ謄本ヲ拜戴ス 十一、十二ノ兩日入學生徒ノ引見式ヲ又十三日ニ宣誓式ヲ行フ 十五日開校式ヲ舉行ス 十六日地方公衆ニ校舎ノ縦覽ヲ許ス 十八日始メテ各學科ノ授業ニ就ク 十月二日從來ノ假學則ヲ改メ、更ニ校則ヲ定ム 其ノ他擔任教官並級長副級長等ノ制ヲ定ム

### 明治三十四年

一月八日 御親署ノ勅語ヲ拜戴ス 三月三十一日勅令第二十五號ニヨリ本校教授十三人助教五人書記五人 定メラル 九日生徒寮規則ヲ定ム 十日寄宿舎新築落成シ新ニ生徒寮ヲ開キ國清寺ニ設ケタル假生徒寮ヲ廢ス 八月二十五日授業料一學年金貳拾圓ナリシヲ貳拾五圓ト改メ明治三十四年九月以後ノ入學者ニ對シ實施スルコトトス 九月三日博物館、化學、物理學ノ各特別教室ノ新築落成ス

### 明治三十五年

一月書庫並圖書閱覽室竣工シ茲ニ工事ニ關スル既定事業完成ス 三月二十七日勅令第九十九號ヲ以テ本校教授定員二十二名助教同五人書記同六人ト定メラル 四月二十五日文部省告示第八十二號高等學校大學豫科入學試驗規程發布セラレ從來高等學校カ各自ニ施行シタリシ生徒ノ入學試

驗ハ茲ニ文部本省ノ事務ニ移ル 九月十一日市内虎列拉病流行ニヨリ開校ヲ延期シ同月二十一日迄授業ヲ閉止ス 此ノ月二年級以上ノ生徒ニ市内散宿ヲ許シ同時ニ生徒番號ヲ廢ス

### 明治三十六年

六月十九日勅令第百三號ヲ以テ本校教授定員二十三人助教定員六人ニ改メラル 六月三十日生徒六十名ヲ卒業セシム之レ本校第一回卒業生ナリ

### 明治三十七年

十一月三十日文庫規程ヲ改正シ器械標本類ノ出納保管ノ任ヲ文庫課ノ管掌ヨリ除ク

### 明治三十八年

二月授業料ヲ一學年金參拾圓ニ改ム同時ニ在學證書ノ様式等ニツキ規則中改正アリ 九月十一日生徒取締ヲ置キ其ノ掌務規定ヲ定ム

### 明治三十九年

三月二十九日勅令第四十六號ヲ以テ本校教授定員ヲ二十四人ニ改メラル



明治四十年

六月二十八日勅令第二百四十七號ヲ以テ本校教授定員ヲ二十六人助教同七人ニ改メラル 九月規則ヲ改正シ從來ノ生徒保證人ヲ廢シ試驗制度ヲ定ム

明治四十一年

三月十二日文部省告示第七十八號ヲ以テ入學試驗ニ關スル事務ハ再ビ高等學校ニ於テ施行スルコトトナル 二十三日生徒控所兼雨天體操場落成シ其ノ引渡ヲ受ク 此ノ月勅令第六十九號ヲ以テ本校教授定員ヲ二十七人ニ改メラル 九月寮費一ヶ月金七十五錢ナリシヲ改メテ九拾錢トス

明治四十二年

一月校務分掌規程ヲ改正シ主幹ヲ廢シ從來ノ分課ノ外更ニ生徒課ヲ増設ス又評議員規定ヲ定メ同時ニ評議員ヲ任命ス 四月勅令第八十八號ヲ以テ教授ノ定員ヲ二十八人ニ改メラル 六月十四日文部省令第十五號ヲ以テ高等學校大學豫科學科課程中地質及礦物ヲ地質學礦物學ト改メ林學科志望者ニ數學ヲ削リテ英語ヲ加ヘ又理農藥學志望者ニ動物及植物ノ實驗ヲ加ヘラル 八月十九日文部省令第十九號ヲ以テ高等學校大學豫科入學者選抜試驗規程中第一部ノ志望類ニ改正ヲ加ヘラル 同日文部省令第十二號ヲ以テ大學豫科學科課程中第一部丙類政治科志望者ノ外國語授業時數ヲ定

大メラル 九月寮費金壹圓拾錢ニ改ム

明治四十三年

三月勅令第六十七號文部省直轄諸學校職員定員令ノ改正ニヨリ本校助教ノ定員ヲ二名ニ改メラル 四月二十一日文部省令第九號ヲ以テ農科大學志望者ニ數學ヲ除カル 五月文部省令第十一號ヲ以テ入學者選抜試驗無試驗檢定規程定メラル 十一月一日文部省令第二十六號ヲ以テ大學豫科學科課程中倫理ヲ修身ニ改メ同時ニ同科ノ授業時數ヲ增加セラル 十六日 御沙汰ニヨリ御名代トシテ恒久王殿下台臨アラセラル 二十五日學校長酒井佐保第三高等學校長ニ任セラレ高知縣立第一中學校長金子銓太郎學校長ニ任セララル

明治四十四年

一月二十三日各部第一年級及第二年級ニ修身科ノ授業ヲ開始ス 四月二十六日文部省令第二十一號ヲ以テ高等學校大學豫科入學者選抜試驗無試驗檢定規程中推薦學校ノ種類ヲ加ヘラル 七月三十一日勅令第二百十七號ヲ以テ高等中學校令發布セラレ高等學校令廢止セラレ但本令ハ明治四十六年四月一日ヨリ施行セラレルモノニシテ高等學校大學豫科ハ其ノ際現ニ在學スル者ノ爲ニ明治四十八年八月三十一日迄存置セラル 同日文部省令第二十五號ヲ以テ高等中學校規程發布セララル



九月一日授業料額ヲ一學年金參拾五圓ニ改ム 四日校長室教官室事務室及食堂ノ位置ヲ變更ス  
明治四十五年

七月一日集會所ノ新築落成シ引渡ヲ受ク

七月三十日 明治天皇崩御即日 大正天皇踐祚元號ヲ大正ト改メラル

大正二年

二月二十六日圖書特別教室一棟増築竣工シ其ノ引渡ヲ受ク 三月三十日勅令第十八號ヲ以テ高等  
中學校令ノ實施ヲ延期セラル 七月十四日規則中ヲ改正シ入學料金壹圓ヲ金參圓ニ増額ス 九月  
六日規則中ヲ改正シ天長節祝日ヲ休業日中ニ追加ス

大正三年

四月三十日文部省令第十八號ヲ以テ高等學校大學豫科入學者選抜試験規程中修學部類ニ改正ヲ加  
ヘラレ理科及藥學科ヲ二部乙類トナシ農科ヲ二部丙類トナス 六月十九日勅令第二百二十四號ヲ以  
テ文部省直轄諸學校ノ名譽教授ニ關スル件ヲ定メラル 九月八日生徒取締規程ヲ廢ス

大正四年

六月二日校則中學業成績考查細則ニ追加シ三年級生徒ニ限リ第三學期試業ニ缺席シタル者モ認定  
大ノ上卒業セシムルコトアルベシトノ規定ヲ設ク 十月二十一日 天皇陛下ノ御眞影ヲ拜戴ス 十  
二月七日勅令第二百三十六號ヲ以テ本校教授定員ヲ三十名ト改正セラル

大正五年

十月二十一日 皇后陛下竝 皇太子殿下ノ御眞影ヲ拜戴ス

大正六年

四月二十七日 文部省令第四號ヲ以テ高等學校大學豫科入學者選抜試験規程ヲ改正シ各高等學校  
集合ノ試験制トナス 九月二十二日勅令第六十一號ヲ以テ教授定員ヲ三十二人ト定メラル 十  
一月二十九日校則第二章第一款ノ授業規程中生徒ノ缺席届出方ヲ改正シ尙擔任教官ヲ廢シ新ニ監  
督教官規程竝ニ級長副級長規程ヲ定ム

大正七年

七月十九日勅令第二百八十六號ヲ以テ教授定員ヲ三十四人ト定メラル 十二月五日勅令第三百八  
十九號ヲ以テ高等學校令發布セラレ明治二十七年勅令第七十五號高等學校令及明治四十四年勅令



第二百十七號高等中學校令廢止セラルル但現在ノ高等學校大學豫科ハ大正十年八月三十一日マデ存置セラル

### 大正八年

一月八日學校長金子銓太郎第三高等學校長ニ任セラレ文部省督學官丸山環學校長ニ任セラル 三月二十九日文部省令第八號ヲ以テ高等學校規程設定セラルル同規程ニヨリ本令施行ノ際現ニ高等學校大學豫科ニ在學スル生徒ニシテ大正十年八月三十一日マデニ卒業セサルモノハ之ヲ高等學校高等科ノ相當學年ニ編入スト定メラレ又高等中學校規程、明治四十一年文部省令第九號高等學校大學豫科入學者無試驗檢定規程及高等學校大學豫科入學者選拔試驗規定ヲ廢止セラレ之ニ依リ集合試驗制度セラル 同日文部省令第九號ヲ以テ高等學校高等科入學資格試驗規程又文部省令第十號ヲ以テ高等學校教員規程ヲ定メラル 四月十九日文部省令第十四號ヲ以テ官立高等學校高等科入學者選拔試驗規程ヲ定メラル 二十三日柔道道場落成シ其引渡ヲ受ク 九月十六日本校校規ヲ廢シ更ニ學則ヲ定ム

### 大正九年

八月授業料一學年金四拾圓ト改ム 二十七日勅令第三百三十九號ヲ以テ教授定員ヲ三十六人ト

定メラル

### 大正十年

四月學則中ヲ改正シ學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ルト爲シ又寮費一月金貳圓ト定ム 五月二十五日勅令第二百三十三號ヲ以テ助教ノ定員ヲ三人ト定メラル 十一月二十六日官立高等學校高等科入學者選拔試驗規程中ヲ改正シ理科丙類ヲ増設セラル

### 大正十一年

四月授業料一學年金五拾圓ト改メ又寮費月割ノ制ヲ改メテ年額トナス 六月十九日細則中授業規程ヲ改正ス 十一月劍道場及弓道道場竣工シ其引渡ヲ受ク 十二月文部省所管ノ學校二箇以上ニ入學ヲ志願シタル者扱方ノ件廢止セラル

### 大正十三年

六月九日松江高等學校長小松倍一本校校長ニ任セラレ丸山環本校校長ヲ免セラル

### 大正十四年

三月二十三日授業料ニ關スル規定ヲ改正シ四月一日ヨリ授業料一學年金六拾五圓トス 四月十三



日勅令第三百三十五號陸軍現役將校學校配屬令發布セラレ 同日文部省訓令第六號ヲ以テ教練教授  
要目ヲ定メラル 十月十八日創立第二十五年紀念祝賀會施行 十一月二十五日文部省令第四十二  
號ヲ以テ入學者選抜試驗規程中改正高等學校ヲ二班ニ分チ各班前後シテ選抜試驗ヲ行ヒ入學志願  
者ハ他班ニ屬スル一校ヲ併セ同時ニ二校ヲ入學志望校ト指定スルコトヲ得トナセリ

### 大正十五年

三月四日勅令第二十五號ヲ以テ公休日改定ニ付學則中休日規定ヲ改正ス 四月二十一日細則中服  
裝規程雨具ニ關スル規定ヲ廢ス 五月二十三日 皇太子殿下行啓アラセラル 十二月二十五日  
大正天皇崩御即日 今上天皇踐祚元號ヲ昭和ト改メラル

### 昭和二年

十一月二日高等學校規程中改正明治節祝賀ノ式ヲ行フヘキ旨定メラル 同月二十二日文部省令第  
二十八號ヲ以テ高等學校規程中入學者選抜方法ニ關シ改正ヲ加ヘラル 同日文部省令第二十九號  
ヲ以テ官立高等學校高等科入學選抜試驗規程ヲ廢セラレ 之ニ依リ二班制ヲ廢セラル 十二月二  
十八日勅令第三百六十五號ヲ以テ直轄學校官制ニ助手ヲ加ヘラル 同日直轄學校職員定員令改正  
本校助手定員一人ト定メラル

### 昭和三年

九月八日本校校長小松倍一水戸高等學校長ニ任セラレ 第二高等學校長岡野義三郎本校校長ニ任  
セラル 十月九日 天皇后兩陛下ノ 御眞影ヲ拜戴ス 三十日文部省直轄諸學校官制改正生徒  
監ヲ廢シ更ニ生徒主事及生徒主事補ヲ設ケラル同時ニ同直轄諸學校職員定員令改正本校ニ生徒主  
事一名並ニ生徒主事補一名ヲ配當セラル 十一月十日御即位大禮奉祝ノ式ヲ舉行ス

### 昭和四年

三月二十五日學則ヲ改正シ授業料一ケ年金八拾圓トシ昭和四年以後ノ入學者ニ對シ適用ス

### 昭和五年

三月五日學則中改正ヲ爲シ副保證人ノ制ヲ定ム同時ニ在學證書及在寮誓書ノ書式ヲ改ム 十一月  
十八日本多侍從ヲ御差遣アラセラル 十二月八日入學者選抜試驗規定ヲ改正セラレ理科志願者ハ  
各類ヲ通シテイ(ロ)ノ二種ニ分チテ定員ヲ定メラル

### 昭和六年

二月五日從來奉安ノ 天皇后兩陛下御眞影ハ御引替ノ爲メ奉還シ新ニ御下賜ノ御眞影ヲ拜戴



昭和七年

一月學則中休業日規定ヲ改正ス  
十月明治二十三年十月三十日煥發セラレタル教育ニ關スル勅語ハ定例トシテ毎年十月三十日ヲ以テ奉讀式ヲ舉行スヘキ旨文部省ヨリ達セラレ本校式日ニ之ヲ加フ  
十二月二十八日文部省直轄諸學校職員定員令改正助教定員ヲ減シ助手ノ定員ヲ削ラル

昭和八年

一月六日校友會ニ於テ校内ニプールヲ設置ス 四月十九日本校創立第三十三年記念日ニ當リ卒業生ノ發起ニヨリテ建設セシ酒井初代校長胸像除幕式ヲ行フ  
十二月九日文部省告示第三百二十五號ヲ以テ各官立高等學校高等科ニ入學セシムヘキ生徒概數ハ各組毎ニ三十名ト定メラル

昭和九年

九月二十一日中國、四國地方ヲ襲ヒタル風水害ニ依リ本校ニ於ケル浸水ハ地上凡ソ七尺、床上凡ソ三尺ニシテ土壘ノ決潰、建物、機械、器具ノ破損等甚大ナルモノアリ

昭和十年

八月十七日大阪高等學校長隈本繁吉本校校長ニ任セラレ岡野義三郎本校校長ヲ免セラル 九月三日文部省令第十九號ヲ以テ高等學校規程第四十七條改定ニ依リ學則第四章第八條ヲ改正ス  
十月八日學則中第四章入學及在學ニ關スル規程第八條ヲ改正ス

昭和十一年

一月二十三日校旗規程ヲ制定ス  
五月十九日本校創立當時ノ建築ニ係ル講堂ハ狹隘ニシテ設備モ亦不完全ナリシガ昭和九年秋風水害ヲ蒙リタル結果使用ニ堪ヘサルニ至リ改築ノコトニ決定シ昭和十年七月二十一日起工、同年十二月十二日竣工、ソノ引渡ヲ受ク  
六月二十四日 賀陽宮恒憲王殿下當校教育狀況御視察アラセラル  
十二月十九日本校校友會長ヨリ端艇寄附願出ニ付受領ス



昭和十二年

八月十四日雨天體操場起工、同年十二月十一日竣工シソノ引渡ヲ受ク  
十一月十五日入學選抜試驗規定ヲ改正セラレ理科志願者ハ各類トモ「イ」「ロ」ノ種別ヲ廢セララル

昭和十三年

二月十二日文部省告示第二十號ヲ以テ入學者選抜試驗規程改正セララル  
三月二十四日學則第八章「懲戒」ヲ表彰及懲戒ニ改正ス  
四月二十五日大阪高等學校長金子幹太本校校長ニ任セラレ隈本繁吉本校校長ヲ免セララル

三、學 則

第一章 總 則

本校ハ大正七年勅令第三百八十九號ニ基キ同八年文部省令第八號ニヨリ高等學校高等科ヲ置ク

第二章 學 科

第一條 本校ノ學科ハ大正八年文部省令第八號所定ノ文科及理科トス  
第二條 前條各科ノ學科目中外國語ハ英語及獨逸語トス

第三章 學年學期及休業

第一條 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル  
第二條 學年ヲ分チテ三學期トス

第一學期 四月一日ヨリ八月三十一日マデ  
第二學期 九月一日ヨリ十二月三十一日マデ  
第三學期 一月一日ヨリ三月三十一日マデ  
第三條 休業日左ノ如シ

紀 元 節 二月十一日  
春 季 休 業 三月十六日ヨリ四月八日マデ  
本 校 記 念 日 四月十九日  
天 長 節 四月二十九日



夏季休業 七月十一日ヨリ九月五日マデ  
 秋季皇靈祭 秋分日  
 神嘗祭 十月十七日  
 教育勅語奉讀式 十月三十日  
 明治節 十一月三日  
 新嘗祭 十一月二十三日  
 冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日マデ

第四章 入學及在學

- 第一條 入學ノ期ハ每學年ノ初トス  
 第二條 本校ニ入學スルコトヲ得ル者ハ規定ノ入學資格ヲ有シ且ツ身體検査ニ合格シタル者タルヘシ  
 第三條 前條ノ入學志願者數募集人員ニ超過スルトキハ高等學校規定第四十四條ニ依リ入學者ヲ選拔ス  
 第四條 入學ヲ志願スル者ハ入學考査料トシテ金五圓ヲ納ムヘシ

既納ノ入學考査料ハ何等ノ事情アルモ之ヲ還付セス

- 第五條 入學ノ許可ヲ得タル者ハ指定ノ期日內ニ入學料金參圓ヲ本校會計課ニ納付スヘシ若シ其ノ手續ヲ完了セサルトキハ入學ノ許可ヲ取消ス  
 第六條 入學ノ許可ヲ得タル者ハ指定ノ期日內ニ履歷書、戶籍謄本及保證人（父兄若クハ父兄ニ代リテ其ノ責ニ任スヘキ者）ノ連署セル在學證書ヲ差出スヘシ但保證人カ岡山市又ハ其ノ附近ニ居住セサルトキハ更ニ副保證人ノ連署アルコトヲ要ス  
 副保證人ハ岡山市內ニ居住スル成年男子ニシテ一家計ヲ立ツル者ニ限ル  
 第七條 入學シタル者ハ規定ノ宣誓ヲナシ宣誓名簿ニ記名スヘシ  
 第八條 學籍ヲ失ヒタル者其ノ學籍ヲ失ヒタル時ヨリ二年以內ニ再入學ヲ志願シタル時ハ詮衡ノ上當該學年又ハ翌學年ノ始ヨリ三十日以內ニ於テ同一學年以下ノ學年ニ限り詮議ノ上入學ヲ許可スルコトアルベシ  
 第九條 修學ノ科及類ヲ變更センガ爲メ在學ノ儘更ニ高等學校ノ入學考査ヲ受クントスルトキハ豫メ願出ツベシ  
 他ノ直轄學校ノ入學考査ヲ受クントスル者ハ之ニ準ス



### 第五章 進級及卒業

- 第一條 各學年ノ末ニ於テ各生徒ノ行狀、勤惰、學業成績等ヲ考查シ合格ノ者ハ進級若クハ卒業セシメ不合格ノモノハ原級ニ止ム
- 第二條 學業成績ハ日常ノ課業臨時試業並學期試業ノ成績ヲ參酌シテ之ヲ定ム
  - 一、臨時試業ハ課業進度ニ應シ教官ノ見込ニヨリ之ヲ施行ス
  - 二、學期試業ハ成績考查上特ニ必要ト認ムル學科ニ限リ各學期ノ末ニ於テ之ヲ施行ス
- 第三條 學業成績ノ考查ハ別ニ細則ヲ以テ之ヲ定ム
- 第四條 前條ニ依リ原級ニ止メタル者ニハ次學年ノ初ヨリ當該學級ノ全學科ヲ再修セシム
- 第五條 卒業成績ハ三學年間ノ學業成績及行狀、勤惰等ヲ考查シテ之ヲ定ム
- 第六條 所定ノ課程ヲ履修シ卒業セルモノニハ第二號書式ノ卒業證書ヲ授與ス

### 第六章 休 學

- 第一條 疾病又ハ止ムヲ得サル事故ニヨリ三ヶ月以上修學スルコト能ハサル見込ノ者ハ願ニヨリ其ノ學年間休學ヲ許可スルコトアルヘシ

第二條 休學セント欲スル者ハ(疾病ナラハ本校指定ノ醫師又ハ公私立病院ノ診斷書ヲ添ヘ)父兄若クハ父兄ノ責ニ任スヘキ者ノ連署ヲ以テ願出ツヘシ

第三條 休學ノ許可ヲ得タル者ハ次學年ノ初ヨリ其原級ニ入り修學セシム

兵役ニ服スル爲メ休學ノ許可ヲ得タルモノハ除隊後直ニ原級ニ復スルモノトス

第四條 休學ノ事由止ミタルトキハ許可ヲ得テ課業ニ就クコトヲ得

第五條 休學ハ同一學級ニアル間ハ一回ニ限ル但兵役ニ服スル爲メ休學セル者ハ此限リニアラス

### 第七章 退學及除名

第一條 生徒疾病其ノ他事故ニ依リ退學セント欲スルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ父兄若クハ父兄ノ責ニ任スヘキ者ノ連署ヲ以テ願出ツヘシ

第二條 左ノ各號ノ一ニ當ル者ハ除名ス

- 一、學力劣等ニシテ成業ノ見込ナキ者
- 二、引續キ一ケ年以上缺席セル者
- 三、正當ノ事由ナクシテ引續キ一ケ月以上缺席セル者
- 四、出席常ナラサル者



- 五、引續キ二回同級ニ止マル者  
但兵役ニ服スル爲同級ニ止マル回数ヲ除ク
- 六、授業料寮費ノ意納十四日ニ及フ者
- 第三條 除名ニ關シテハ前條ニ指定シタル場合ノ外臨機ノ處分ヲ爲スコトアルヘシ

### 第八章 表彰及懲戒

- 第一條 左ノ各項ノ一ニ該當スルモノハ之ヲ表彰スルコトアルヘシ
- 一、志操堅實、學業優秀ニシテ精勤セル者
  - 一、三學年間皆勤セル者
  - 一、特ニ全校生徒ノ模範トナルヘキ善行アリタル者
- 第二條 品行不良或ハ校規紊亂、其ノ他生徒ノ本分ニ背戾セル者ハ單ニ形跡ニ拘ラス主トシテ德義ニ基キ之ヲ懲戒ニ處ス
- 第三條 懲戒ハ之ヲ分チテ戒飭、停學、放校ノ三トス

### 第九章 授業料

第一條 授業料ハ左表ニ依リ各學期ニ分納セシム

授業料	年額	八拾圓
同	第一學期分	參拾圓
同	第二學期分	參拾圓
同	第三學期分	貳拾圓

各學期分納額ノ納期日ハ左ノ通りトス

- 第一學期分 四月 自十五日 至二十一日
- 第二學期分 九月 自十五日 至二十一日
- 第三學期分 一月 自十五日 至二十一日

前項納期ノ初日以後ニ入學ヲ許可セラレタル者ニハ入學ノ許可ヲ得タル日ヨリ七日以内ニ當該學期ノ授業料ヲ納入セシム

學期開始後ニ於テ退學スル者ノ授業料ハ其ノ學期分ヲ徴收ス但シ除名又ハ放校ニ處シタル者ハ此



限リニアラス

第二條 授業料ハ缺席停學等ノ爲メ免除セス但兵役ニ服スル爲メ休學スル者ニハ次期以降ノ分納額ヲ免除シ其ノ他ノ休學者ニハ其ノ半額ヲ免除ス

第三條 休學、退學、除名、放校等ノ場合ニ於テモ既納ノ授業料ハ還付セス

第四條 休學者休學ノ事故止ミテ課業ニ就キタルトキハ當期分ノ授業料全額ヲ徵收ス

第五條 定期日內ニ授業料ヲ納メサル者ハ未納中登校ヲ差止ム

### 第十章 生徒寮規程

第一條 生徒寮ハ寮生ヲシテ本校教育ノ趣旨ニ基キ協同生活ノ訓練ヲ受ケシムル處トス

第二條 新ニ入學セル生徒ハ總テ生徒寮ニ入ルヘキモノトス但シ本校ノ都合又ハ生徒願出ノ事情ニ依リ通學セシムルコトアルヘシ

第三條 生徒ハ入寮ノ際在寮誓書ヲ差出スヘシ(第三號書式)

第四條 寮生ハ退寮ヲ許サス

第五條 寮生ハ寮務課長ノ指導ヲ受クヘシ

第六條 寮生ハ寮生規約ヲ定メ學校長ノ許可ヲ經テ之ヲ實行スヘシ

第七條ノ一 寮費ハ一學年金貳拾貳圓トシ左ノ三期ニ分納セシム

第一學期分 金八圓 四月至二十五日

第二學期分 金八圓 九月至二十一日

第三學期分 金六圓 一月至二十一日

學期ノ中途入寮シタル者ノ寮費ハ月割トシ入寮ノ月ハ在寮一ヶ月ト看做ス

納期ノ初日ヲ過キテ入寮シタル者ノ當期寮費ノ納入期日ハ入寮ノ日ヨリ七日間トス

學期ノ中途退寮スルコトアルモ既納ノ寮費ハ還附セス

第七條ノ二 食費ハ毎月十六日ヨリ其ノ月ノ末日迄ニ支拂フヘシ

第七條ノ三 寮費及食費ヲ怠納スル者ハ其間登校ヲ差止ム

第八條 各室人員ノ配當及人員檢査、門限等ノ時刻ハ學校長ノ承認ヲ經テ寮務課長之ヲ定ム

第九條 外出、旅行、歸省ニ關シテハ左ノ手續ヲ經ヘシ

一、外出ノ際門限時刻ニ遅ルヘキ事情アル者ハ豫メ其事由ヲ寮務課ニ届出ツヘシ

一、已ムテ得サル事故生シ門限時刻後歸寮セル者ハ直ニ遅刻ノ事由ヲ寮務課ニ届出ツヘシ

一、已ムテ得サル事故ニ依リ門限時刻後特ニ外出セントスル者ハ其事由ヲ明ニシ寮務課ノ認許ヲ



受クヘシ  
 一、旅行歸省若クハ臨時外泊セントスル者ハ豫メ其事由ヲ詳記シ寮務課長ヲ經テ學校長ノ認許ヲ受クヘシ  
 二、外出中前項ノ手續ヲ爲ス違ナクシテ外泊セル者ハ速ニ其事由ヲ詳記シ外泊先ノ證明書ヲ添ヘ寮務課長ヲ經テ學校長ニ届出テ認許ヲ受クヘシ  
 第十條 寮生ニシテ寮内備付ノ器具等ヲ破壊若クハ亡失シタル時ハ其情狀ニ依リ之ヲ辨償セシムルコトアルヘシ

第一號書式  
 第一學級代 金六圓 一月至二十一日  
 第二學級代 金八圓 一月至二十一日  
 第三學級代 金八圓 一月至二十一日  
 第四學級代 金八圓 一月至二十一日  
 第五學級代 金八圓 一月至二十一日  
 第六學級代 金八圓 一月至二十一日  
 第七學級代 金八圓 一月至二十一日  
 第八學級代 金八圓 一月至二十一日  
 第九學級代 金八圓 一月至二十一日  
 第十學級代 金八圓 一月至二十一日

第一號書式

書式

在學證書

相當印紙

私儀今般御校へ入學御許可相成候ニ就テハ御校在學中ハ學則ヲ誠實ニ遵守可致ハ勿論御校學籍ヲ脱シ候後ト雖モ在學中ニ生シタル一切ノ義務ハ違背ナク履行可致候若シ違背候節ハ連署者ニ於テ一切之ヲ引受可申仍而證書如件

年 月 日

本籍族稱(戸主又ハ何某男又ハ弟)  
 現住所

何

某印

何年月日生



本籍族稱  
岡平且日生

現住所  
某印

本人ニ對スル關係  
何

保證人  
何

何年月日生

本籍族稱  
岡山市

現住所  
町

番地

副保證人  
某印

何年月日生

第六高等學校長 何 誰殿

第二號書式

卒業證書

府縣族稱  
何

何年月日生

右者本校高等科文(理)科甲(乙)類ノ學科ヲ修メ正ニ其業ヲ卒ヘタリ仍テ之ヲ證ス

年 月 日

校 印

第六高等學校長位勳學位爵 姓名 印

番 號



第三號書式

印紙

在寮誓書

私儀今般御校生徒寮ニ入寮致候ニ付テハ生徒寮諸規則堅ク相守リ可申此段相替候也

本籍族稱

戸主又ハ戸主何某何男(弟)

科 年 類 何

某印

年 月 日

何年月日生

前書何某入寮致候ニ付テハ在寮中ハ勿論退寮後ト雖モ同人在寮中ニ係ル事件ハ拙者ニ於テ一切負擔可致候也

保 證 人

本籍族稱

現住所

年 月 日

職 業

本人ニ對スル關係

何 某印

何年月日生

副 保 證 人

本籍族稱

現住所

職 業

本人ニ對スル關係

何 某印

何年月日生

第六高等學校長 何

誰殿



### 四、細則

#### 第一章 授業規程

- 第一條 生徒ハ授業ノ始及終ニ於テ教官ニ對シ起立敬禮スヘシ
- 第二條 授業中ハ教官ノ許可ナクシテ教場外ニ出ツヘカラス
- 第三條 受持教官定刻ニ至ルモ教場ニ出場セサルトキハ教務課ニ問合セ其ノ指揮ヲ受クルニアラサレハ決シテ隨意退散スヘカラス
- 第四條 課業上必要ナル物品ノ外ハ一切教場内ニ携帯スヘカラス
- 第五條 病氣又ハ己ムテ得サル事故ニヨリ缺席セル者ハ生徒課備附ノ承認簿ニ其ノ事由ヲ記シ當日ヨリ三日以内(休日ヲ除ク)ニ監督教官ノ承認ヲ受クヘシ但三日以上引續キ缺席シテ本條ノ手續ヲナス能ハサルトキハ最初ヨリ三日以内ニ書面ヲ以テ届出ツヘク又疾病七日以上ニ涉ルトキハ校醫ノ診斷書ヲ差出スヘシ
- 第六條 遅刻又ハ缺課セントスルモノハ前條ノ帳簿ニ其ノ事由ヲ記シ豫メ其ノ最初ノ學科受持教官ノ承認ヲ受クヘシ但第一時限ニ於テ遅刻又ハ缺課セル者ハ當日中ニ本條ノ手續ヲ爲スヘシ

- 第七條 監督教官缺勤退出等ノ爲期間内ニ承認ヲ受ケ難キトキハ生徒課ニ申出テ指揮ヲ受クヘシ
- 第八條 病氣ノ爲メ學期試業、行軍、實彈射擊等ニ缺課缺席スルモノハ届出ト共ニ校醫ノ診斷書ヲ差出スヘシ
- 第九條 第五條及第六條ノ手續ヲ爲ササルモノハ無届ノ缺席日數、遅刻又ハ缺課回数ニヨリ總平均點ヨリ減點ス

#### 第二章 生徒心得

- 第一條 本校生徒ハ本校規則、告示、命令ニ服從シ其ノ本分ヲ忘ルヘカラス
- 第二條 本校生徒ハ本校職員ニ對シテハ勿論生徒相互ニ脱帽敬禮スヘシ
- 第三條 本校生徒ハ嚴ニ飲酒ヲ禁ス
- 本校生徒ハ料理店又ハ風儀ヲ紊スノ虞アル場所ヘ出入スヘカラス
- 第四條 屋内ニ於テハ教室ハ勿論指定以外ノ場所ニ於テ喫烟スヘカラス
- 第五條 本校生徒ノ頭髮ハ丸刈トス
- 第六條 本校所屬ノ建物及器物ヲ毀損シ若クハ汚染シタルモノハ辨償セシメ情狀ニヨリ懲戒ニ處ス



第七條 別ニ規程ヲ設ケタルモノ、外生徒ノ差出ス願届書ハ總テ監督教官ノ承認ヲ經ヘシ  
第八條 本校生徒、保證人及副保證人其ノ宿所ヲ變更シ又ハ戶籍ニ異動ヲ生シタルトキハ速ニ届出ツヘシ

第九條 本校ノ告示ハ所定揭示場ニ發表ノ上ハ一般ニ知了シタルモノト看做スヲ以テ生徒ハ常に注意スヘシ

第十條 本校生徒ハ舉テ本校所定ノ校友會員トナルヘキ義務アルモノトス

### 第三章 生徒集會規程

第一條 生徒ノ集會ハ總テ生徒課ノ認可ヲ經ヘシ本校生徒外ノ者ト共ニスル集會モ亦同シ但寮生ノミノ集會ハ寮務課ノ認許ヲ經ヘシ

第二條 級會、室會其ノ他相互ノ懇親ヲ目的トスル集會ハ總テ集會所ニ於テ行フヘシ

第三條 生徒ハ本校生徒外ノ者ト共ニスル場合ニ於テモ料理店ニ集會スルコトヲ許サス

第四條 集會ヲナサントスルトキハ其ノ前日迄ニ寮生ノミノ集會ハ寮務課ニ其ノ他ノ集會ハ生徒課ニ願出テ認許證ヲ受クヘシ

### 第四章 學業成績考查細則

第一條 各學科ノ成績ニ對シ評點ヲ附ス之ヲ學期評點及學年評點ノ二種トス各一百ヲ以テ最高點ト定ム

第二條 各學科ノ學期評點ハ當該學期間ノ日常ノ課業通常試業及學期試業ノ成績ニヨリテ定ム

第三條 各學科ノ學年評點ハ各學期評點ノ和ヲ三ヲ以テ除シタルモノトス

第四條 學期試業ニ缺席シタルモノニハ零點ヲ附ス其ノ缺席ノ理由正當ナリト認メタルモノニハ第一若クハ第二學期試業ニアリテハ他ノ學期評點平均數ノ十分ノ六ヲ附スルコトアルベク第三學期試業ニアリテハ該科目ノ第一、第二學期評點平均數六十以上ナル場合ニ限り其ノ年四月上旬ニ追試業ヲ行フコトアルヘシ但第三學期試業ニ缺席シタル場合ニ限り平素ノ行狀學業成績出席狀況等ヲ考查シ特ニ認定ノ上進級又ハ卒業セシムルコトアルヘシ

前項ノ追試業ニアリテハ其ノ評點ノ十分ノ八ヲ得點トナス

學期試業ヲ缺クコト二回ニ及ヘル者ニハ學年評點ヲ附セス

第五條 停學ノ處分ヲ受ケタル者ニハ其ノ期間試業其ノ他ノ方法ニヨリテ評點ヲ附スル事ナク解停後ト雖モ追試業ヲ行フコトナシ

第六條 學年ノ終ニ於テ各學科學年評點ノ平均數六十以上ニシテ左ノ各號ノ一二當タルモノハ進級又ハ卒業セシム但行狀不正ノモノ又ハ出席不良ノモノハ原級ニ止ム



- 一、學年評點六十未滿ノ科目ナキモノ
- 二、學年評點六十未滿ノモノ一科目アルモ其ノ評點五十以上ノモノ又ハ其ノ評點五十以下四十以上ニシテ其ノ科目ノ學期評點數六十以上ナルコト一回以上ノ者
- 三、學年評點六十未滿ノモノ二科目アルモ其ノ評點孰レモ五十以上ノモノ
- 四、學年評點六十未滿ノモノ三科目以上アルモ其ノ數、履修セル總科目ノ三分ノ一或ハ三分ノ一以下ニシテ該科目皆學期評點六十以上ナルコト一回以上ノモノ

### 第五章 通學生徒規程

- 第一條 通學生徒ハ宿所選定ノ日ヨリ三日以内ニ監督教官ノ承認ヲ經テ宿所屆テ生徒課ニ差出スヘシ轉宿ノトキ亦同シ
- 第二條 通學生徒ハ其ノ宿所ノ位置宿主ノ職業家庭ノ狀態又ハ其ノ他ノ事情ニシテ不適當ナルトキハ他ニ轉宿ヲ命セラルルコトアルヘシ
- 第三條 通學生徒ニシテ生徒寮食堂ニ於テ食事ヲナサント欲スル者ハ寮務課ニ願出テ其指揮ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於テハ生徒寮規程ヲ適用ス

第四條 通學生徒ニシテ生徒寮ニ於テ生徒ニ面會スルニハ必ス生徒寮應接室ニ於テスヘシ

### 第六章 監督教官規程

- 第一條 各組ニ監督教官一名ヲ置ク
- 第二條 監督教官ハ教官中ニ就キ學校長之ヲ命シ其ノ任期ハ一學年間トス
- 第三條 監督教官ハ當該組ヲ統率シ風紀ヲ維持シ校規命令ノ實行ニ努メ教室内ノ秩序及清潔ヲ保持スヘシ
- 第四條 監督教官ハ所屬生徒ノ學業、品行、勤惰及健康ニ留意シ父兄ト聯絡シテ其ノ本分ヲ完ウセシメント期スヘシ
- 第五條 監督教官ハ所屬生徒ヨリ差出スヘキ願屆書ヲ審査スヘシ

### 第七章 級長及副級長規程

- 第一條 各組ニ級長副級長各一名ヲ置ク
- 第二條 級長副級長ハ其ノ組生徒ヲシテ若干名ノ候補者ヲ互選セシメタル中ニ就キテ學校長之ヲ命シ其ノ任期ハ一學年間トス



第三條 級長及副級長ハ監督教官ノ指揮ヲ受ケ其ノ組ノ風紀ニ注意シ命令ヲ傳達シ教室内ノ整頓清潔ヲ保持スヘシ

第八章 評議員規程

第一條 本校ニ評議員若干名ヲ置ク

第二條 評議員ハ本校教授中ニ就キ學校長之ヲ命ス

第三條 評議員ハ學校長ノ諮詢ニ應シ意見ヲ述フ

第九章 教授會規程

第一條 教授會ハ本校教授ヲ以テ之ヲ組織シ學校長之ヲ招集ス

但場合ニヨリ教授以外ノ職員講師ヲシテ列席セシムルコトアルヘシ

第二條 教授會ハ學校長ノ諮詢ニ應シ左ノ事項ニ付キ審議ス

學科課程ニ關スル事項

授業ニ關スル事項

生徒ノ懲戒ニ關スル事項

生徒ノ監督ニ關スル事項

生徒寮ニ關スル事項

前項ノ外學校長ニ於テ必要ト認メタル事項

第三條 教授會ハ必要ニ應シ隨時之ヲ開クモノトス

第十章 服裝規程

第一條 本校生徒ノ服裝ハ左ノ如ク之ヲ制定ス

一、帽

制式 海軍形

品質 羅紗

色 黒

二、略帽

制式 縁三寸高二寸五分 鉢巻焦茶布巾一寸五分

品質 徽章正帽ニ同シ

品質 麥藁

三、帽章

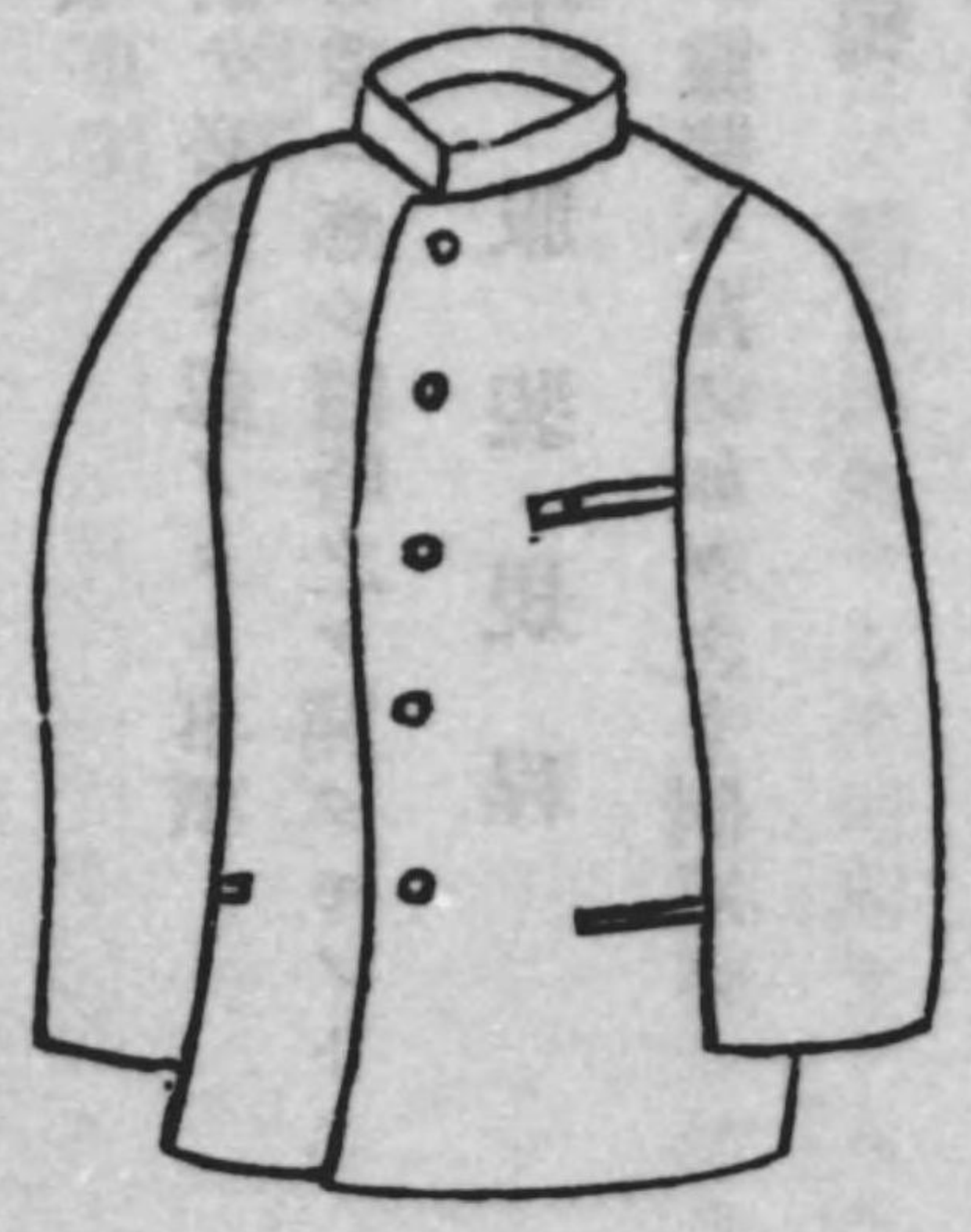
制式 前額部ニ本校所定ノ徽章ヲ附ス

外ニ額部ノ周圍ニ白線二條ヲ附ス



品質 眞鍮  
 制服 四、冬 立襟 小倉若クハヘル  
 紐色 紺  
 品質 色黄、品質眞鍮、本校ノ徽章ヲ附セルモノ  
 制服 五、夏  
 冬服ニ同シ  
 品質 小倉  
 冬服ニ同シ  
 紐色 鼠  
 冬服ニ同シ  
 品質 冬服ニ同シ

衣 前

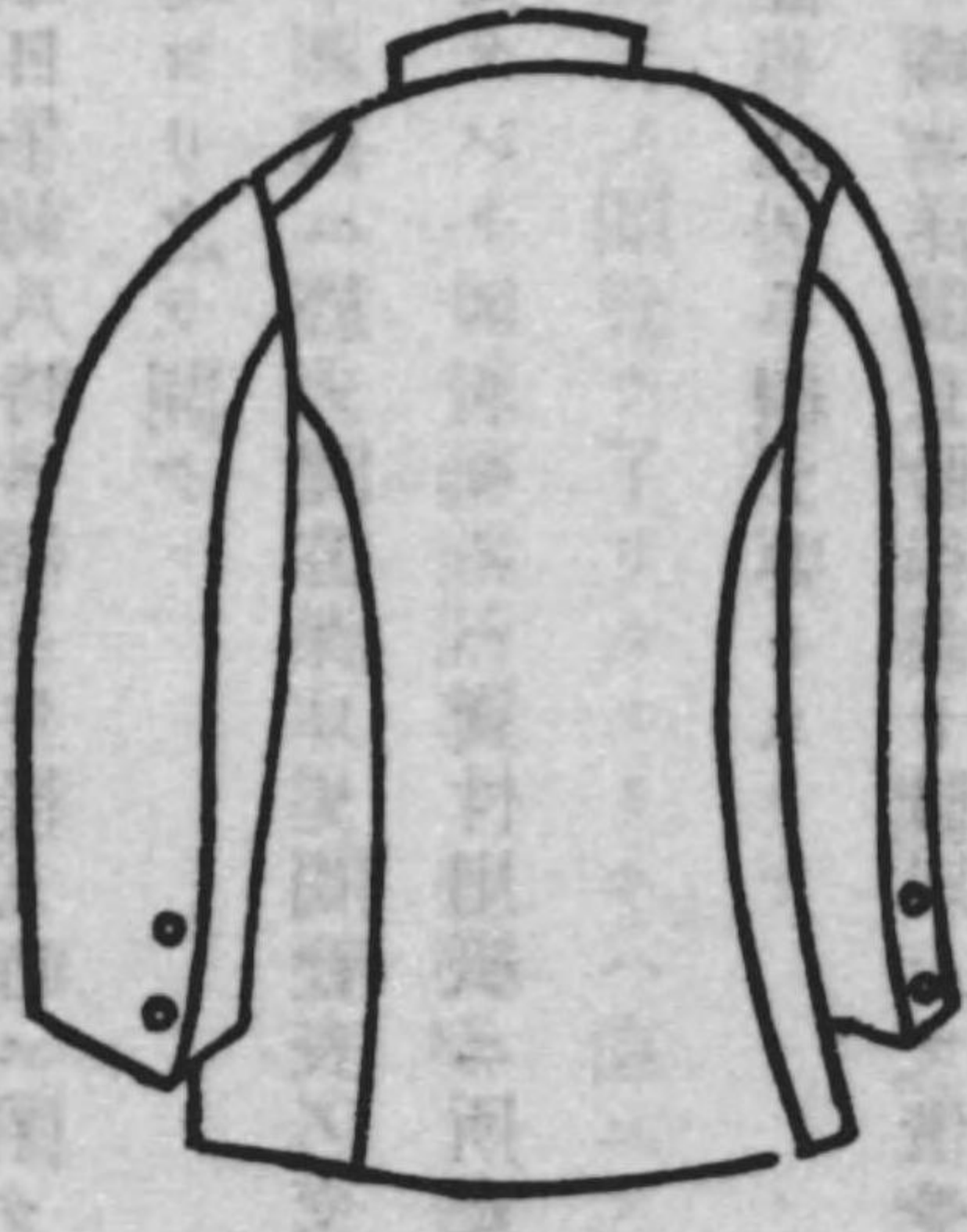


制服圖

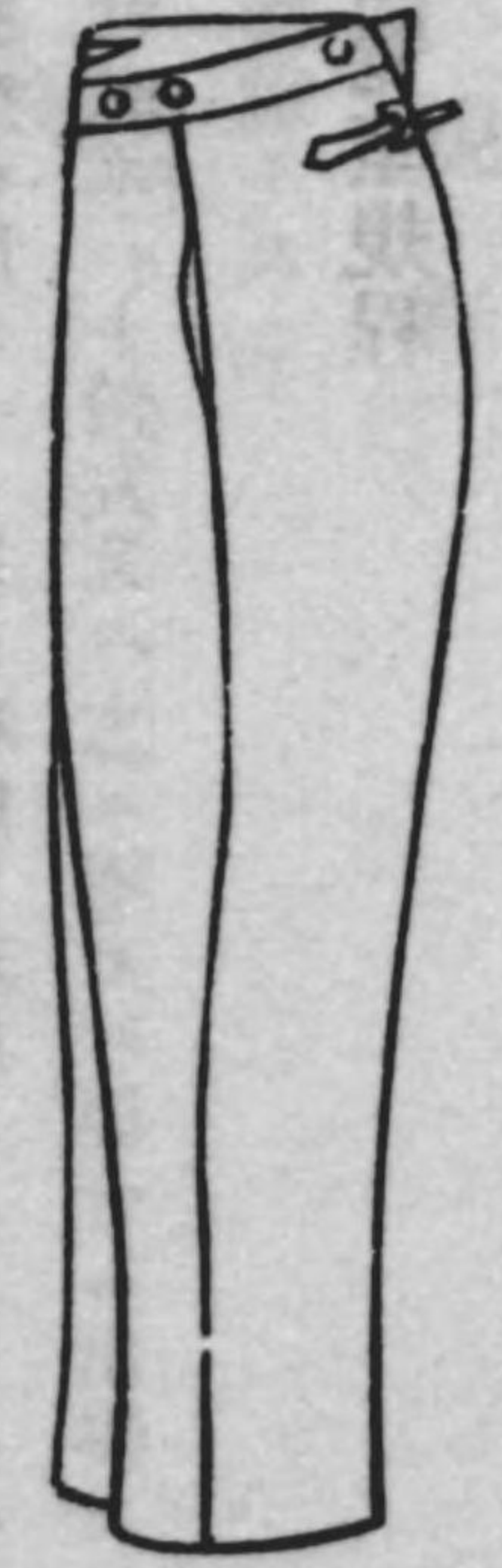
第二條 左ノ場合ニハ前條制定ノ服裝ヲナスヘシ

制式 黒 革 六、靴

衣 背



袴





儀式舉行ノ場合

授業ヲ受クル場合

本校ヨリ特ニ指定シタル場合

第三條 生徒ハ居常成ルヘク制服ヲ着用スヘシ若シ和服ヲ着用スルトキハ必ス着袴シ外出ノトキハ更ニ制帽ヲ着スヘシ

第十一章 圖書閱覽室規程

第一條 閱覽室ハ休日ノ外毎日之ヲ開ク

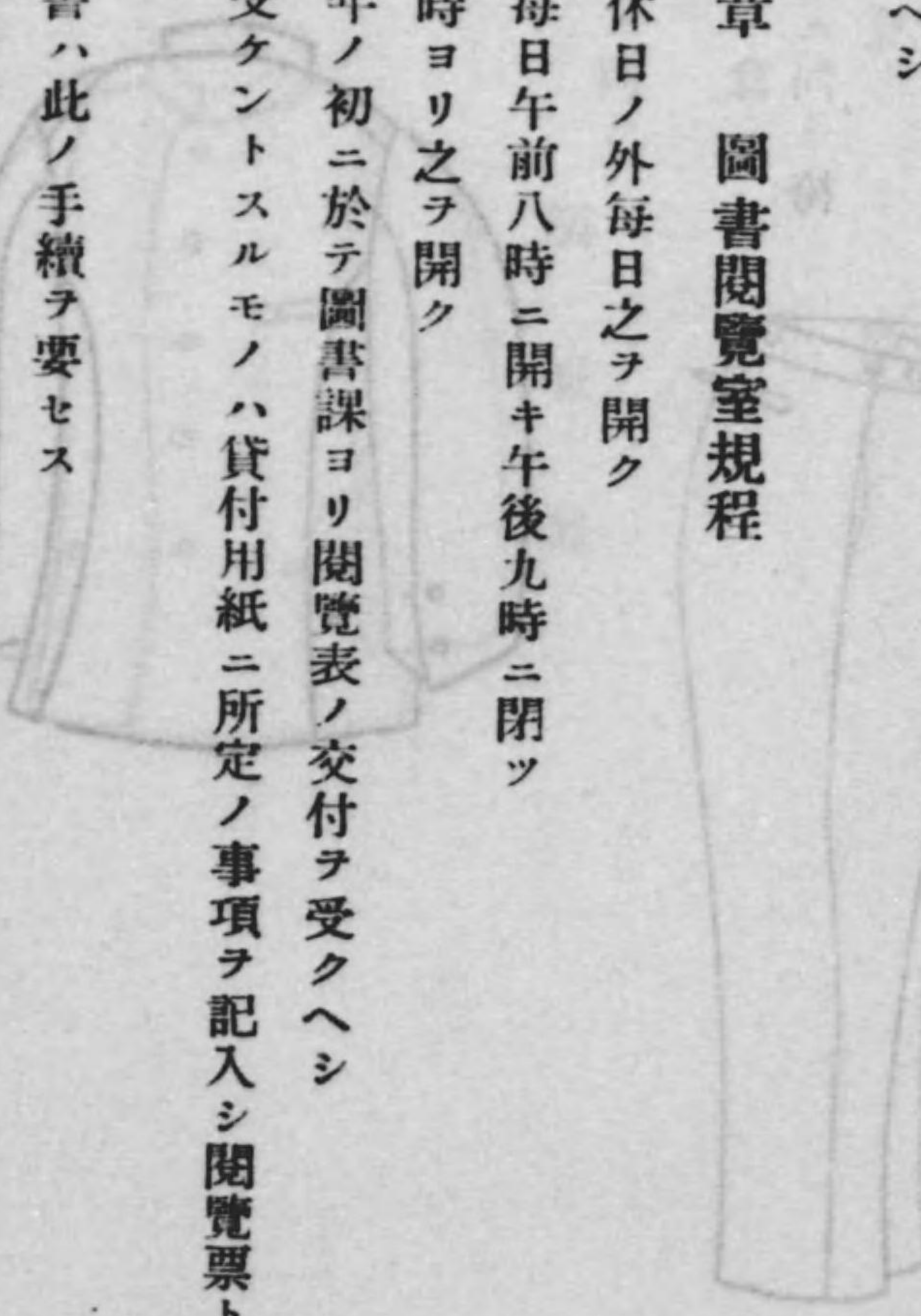
第二條 閱覽室ハ毎日午前八時ニ開キ午後九時ニ閉ツ  
但日曜日ハ午後五時ヨリ之ヲ開ク

第三條 生徒ハ學年ノ初ニ於テ圖書課ヨリ閱覽表ノ交付ヲ受クヘシ

第四條 圖書ヲ借受ケントスルモノハ貸付用紙ニ所定ノ事項ヲ記入シ閱覽票ト共ニ之ヲ係員ニ差出スヘシ

但閱覽室備付ノ圖書ハ此ノ手續ヲ要セス

第五條 閱覽者ハ一時ニ洋書五冊和書十冊以上ヲ借受クルコトヲ得ス



- 第六條 借受ケタル圖書及閱覽室備付ノ圖書ハ之ヲ室外ニ携帯スルコトヲ得ス
- 第七條 借受タル圖書ハ他ニ轉貸スヘカラス
- 第八條 借受タル圖書ノ閱覽ヲ了リタルトキハ直ニ之ヲ返納シ閱覽票ヲ受取ルヘシ
- 第九條 閱覽室内ニテハ一切音讀談話其ノ他喧噪ノ舉動ヲナスヘカラス
- 第十條 借受ケタル圖書ハ鄭重ニ之ヲ取扱フヘシ若シ汚漬破損若クハ紛失シタルトキハ之ヲ辨償セシム
- 第十一條 前條ノ規程ニ違反スル者ハ退室ヲ命スルコトアルヘシ

第十二章 校旗規程

- 第一條 校旗ハ本校ヲ代表スル標識トス
- 第二條 校旗ハ全校職員生徒ノ参加スヘキ儀式又ハ之ニ準スル場合ニ出場ス  
前項出場ノ場合ハ學校長之ヲ指定ス
- 第三條 校旗ノ取扱ハ學校長ノ指揮ヲ受ケ旗手班之ニ當ル但シ非常變災ノ場合ハ此限ニアラス
- 第四條 旗手ハ七名トシ品行方正、學業優良、身體強健ナル生徒中ニ就キ學校長之ヲ命ス旗手ハ交互ニ校旗ヲ捧持シ又ハ之ヲ護衛スルモノトス



第五條 旗手ノ任期ハ一學年間トス

第六條 校旗ハ庶務課ニ於テ之ヲ保管ス

### 五、掌 務 細 則

#### 第一節 校務分掌規程

第一條 校務ヲ分掌セシムル爲左ノ各課ヲ置ク

教 務 課

生 徒 課

寮 務 課

庶 務 課

會 計 課

圖 書 課

第二條 各課ニ課長ヲ置ク

但シ會計課ニハ課長ヲ置カス會計主任ヲ置キ書記ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 各課ノ課長ハ教授中ニ就キ學校長之ヲ命ス但生徒課長及寮務課長ハ生徒主事中心ニ就キ之ヲ命ス

第四條 各課ノ課長及會計主任ハ學校長ノ指揮ヲ受ケ當該課ニ關スル事務ヲ掌理スヘシ

第五條 各課ニ係員ヲ置ク係員ハ上官ノ指揮ヲ受ケ各其ノ課ノ事務ヲ處理ス

第六條 教務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 學課配當ニ關スル事項

二 教科書ニ關スル事項

三 授業上設備ニ關スル事項

四 教室ニ關スル事項(但特別教室ヲ除ク)

五 生徒ノ訓育及懲戒ニ關スル事項

六 教官會議及評議員會ニ關スル事項

七 教務上ノ命令傳達並通知ニ關スル事項

八 生徒ノ入學、在學、退學、休學ニ關スル事項

九 生徒ノ學籍ニ關スル事項

十 卒業生ニ關スル事項

十一 學級編成ニ關スル事項



- 十二 試業及成績ニ關スル事項
  - 十三 學力檢定ニ關スル事項
  - 十四 生徒證明書等ニ關スル事項
  - 十五 生徒修學旅行等ニ關スル事項
  - 十六 參觀人取扱ニ關スル事項
  - 十七 宣誓式ニ關スル事項
  - 十八 前條ノ外教務ニ關スル一切ノ事項
- 第七條 生徒課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 生徒ノ風紀取締及衛生ニ關スル事項
  - 二 生徒ノ體格檢査ニ關スル事項
  - 三 生徒ノ訓誨及懲戒ニ關スル事項
  - 四 生徒ノ勤惰ニ關スル事項
  - 五 生徒控所ノ整理ニ關スル事項
  - 六 生徒ノ願、伺、届等ニ關スル事項
  - 七 生徒ノ集會「運動會」及文書類ニ關スル事項

- 八 團體旅行ノ取締ニ關スル事項
- 九 級長及副級長ニ關スル事項

第八條 寮務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 在寮生徒ノ風紀及衛生ニ關スル事項
- 二 在寮生徒ノ訓育及取締ニ關スル事項
- 三 在寮生徒懲戒ニ關スル事項
- 四 在寮生徒ノ集會及文書類ニ關スル事項
- 五 生徒寮賄所、病室、浴室、生徒集會所其ノ他生徒寮附屬建物ノ整理ニ關スル事項
- 六 生徒寮ニ屬スル守衛及賄方取締ニ關スル事項
- 七 前項ノ外生徒寮ニ關スル事項

第九條 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 御聖影及勅語ノ保管ニ關スル事項
- 二 校旗保管ニ關スル事項
- 三 學校長ノ官印及校印ニ關スル事項
- 四 雇員以上ノ職員ノ進退身分ニ關スル事項



- 五 傭外國人ニ關スル事項
  - 六 各課成案文書回議ノ審査ニ關スル事項
  - 七 公文書類ノ起案記録ノ編纂及保管ニ關スル事項
  - 八 公文書類ノ授受發送ニ關スル事項
  - 九 諸規則ノ制定變更等ニ關スル事項
  - 十 一覽統計報告等ニ關スル事項
  - 十一 儀式ニ關スル事項
  - 十二 當直ニ關スル事項
  - 十三 寄附願ニ關スル事項
  - 十四 生徒ノ兵役ニ關スル事項
  - 十五 各課ノ主掌ニ屬セサル校務上ノ事項
- 第十條 會計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 資金ノ管理ニ關スル事項
  - 二 資金ノ豫算及決算ニ關スル事項
  - 三 歳入歳出豫算及決算ニ關スル事項

- 四 歳入ノ確定收入及證明ニ關スル事項
- 五 經費ノ仕拂及證明ニ關スル事項
- 六 物品ノ保管及購買ニ關スル事項
- 七 物品ノ貸借及修理ニ關スル事項
- 八 物品ノ出納及證明ニ關スル事項
- 九 營繕ニ關スル事項
- 十 警備並災害ノ防止及消毒ニ關スル事項
- 十一 本校内外ノ掃除ニ關スル事項
- 十二 不用物品ノ處分ニ關スル事項
- 十三 電話電燈及給水ニ關スル事項
- 十四 巡視、守衛、給仕、校丁以下進退及取締ニ關スル事項
- 十五 門鑑ニ關スル事項
- 十六 人夫ノ傭入及其ノ取締ニ關スル事項
- 十七 物品ノ運搬並收受但小包郵便ヲ除クニ關スル事項
- 十八 前項ノ外會計ニ關スル事項



第十一條 圖書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 圖書ノ監守保管及出納ニ關スル事項
- 二 圖書印ノ保管ニ關スル事項
- 三 圖書ノ貸付ニ關スル事項
- 四 圖書閱覽室及其ノ取締ニ關スル事項
- 五 圖書ノ目錄編纂及整理ニ關スル事項
- 六 新聞雜誌年報一覽等ノ保管及出納ニ關スル事項
- 七 前項ノ外圖書ニ關スル事項

第二節 事務員服務規程

第一 事務員

第一條 事務員ハ執務時限前ニ昇校シ直ニ出勤簿ニ捺印スヘシ

第二條 當日ニ生シタル事務ハ可成即日處辨スヘシ若シ即日處辨スヘキ事務ニシテ執務時間中ニ處辨シ終ラサルモノアルトキハ退校時限ニ至ルト雖モ事務處辨ノ後ニアラサレハ退校スルコトヲ得ス

第三條 監督上官ヨリ特ニ命令アルトキハ執務時間外又ハ休日ト雖モ執務スヘシ

第四條 疾病其ノ他ノ事故ニヨリ遅刻セントスルトキ又ハ出勤シ難キ時ハ其ノ事由ヲ具シ執務時

限前ニ學校長ニ届出ツヘシ但疾病ノ爲缺勤一週間ニ及フトキハ届書ニ醫師ノ診斷書ヲ添フルヲ要ス爾後一週間毎ニ同様ノ手續ヲ爲スヘシ

第五條 執務時間中發病其他ノ事故ニ依リ執務ノ場所ヲ離レントスルトキハ其ノ事由ヲ申告シテ學校長ノ許可ヲ受クヘシ

第六條 父母ノ忌日ニ當リ祭典ヲ舉行スル爲ニ不參セントスルモノハ其ノ旨前日中ニ届出ツヘシ

第七條 親屬ノ喪ニ遇ヒ忌服ヲ受クルトキハ死者ノ氏名竝死者トノ親屬關係ヲ表示シタル忘引届ヲ差出スヘシ

第八條 新任ノ者ハ七日以内ニ履歷書、印鑑及宿所届ヲ差出スヘシ爾後改印、轉居等ハ其ノ都度届出ツヘシ

第九條 出張ノ命ヲ受ケタルモノハ出發ノ際及歸校ノ際共其ノ旨學校長ニ届出ツヘシ前項ノ場合ニ於テハ歸校後五日以内ニ復命書ヲ學校長ニ差出スヘシ若シ學術研究ノ爲出張ヲ命セラレタル場合ニ在リテハ研究ノ結果ヲ報告スヘシ

第十條 出張旅費請求書ハ歸校後三日以内ニ差出スヘシ又出張先ニ於テ臨時必要ヲ生シタル費用即荷造用ノ物品代若クハ郵便電信料等私費繰替拂ヲ爲シタルモノアルトキハ歸校後三日以内ニ仕



譯書ヲ添へ會計課ニ請求スヘシ

但私費繰替ノ償還請求ニハ確實ナル證憑ヲ添付スルヲ要ス

第十一條 轉免ノ節ハ事務及物品等ノ引繼ヲ爲スヘシ引繼ハ書面ヲ作り受渡者雙方連署ヲ以テ届出ツヘシ

第十二條 火器其ノ他危險物ニツキテハ擔當事務ニ屬スルト否トヲ問ハス事務員五ニ注意シ充分取締ヲ爲スヘシ

第十三條 風水震災其ノ他非常異變アルカ又ハ校内若クハ其ノ近傍ニ於テ出火アルトキハ速ニ昇校シテ上官ノ指揮ニ從フヘシ

附 則

第十四條 本則ハ教官及囑託者ニ準用ス

第一一 當 直

第十五條 本校當直勤務ハ本校書記及事務履員輪番ヲ以テ一名宛之ニ任ス其ノ順番ハ別ニ之ヲ定ム當直勤務ハ場合ニヨリ前項職員以外ノモノニモ命スルコトアルヘシ

第十六條 營直時間ハ左ノ如ク定ム

一 平日ハ退校時限ヨリ翌日昇校時限迄トス

二 休日ハ其ノ日ノ昇校時限ヨリ翌日ノ昇校時限迄トス

但昇校時限ハ當時ノ執務時間ノ規定ニ從フ

第十七條 左ノ諸項ノ一ニ當ルトキハ當直ヲ免ス

一 出張ヲ命セラレタル者ハ出張中ハ勿論出張ノ前日又歸校ノ翌日

二 病氣其ノ他事故ニヨリ本務ヲ缺クモノハ缺勤届出ノ期間

第十八條 前條ノ事由ニヨリ除直スルモノアルトキハ當直順ハ順次繰上トス

第十九條 當直者止ムヲ得サル事故ニヨリ他ノ當直ノ義務アル職員ヲシテ代番セシメントスルトキハ其ノ旨連署ヲ以テ届出ツヘシ

第二十條 當直ノ義務アル職員新任ノ時ハ出校ノ日ヨリ起算シ一週日ノ後當直順番ニ挿入ス此ノ場合ニ於テハ他ノ當直者ノ順番ハ當然順次繰下クルモノトス又轉免者アルトキハ順番ノ繰上ヲナスヘシ

第二十一條 當直勤務ノ主要ナル事項ハ概ネ左ノ如シ

一 聖影奉安室及其ノ他ノ鎖鑰並當直日誌ノ保管ヲナスコト

二 巡視校丁等ヲ監督シ校舍内外一切ノ取締ヲ爲スコト

三 往復物件ヲ處分スルコト



- 四 火器其ノ他火災ノ虞アル器物ニ對シテ注意スルコト
- 第二十二條 當直日誌ニハ左ノ諸件ヲ記載スルヲ要ス
  - 一 當直ノ年月日並宿直者ノ氏名捺印
  - 二 巡視、校丁、火夫ノ氏名
  - 三 到着若クハ發送セシ物件ノ目錄
  - 四 以上諸項ノ外當直中處理シタル事項
- 第二十三條 當直日誌ハ翌日庶務課長ノ監査ヲ經ヘシ
- 第二十四條 當直中接受シタル物件ハ左ノ取扱ヲナスヘシ
  - 一 親展公文書並職員宛私文書及其ノ他ノ物件ハ其ノ儘之ヲ留置キ翌日庶務課ニ引繼キ表記氏名ヲ示ササルモノハ各課長ニ引渡スヘシ但外見急速ヲ要スルモノト認メ得ヘキモノハ直ニ宛名ノモノ若クハ各課長ニ送達スヘシ
  - 二 親展ニアラサル公文書ハ直ニ開封シ即時之ヲ處理スヘシ
- 第二十五條 當直中出火近火ハ勿論風水震災盜難等非常ノ異變アルトキハ直ニ學校長ニ其ノ旨ヲ急報シ狀況ニ應ジ直ニ臨機ノ處置ヲナスヘシ

### 六、關係諸法令

一、文部省直轄諸學校官制(抄) (明治二十六年八月勅令第八十六號) (ヲ以テ制定セラレ爾後數次改正)

第一條 文部省直轄學校ハ左ノ如シ

(中略)

#### 第六高等學校

第六條 文部省直轄學校ニ左ノ職員ヲ置ク

校長 教授 生徒主事 助教授 書記 生徒主事補

前項職員ノ外文部省直轄諸學校職員定員令ノ定ムル所ニヨリ助手ヲ置クコトヲ得

第七條 校長ハ勅任又ハ奏任トス文部大臣ノ命ヲ承ケ校務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス

第八條 教授ハ勅任又ハ奏任トシ助教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

第九條 文部省直轄諸學校定員令ニ於テ生徒主事ノ專任定員ヲ配置シタル學校ノ生徒主事ハ奏任トシ其ノ他ノ學校ノ生徒主事ハ當該學校ノ奏任教官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス  
生徒主事ハ學校長ノ命ヲ受ケ生ノ徒調育ヲ掌ル



第十條 書記ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ從事ス  
 第十條ノ二 文部省直轄諸學校職員定員令ニ於テ生徒主事補ノ專任定員ヲ配當シタル學校ノ生徒主事補ハ判任トシ其ノ他ノ學校ノ生徒主事補ハ當該學校ノ判任教官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ命ス  
 生徒主事補ハ上官ノ命ヲ受ケ生徒主事ノ職務ヲ助ク  
 第十條ノ三 助手ハ判任トス教授又ハ助教ノ指揮ヲ承ケ授業及實驗ノ補助ニ從事ス  
 第十七條 專任教官中其ノ學校所設ノ某學科ヲ擔任スヘキ者ヲ得サル場合ニ於テハ兼任教官ヲ置キ若クハ學校長ニ於テ特ニ文部大臣ノ許可ヲ得テ臨時ニ講師ヲ囑託シ其ノ學科ノ授業ヲ擔任セシムルコトヲ得  
 第十九條 文部大臣ハ校務上ノ須要ニ依リ學校ニ商議委員會ヲ設クルコトアルヘシ其ノ委員ハ文部大臣之ヲ命ス

二、文部省直轄諸學校職員定員令(抄) (明治三十五年勅令第九十九號ヲ以テ制定セラレ爾後數次改正)

第六高等學校	校長	教授	主生	助教	書記	主生	助手
	一	一	一	二	七	一	一

三、高等學校令 (大正七年十二月五日勅令第三百八十九號)

第一條 高等學校ハ男子ノ高等普通教育ヲ完成スルヲ以テ目的トシ特ニ國民道德ノ充實ニ力ムヘキモノトス  
 第二條 高等學校ハ官公立又ハ私立トス  
 第三條 高等學校ヲ設立スルコトヲ得ル公共團體ハ北海道及府縣トス  
 第四條 私立高等學校ハ財團法人タルコトヲ要ス但シ特別ノ必要ニ因リ學校經營ノミヲ目的トスル財團法人カ其ノ事業トシテ之ヲ設立スル場合ハ此ノ限ニ在ラス  
 第五條 前條ノ財團法人ハ高等學校ニ必要ナル設備又ハ之ニ要スル資金及少クトモ高等學校ヲ維持スルニ足ルヘキ收入ヲ生スル基本財産ヲ有スルコトヲ要ス但シ其ノ基本財産ノ額ハ五拾萬圓ヲ下ルコトヲ得ス  
 基本財産中前項ニ該當スルモノハ現金又ハ國債證券其ノ他文部大臣ノ定ムル有價證券トシ之ヲ供託スヘシ  
 第六條 公立及私立ノ高等學校ノ設立廢止ハ文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ  
 第七條 高等學校ノ修業年限ハ七年トシ高等科三年尋常科四年トス



高等學校ハ高等科ノミヲ置クコトヲ得

第八條 高等學校高等科ヲ分テ文科及理科トス

第九條 高等學校ニハ高等科ヲ卒リタル者ノ爲ニ專攻科ヲ置クコトヲ得其ノ修業年限ハ一年トス  
專攻科ヲ卒リタル者ハ得業士ト稱スルコトヲ得

專攻科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十條 高等學校ニハ特別ノ必要アル場合ニ於テ豫科ヲ置クコトヲ得但シ第七條第二項ノ高等學校ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

高等學校豫科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十一條 高等學校尋常科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該學校豫科ヲ修了シタル者尋常小學校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス

第十二條 高等學校高等科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該學校尋常科ヲ修了シタル者中學校第四學年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス

第十三條 高等學校ノ生徒定數ハ高等科四百八十人以内尋常科三百二十人以内トシ第七條第二項ノ高等學校ニ在リテハ專攻科ヲ除キ六百人以内トス

第十四條 高等學校ニ於テハ同科同學年ノ生徒ヲ以テ學級ヲ編成スヘシ一學級ノ生徒定數ハ三十人

以内トス

第十五條 高等學校ニ於テハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ學科目ノ種類ニ從ヒ學級ノ異ナル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得

第十六條 高等學校ノ教員ハ文部大臣ノ授與シタル高等學校教員免許狀ヲ有スル者タルコトヲ要ス但シ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ免許狀ヲ有セサル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

高等學校教員免許狀ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十七條 高等學校ノ設備編制學科目及其ノ程度教科書並生徒ノ入學退學及懲戒授業料入學料等ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十八條 公立及私立ノ高等學校ハ文部大臣ノ監督ニ屬ス

第十九條 文部大臣ハ公立及私立ノ高等學校ニ對シ報告ヲ徵シ檢閲ヲ行ヒ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十條 本令ニ依ラサル學校ハ勅定規定ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外高等學校ト稱シ又ハ其ノ名稱ニ高等學校タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用フルコトヲ得ス

附 則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス



明治二十七年勅令第七十五號高等學校令及高等中學校令ハ之ヲ廢止ス  
 舊令ニ依ル高等學校ハ之ヲ本令ニ依ル高等學校トス  
 前項ノ高等學校ニハ當分ノ内第十三條ノ規定ヲ適用セス  
 高等學校大學豫科ハ大正十年八月三十一日マテ之ヲ存置ス

四、高等學校規程

(大正八年三月二十九日  
 文部省令第八號)

第一章 學科課程及教科書

第一節 尋常科

第一條 尋常科ノ學科目ハ修身、國語及漢文、外國語、歷史、地理、數學、博物、物理及化學、  
 圖畫、唱歌、體操トス

外國語ハ英語、獨語又ハ佛語トス

第二條 各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目	學年			
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
修身	一	一	一	一

計	學年									
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第一學年	第二學年
國語及漢文	八	八	六	六	八	八	七	六	八	六
外國語	六	七	七	七	六	七	七	七	六	六
歷史	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
地理	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
數學	四	四	五	四	四	五	四	四	四	四
博物	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
物理及化學	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
圖畫	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
唱歌	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
體操	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
計	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三

體操ハ前表ノ教授時數ヲ適宜増加シテ之ヲ課スルコトヲ得

第三條 中學校ノ學科目ノ程度ニ關スル中學校令施行規則ノ規程ハ尋常科ニ關シ之ヲ準用ス



第二節 高等科

第四條 高等科文科ノ學科目ハ修身、國語及漢文、第一外國語、第二外國語、歷史、地理、哲學概説、心理及論理、法制及經濟、數學、自然科學、體操トス

高等科理科ノ學科目ハ修身、國語及漢文、第一外國語、第二外國語、數學、物理、化學、植物及動物、礦物及地質、心理、法制及經濟、圖畫、體操トス

外國語ハ英語獨語又ハ佛語トス

第二外國語ハ隨意科目トス

第五條 修身ハ教育ニ關スル勅語ノ趣旨ニ基キ道德上ノ思想及情操ヲ養成シ實踐窮行ヲ勸奨スルヲ以テ要旨トス

修身ハ道德ノ要領ヲ授ク國家、社會、家族ニ對スル責務並人格修養ニ關シ必要ナル事項ヲ知ラシメ特ニ我國民道德ヲ會得シ其ノ實行ニ努メシムヘシ

第六條 國語及漢文ハ言語文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ表ハスノ能力ヲ得シメ智德ヲ啓發シ文學上ノ趣味ヲ養フヲ以テ要旨トス

國語及漢文ハ文科ニ在リテハ近世、近古及中古ノ國文ヲ授ク進ミテ上古文ノ一般ニ及ホシ又普通ノ漢文ヲ講讀セシメ國語文法及國文學史ノ大要ヲ授ク作文ニ習熟セシムヘシ

理科ニアリテハ近世及近古ノ國文並普通ノ漢文ヲ授ク作文ニ習熟セシムヘシ

第七條 外國語ハ英語、獨語又ハ佛語ヲ了解シ且之ニ依リテ思想ヲ表ハスノ能力ヲ得シメ兼テ智德ノ増進ニ資スルヲ以テ要旨トス

外國語ハ發音、綴字、讀方、譯解、話方、作文、書取及文法ヲ授クヘシ

第八條 歷史ハ重要ナル古今ノ事蹟ヲ知ラシメ邦國ノ盛衰文化ノ發達ヲ理解セシメ特ニ我國運發展ノ由來國體ノ特異ナル所以ヲ明ニシ國民性格ノ養成ニ資スルヲ以テ要旨トス

歷史ハ日本歷史、東洋歷史及西洋歷史ヲ授クヘシ

第九條 地理ハ我國及重ナル世界各國ノ現狀ヲ知ラシムルヲ以テ要旨トス

地理ハ我國及諸外國ノ政治經濟等ニ關スル地理上ノ智識ヲ授クヘシ

第十條 哲學概説ハ思想界ニ關スル知識ヲ與ヘ哲學ノ概念ヲ會得セシムルヲ以テ要旨トス

哲學概説ハ東洋及西洋ノ哲學宗教等ニ就キテ其ノ大要ヲ授クヘシ

第十一條 心理及論理ハ心意ニ關スル知識ヲ得シメ思考ヲ鍛鍊セシムルヲ以テ要旨トス

心理及論理ハ各種ノ精神ノ作用思想ノ原則及其ノ方法ノ概要ヲ授クヘシ

第十二條 數學ハ數理ヲ會得セシメ計算應用ニ熟セシメ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス



何、初等微分積分及初等力學ヲ授クヘシ

第十三條 自然科學ハ天然物及自然ノ現象ニ關スル知識ヲ與ヘ其ノ法則ヲ理解セシムルヲ以テ要旨トス

自然科學ハ生物、地質、物理、化學等ニ關スル主要ナル事項ヲ授クヘシ

第十四條 物理化學ハ自然ノ現象ニ關スル知識ヲ與ヘ其ノ法則ヲ理解セシメ之カ應用ヲ示シ兼テ觀察工夫ノ力ヲ養フヲ以テ要旨トス

物理ハ力學、物性、音響、熱光、磁氣、電氣ヲ授ク又主要ナル實驗ヲ課スヘシ

化學ハ無機化學及有機化學ヲ授ク又主要ナル實驗ヲ課スヘシ

第十五條 植物及動物、礦物及地質ハ天然物ニ關スル知識ヲ與ヘ之カ應用ヲ示シ兼テ觀察ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

植物及動物ハ生物ノ形態生理、分類進化ニ關スル知識ヲ授ク又主要ナル實驗ヲ課スヘシ

礦物及地質ハ礦物ノ產狀、性質、用途、地球ノ構成及其ノ變遷ニ關スル知識ヲ授ク又便宜主要ナル實驗ヲ課スヘシ

第十六條 法制及經濟ハ法制及經濟ニ關スル事項ニ就キ國民生活ニ必要ナル知識ヲ得シムルヲ以テ要旨トス

法制及經濟ハ帝國憲法ノ大要及日常ノ生活ニ適切ナル法制上及經濟財政上ノ事項ヲ授クヘシ

第十七條 圖畫ハ形體ヲ正確且自由ニ書クノ能力ヲ得シメ意匠ヲ練リ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

圖畫ハ自在畫、平面幾何畫、立體幾何畫ヲ授クヘシ

第十八條 體操ハ身體ヲ健全ニシ動作ヲ敏活ナラシメ剛健ノ精神ト規律ヲ守リ協同ヲ尙フノ習慣トヲ養フヲ以テ要旨トス

體操ハ教練及體操ヲ授クヘシ又劍道及柔道ヲ加フルコトヲ得

第十九條 文科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目	學年	第一學年	第二學年	第三學年
修身		一	一	一
國語及漢文		六	五	五
第一外國語		九	八	八
第二外國語		(四)	(四)	(四)



計	體操	自然科學	數學	法制及經濟	心理及論理	哲學概論	地理	歷史
(三)元	三	二	三				二	三
(三)元	三	三		二	二		八	五
(三)元	三			二	二	三		四

第一外國語ハ尋常科又ハ中學校ニ於テ生徒ノ履修シタル外國語トス但シ生徒ノ志望ニ依リ第一外國語ノ種類ヲ轉換スルコトヲ得シム此ノ場合ニ於テハ各學年ニ於ケル第一外國語及第二外國語ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

計	第一外國語	第二外國語
(三)三	二	(三)
(三)三	一〇	(三)
(三)三	一〇	(三)

第二十條 理科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一	一	一
國語及漢文	四	二	
第一外國語	八	六	六
第二外國語	(四)	(四)	(四)
數學	四	四	(二)四



物	理	三	三	三	三
化	學	三	三	三	三
植	物及動物	二	二	二	二
鑛	物及地質	二	二	二	二
心	理	二	二	二	二
法	制及經濟	二	二	二	二
圖	畫	二	二	二	二
體	操	三	三	三	三
計		(三元)	(三元)	(三元)	(三元)

第三學年ノ數學(二)及圖畫(二)ト第三學年ノ植物及動物(講義二實驗二)トハ生徒ヲシテ其ノ一ヲ選擇セシムルモノトス

第一外國語ハ尋常科又ハ中學校ニ於テ生徒ノ履修シタル外國語トス但シ生徒ノ志望ニ依リ第一外國語ノ種類ヲ轉換スルコトヲ得シム此ノ場合ニ於テハ各學年ニ於ケル第一外國語及第二外國語ノ

每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目	第一學年	第二學年	第三學年
第一外國語	〇	九	九
第二外國語	(三)	(三)	(三)
計	(三)	(三)	(三)

第二外國語ヲ修メサル者ニ對シテハ其ノ教授時數ヲ便宜他ノ學科目ニ配當スルコトヲ得

第三節 專攻科

第二十一條 專攻科ノ學科目ハ左ノ學科目中ヨリ便宜選擇シテ之ヲ定ムヘシ

國語、漢文、支那時文、外國語、史學、哲學、倫理學、社會學、法律學、政治學、經濟學、數學、物理學、化學、植物學、動物學、鑛物學、地質學、天文學、氣象學、應用化學、機械工學、實業ニ關スル科目等

第四節 教授上ノ注意

第二十二條 高等學校ニ於テハ高等學校令第一條ノ趣旨ニ依リ生徒ヲ教育シ殊ニ國民道德ノ充實ニ



關聯セル事項ハ何レノ學科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授センコトヲ要ス  
各學科目ノ教授ハ其ノ目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相聯絡シテ補益センコトヲ要ス

第五節 教科書

第二十二條 高等學校ノ教科書ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ學校長之ヲ定ムヘシ  
但シ文部大臣ノ檢定ヲ經タル中學校教科書ヲ尋常科ノ教科書トシテ使用スル場合ニ於テハ認可ヲ  
要セス

第二章 學年教授日數及式日

第二十四條 學年ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日マテトス但シ九月一日ヨリ翌年八月三十一日マ  
テト爲スコトヲ得

第二十五條 教授日數ハ尋常科ニ在リテハ每學年二百二十日以上高等科ニ在リテハ每學年二百日以  
上專攻科ニ在リテハ百九十日以上トス但シ次條ノ場合及特別ノ事情ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ受ケ  
タル場合ニ於テハ此ノ限ニアラス

試驗及修學旅行ニ充ツル日數ハ前項ノ日數ニ算入セス

第二十六條 傳染病豫防ノ爲必要ナルトキ其ノ他非常變災アルトキハ臨時休業ヲ爲スコトヲ得

第二十七條 紀元節天長節明治節及一月一日ニハ職員及生徒學校ニ參集シテ祝賀ノ式ヲ行フヘシ

第三章 編立及編制

第二十八條 尋常科ニ於テ學級ノ異ナル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得ル場合ニ關シテ  
ハ中學校ニ關スル規定ヲ準用ス

高等科ニ於テモ國語及漢文、外國語、數學ヲ教授スル場合ヲ除ク外文部大臣ノ認可ヲ受ケ學級ノ  
異ナル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得

第二十九條 公立又ハ私立ノ高等學校ノ教員數並專任教員及兼任教員ノ割合ハ文部大臣ノ認可ヲ受  
ケ之ヲ定ムヘシ

第三十條 公立又ハ私立ノ高等學校高等科ニ於テ劍道又ハ柔道ノ教授ヲ擔任スル教員ハ前條ノ定數  
外トス

第四章 設備

第三十一條 高等學校ニ於テハ校地、校舍、體操場及校具ヲ備フヘシ

第三十二條 校地ハ學校ノ規模ニ適應セル面積ヲ有シ且道德上及衛生上害ナキ所タルヘシ

第三十三條 校舍ニハ教室、事務室、其ノ他必要ナル實驗室、圖書室、器械室、標本室等ヲ備フヘ



シ  
校舍ハ教授上管理上衛生上適當ニシテ堅牢ナルコトヲ要ス

第三十四條 校具ハ教授上必要ナル圖書、器械、器具、標本、模型等トス

第三十五條 高等學校ニ於テハ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外左ノ表簿ヲ備フヘシ

- 一、學則、日課表及教科用圖書配當表
- 二、職員ノ名簿及履歷書並擔任學科目及時間表
- 三、生徒學籍簿、出席簿、身體檢查ニ關スル表簿及入營延期又ハ徵兵猶豫ニ關スル書類
- 四、試験ノ問題答案及成績表
- 五、資産原簿、出納簿經費ノ豫算決算ニ關スル帳簿及圖書機械器具標本模型ノ目錄  
生徒學籍簿ニハ生徒氏名、族籍、居所、生年月日、入學前ノ履歷、入學轉學退學ノ年月日及其ノ學年、卒業ノ年月日、入學試験ノ有無、轉學退學ノ事由、徵兵事故、保證人ノ氏名及居所等ヲ記載スヘシ

### 第五章 設立及廢止

第三十六條 公立又ハ私立ノ高等學校ノ設立ニ付認可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ文部大

臣ニ申請スヘシ

- 一、名稱
  - 二、高等學校令第七條ノ事項
  - 三、學則
  - 四、各科ノ生徒定數
  - 五、位置及校地
  - 六、校舍ノ圖面及建設ノ設計
  - 七、開校ノ期日
  - 八、經費及維持ノ方法
- 前項第五號ニ關シテハ校地ノ地質及面積並附近ノ情況ヲ記載シタル圖面及飲用水ノ定性分析表ヲ添付スヘシ
- 第一項各號ノ變更ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
- 第三十七條 公立又ハ私立ノ高等學校ノ廢止ニ付認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由及生徒ノ處分方法ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ

### 第六章 入學、在學、休學、退學及懲戒



第三十八條 生徒ヲ入學セシムヘキ時期ハ學年ノ始ヨリ三十日以内トス

第三十九條 當該高等學校ノ豫科ヲ修了シタル者ハ其ノ他ノ志願者ニ先チ之ヲ尋常科ニ入學セシムヘシ

第四十條 他ノ高等學校又ハ中學校ノ豫科ヲ修了シタル者及高等學校ニ於テ國語、算術、國史、地理、理科ニ就キ尋常小學校卒業ノ程度ニ依リ行フ檢定ニ合格シタル者ハ尋常科ノ入學ニ關シ尋常小學校ヲ卒業シタル者ト同等以上ノ學力アリト認ム

前項入學者ノ學力ハ當該學年ノ程度ニ於テ之ヲ檢定スヘシ

第四十一條 尋常科第二學年以上ニ入學ヲ許スヘキ者ハ第一學年ニ入學スル資格ヲ有シ且前各學年ノ課程ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者タルヘシ

前項入學者ノ學力ハ前各學年ノ程度ニ於テ其ノ各學科目ニ就キ試驗ニ依リテ之ヲ檢定スヘシ

第四十二條 當該高等學校尋常科ヲ修了シタル者ハ其ノ他ノ志願者ニ先チ之ヲ高等科ニ入學セシムヘシ

第四十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ高等科ノ入學ニ關シ中學校第四學年ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力アリト認ム

一、他ノ高等學校尋常科ヲ修了シタル者

二、高等學校高等科入學資格試驗ニ合格シタル者

三、專門學校入學者檢定規定ニ依リ試驗檢定ニ合格シタル者

四、文部大臣ニ於テ高等學校高等科ノ入學ニ關シ指定シタル者

五、文部大臣ニ於テ一般ノ專門學校ノ入學ニ關シ中學校卒業者ト同等以上ノ學力アリト指定シタル者

前項ノ資格試驗ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第四十四條 當該高等學校尋常科ヲ修了シタル者以外ノ入學志願者ノ數高等科各科ニ入學セシムヘキ人員ニ超過スルトキハ入學前ニ於ケル學業成績ト中學校第四學年修了ノ規程ニ依リ行フ試驗ノ成績トヲ併セ考查シテ入學者ヲ選拔スヘシ但シ試驗ハ之ヲ行ハサルコトヲ得

前項ノ考查ノ外必要アリト認ムルトキハ入學志願者ニ對シテ人物考查ヲ行フコトヲ得

第四十五條 高等學校ニ於テハ入學志願者ニ對シテ身體檢査ヲ行ヒ之ニ合格シタル者ニ限り入學セシムヘシ但シ當該學校ニ於テ豫科ヨリ尋常科ニ進入シ又ハ尋常科ヨリ高等科ニ進入スル者ニ關シテハ此ノ限ニ在ラス

第四十六條 高等科第二學年以上ニ入學ヲ許スヘキ者ハ第一學年ニ入學スル資格ヲ有シ且前各學年ノ課程ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者タルヘシ





前項入學者ノ學力ハ前各學年ノ程度ニ於テ其ノ各學科目ニ就キ試験ニ依リ之ヲ檢定スヘシ

第四十七條 高等學校生徒ニシテ學籍ヲ失ヒタル者其ノ學籍ヲ失ヒタル時ヨリ二年以内ニ再入學ヲ志願シタルトキハ銓衡ノ上當該學年又ハソノ翌學年ノ始ヨリ三十日以内ニ於テ同一學年以下ノ學年ニ限リ入學ヲ許可スルコトヲ得

第四十八條 高等學校生徒ニシテ他ノ高等學校ニ轉學ヲ志望スル者アルトキハ其關係學校長ノ協議ニ依リ之ヲ許可スルコトヲ得

第四十九條 高等學校尋常科ト中學校トノ相當學年相互ノ間ニ於テハ前條ノ規程ニ準シ轉學ヲ許可スルコトヲ得

第五十條 高等學校尋常科各學年ノ課程又ハ全學科ノ修了ヲ認ムルニハ平素ノ學業成績ヲ考查シテ之ヲ定ムヘシ

高等學校高等科各學年ノ課程ノ修了又ハ全學科ノ卒業ヲ認ムルニハ平素ノ學業及試験ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定ムヘシ但シ正當ノ事由アリテ試験ニ缺席シタル者ニ對シテハ平素ノ學業ノミヲ考查シテ之ヲ定ムルコトヲ得

試験ハ學校長ノ見込ニ依リ之ヲ行ハサルコトヲ得

第五十一條 學校長ハ一學年ノ課程ヲ修了セサル生徒ノ學年ヲ進ムルコトヲ得ス

第五十二條 學校長ハ高等學校高等科ヲ卒業シタル者ニハ卒業證書ヲ專攻科ヲ卒リタル者ニハ得業證書ヲ尋常科ヲ修了シタル者ニハ修了證書ヲ授與スヘシ

第五十三條 學校長ハ正當ノ事由アリト認メタルトキハ生徒ノ休學ヲ許可スヘシ

第五十四條 學校長 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ退學ヲ命スヘシ

一、性行不良ニシテ改善ノ見込ナシノ認メタル者

二、學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

三、引續キ一年以上缺席シタル者

四、正當ノ事由ナクシテ引續キ一箇月以上缺席シタル者

五、出席常ナラサル者

第五十五條 生徒退學セントスルトキハ學校長ノ許可ヲ受クヘシ

第五十六條 學校長ハ教育上必要ト認メタルトキハ生徒ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得

### 第七章 豫科

第五十七條 高等學校ノ豫科ニ關シテハ中學校ノ豫科ニ關スル中學校令施行規則ノ規定ヲ準用ス

### 第八章 雜則



第五十八條 高等學校ノ學則中ニ規定スヘキ事項凡左ノ如シ

- 一、學年、學期及休業者ニ關スル事項
- 二、學科課程教授時數ニ關スル事項
- 三、課程ノ修了及卒業ノ認定ニ關スル事項
- 四、生徒ノ入學、退學、懲戒ニ關スル事項
- 五、授業料、入學料等ニ關スル事項

第五十九條 私立ノ高等學校ニ關シ文部大臣ニ提出スヘキ文書ハ地方長官ヲ經由スヘシ

附 則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ高等學校大學豫科ニ在學スル生徒ニシテ大正十年八月三十一日マテニ卒業セサルヘキモノハ之ヲ高等學校高等科ノ相當學年ニ編入ス

高等中學校規程明治四十一年文部省令第九號高等學校大學豫科入學者無試驗檢定規程及高等學校大學豫科入學者選拔試驗規程ハ之ヲ廢止ス

五、文部省直轄諸學校生徒他ノ文部省直轄諸學校ノ

入學試驗ヲ受クルノ件

(明治三十八年  
文部省令第十八號)

文部省直轄諸學校ノ生徒ニシテ豫メ學校長ノ許可ヲ受ケス他ノ文部省直轄諸學校ノ入學試驗ヲ受ケタルトキハ其ノ入學試驗ハ無効トス

六、高等學校高等科學力檢定規程

(大正十年十一月二日  
文部大臣發專一三六號達)

第一條 高等學校高等科學力檢定試驗ハ帝國大學學部又ハ官立大學ヨリ其ノ入學志願者ノ學力檢定試驗施行ノ通告アリタル場合ニ限り高等學校ニ於テ施行ス  
試驗ハ二月ニ於テ之ヲ施行ス

第二條 試驗ハ高等學校高等科卒業ノ程度ニ依リ之ヲ行フヘシ  
高等學校高等科ニ入學スル資格ヲ有セサル者ニハ先ツ中學校第四學年迄ノ必修各學科目ニ就キ第四學年修了ノ程度ニ依ル學力檢定試驗ヲ行フヘシ  
第三條 試驗ヲ受ケントスル者ハ受験料金五圓ヲ納ムヘシ  
既納ノ受験料ハ何等ノ事由アルモ之ヲ還付セス



第四條 試驗ニ合格シタル者ニハ左式ノ證明書ヲ交付スヘシ

證明書

校印

族籍

何某

何年何月生

右ハ當校試驗ノ成績ニ依リ高等學校高等科何科ノ卒業ト同等ノ學力アルコトヲ證明ス

年月日

某高等學校長 位勳 氏 名 印

番號

附則

大學豫科學力檢定規程ハ之ヲ廢止ス

七、陸軍現役將校學校配屬令(抄) (大正十四年四月勅令一三五號)

第一條 (前略)高等學校(中略)ニ於ケル男生徒ノ教練ヲ掌ラシムル爲陸軍現役將校ヲ當該學校ニ

配屬ス但シ戰時事變ノ際其ノ他己ムヲ得サル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依ル將校ノ配屬ハ陸軍大臣文部大臣ト協議シテ之ヲ行フ

配屬將校ハ教練ニ關シテハ當該學校長ノ指揮監督ヲ承ク

第四條 陸軍大臣ハ現役將校ヲシテ本令ニ依リテ將校ノ配屬シタル學校ニ於ケル教練實施ノ狀況ヲ査閲セシムルコトヲ得

八、直轄學校、公私大學高等學校及專門學校、北海道廳府縣

野球ノ統制並施行ニ關スル件 (文部省訓令第四號、昭和七年三月二十八日官報第一五七〇號)

我カ國ニ於ケル運動競技カ近時著シク普及發達シタルハ當ニ體育ノ爲ニ之ヲ賀スヘキノミナラス國民ノ資質向上ノ見地ヨリ大ニ之ヲ慶ハサルヘカラス

運動競技カ國民ノ健康ヲ増進シ體位ヲ向上セシムルノ効果ハ固ヨリ言テ俟タス更ニ人人ノ元氣ヲ振作シ氣宇ヲ明朗快潤ニシ其ノ態度ヲ公明眞摯ナラシムル等所謂運動精神ヲ體得セシメテ不知不識ノ間ニ人格ノ教養ニ資スルノ大ナルハ深ク顧慮スヘキ所ニシテ體育運動カ近世ノ教育ニ最モ重ンセラ



全ナル發達ヲ圖ルノ要アリ而シテ學生ニ依リテ行ハル、野球カ一般野球界ノ中心ヲナセルノ實情ニ鑑ミルトキハ之カ第一著手トシテ其適正健全ナル發達ヲ圖ルヲ喫緊ノ急務トナサ、ルヘカラス是レ今回特ニ學生野球ノ施行ニ關シ其ノ據ルヘキ基準ヲ示サントスル所以ナリ

凡ソ學生野球ノ要ハ教育ノ本義ニ則リテ運動競技ノ精神ヲ發揮セシムルニ在リ即チ之ヲ行フ者常ニ克ク學生ノ本分ヲ體シ純正ナル心情ヲ持スルヲ以テ念トナサ、ルヘカラス然レトモ往々ニシテ之ニ伴フ弊ナキ能ハスカノ野球ヲ行フ者ハ野球ヲ觀ル者ノ熱狂ノ餘常規ヲ逸シ正道ヲ離ル、コト是ナリ此ノ如キハ互ニ相警メ又自ラ抑制シテ正シキニ就カシムヘキハ論ヲ俟タス尙且本邦ニ於ケル野球ハ其ノ發達ノ過程複雑ニシテ之カ施行ノ體様亦區々ニ流レ爲ニ適正ナル發達ヲ損ヒタルコト少カラス是ヲ以テ其ノ施行ニ關スル組織益々整備シ其統制愈々確立スルニ至ラハ更ニ一層之カ成果ヲ善美ナラシムコトヲ得ヘシ蓋シ本邦野球界ノ現狀ハ此ノ種ノ企劃ヲ實施スルニ當リ特殊ノ困難ノ之二伴フコト鮮カナラサルヘシト雖モ官民協力シテ堅忍事ニ當ラハ成功ノ日ハ必ス到來スヘシト信ス

茲ニ學生野球ノ施行ニ關シ幾多ノ規矩ヲ掲ケ其ノ實施ヲ勸奨シ以テ之カ適正健全ナル發達ヲ期セントス局ニ當ル者克ク本令ノ趣旨ヲ體シ其ノ達成ニ努ムル所アルヘシ

### 一、小學校ノ野球ニ關スル事項 (省略)

### 二、中學校ノ野球ニ關スル事項

- 一、中等學校ノ野球ニ關シテハ府縣ノ體育團體ニ於テ適當ニ統制スルコト但シ當該團體ノ設置ナキモ府縣學事當局者並中等學校長ト密接ナル聯絡ヲ有スル中等學校體育聯盟若ハ中等學校野球聯盟ノ設置アリテ府縣內中等學校ノ野球ヲ統制セル場合ハ右團體ヲシテ統制ニ當ラシムルモ妨ケサルコト
- 二、中等學校生徒ノ參加シ得ル野球試合ハ左記ニ依リ開催セラル、モノタルコト
  - イ、全國的優勝大會及全國的選拔大會ハ文部省公認ノ下ニ夫々年一回ヲ限り開催セラル、モノタルコト但シ明治神宮體育大會ニ關スル野球ハ此ノ限りニ在ラサルコト
  - ロ、地方的大會(參加校カ近接セル二府縣若ハ數府縣ニ亘ル試合ヲ謂フ)ハ關係府縣體育團體(第一項記載ノ事項參照)ノ共同主催若ハ文部省公認ノ下ニ開催セラル、モノタルコト但シ同一府縣ノ參加回数八年一回全國的優勝大會ノ地方豫選ヲ別ニ行フ場合ハ此ノ回数ヲ含マス)ニ限ルコト
  - ハ、府縣大會ハ府縣ノ體育團體(第一項記載ノ事項參照)ノ主催若ハ其ノ公認ノ下ニ年一回(全國的優勝大會並地方的大會ノ府縣豫選ハ之ヲ含マス)開催セラル、モノタルコト
- 三、同一府縣內ニ存シ近接セル三校以上ノ學校間ニテ行フ場合ハ府縣體育團體ノ主催若ハ關係學



- 校共同主催ノ下ニ府縣體育團體(第一項記載ノ事項參照)ノ公認ヲ得テ開催セラル、モノタル事  
ホ、同一府縣内ニ存スルニ校間ノ試合ハ兩校共同主催ノ下ニ開催セラル、モノタルコト  
ヘ、府縣ヲ異ニスルニ校間ノ試合ハ夫々當該學校主催ノ下ニ其ノ屬スル府縣體育團體(第一項記  
載ノ事項參照)ノ公認ヲ得テ開催セラル、モノタルコト
- 三、試合ハ總テ學業ニ支障ナキ時ニ行フヘク特ニ對外試合ハ土曜日ノ午後又ハ休業日ニ限り行フコ  
ト但シ荒天等ノ爲之ニ據リ難キ場合ハ特ニ府縣體育團體(第一項記載ノ事項參照)ノ承認ヲ得ルコ  
ト運動場配置等ノ關係ニヨリ又之ニ據リ難キ特別ノ事情アル府縣ニ於テハ當該府縣體育團體ニ於  
テ其ノ事情ヲ具シ文部省ノ承認ヲ得ルコト
- 四、入場料ヲ徵收シ得ル試合ハ府縣體育團體(第一項記載ノ事項參照)ニ於テ主催スルカ若ハ文部省  
ニ於テ公認シタルモノニ限ルコト
- 五、前項ニ依リ入場料ヲ徵收セントスルトキハ之ニ關シ主催者ハ豫メ文部省ノ承認ヲ得其ノ收支ハ  
本令中入場料ニ關スル事項ニ基キ右團體ニ於テ處理シ試合終了後收支決算ヲ遲滞ナク報告スルコ  
ト但シ其ノ使途ニ關シ入場料ニ關スル事項中二ノ(三)(四)ニ充當セントスル場合ハ其ノ事情ヲ具  
シ文部省ノ承認ヲ得ヘキコト
- 六、試合參加ニ關シ旅費滞在費等ヲ受クル場合ハ必ス當該學校ノ屬スル府縣ノ體育團體(第一項記

- 載ノ事項參照)ヲ經テ收受シ當該學校ハ直接之ニ與ラサルコト
- 七、試合ニ出場スル選手ハ當該學年ニ於テ原級ニ止リタルモノニアラザルコト  
轉入學若ハ中途入學ノ者ハ入學後一ケ年以上ヲ經過セルモノニ限ルコト
- 八、選手ハ父兄ノ承認並學校醫ノ健康證明アルモノニ就キ學校長之ヲ選定スルコト
- 九、生徒ハ個人ノ資格ニ於テ入場料ヲ徵收スル試合ニ出場スルヲ得サルコト
- 十、選手ハ「クラブチーム」ニ加ハリ試合ニ出場スルヲ得サルコト但シ學校長ノ許可アル場合收入ヲ  
伴ハサル試合ニシテ府縣體育團體(第一項記載ノ事項參照)ノ承認ヲ得テ學校ヲ背景トスル「クラ  
ブチーム」ニ加リ試合ニ出場スルハ此限ニ在ラサルコト

### 三、大學及高等專門學校ノ野球ニ關スル事項

- 一、全國的大會、地方的大會若ハ聯盟試合ヲ開催スル常置ノ團體ハ其ノ役員中ニ關係學校又ハ其ノ  
體育會(又ハ運動會)ノ責任者若ハ野球部長ヲ加ヘ豫メ團體ノ代表者ニ於テ左記事項ヲ具シ文部  
省ニ報告シ其ノ公認ヲ受クヘキコト但シ關係學校多數ノ爲メ全部ノ學校ヨリ役員ヲ加ヘ難キ場合  
ハ適當ノ員數ニ制限スルモ妨ケナキコト

#### (一) 團體ノ名稱



- (二) 事務所ノ所在地
  - (三) 團體代表者ノ氏名
  - (四) 團體組織ニ關スル規定
  - (五) 事業施行ニ關スル規定
  - (六) 經理ニ關スル詳細ナル規定
- 前記各號ノ事項ニ變更ヲ生シタル場合ハ其ノ都度文部省ニ報告シ其ノ承認ヲ受クヘキコト
- 二、前項ノ常置團體ハ毎年度ノ始メニ於テ其ノ年度ノ事業豫定並收支豫算及前年度ノ事業概要並ニ收支決算ヲ文部省ニ報告スヘキコト
  - 三、第一項ノ常置團體以外ノ團體ニ於テ全國的大會、地方的大會、聯盟試合若ハ是等ニ準スル試合ヲ開催セントスルトキハ參加學校長承認ノ下ニ試合ノ施行並ニ經理方法ヲ具シ試合開催前豫メ文部省ノ公認ヲ受クヘキコト
  - 四、兩校對抗試合ハ當該學校長承認ノ下ニ行ハレ得ルコト但シ入場料ヲ徵收スル場合及當該學校カ何レモ其ノ所在スル府縣ヲ離レ試合ヲ行フ場合其ノ件ニ關シ豫メ當該學校ニ於テ文部省ノ承認ヲ受クヘキコト
- 入場料ヲ徵收シタル場合ハ試合終了後其ノ收支ヲ遲滯ナク文部省ニ報告スヘキコト

- 五、入場料ヲ徵收スル試合ヲ行ヒ其ノ使途ニ於テ入場料ニ關スル事項中二ノ(四)ニ充當スル場合ハ其事情ヲ具シ文部省ノ承認ヲ受クヘキコト
- 六、選手ハ學校醫ノ健康證明ヲ受ケ學校長ニ於テ適當ト認メタル者ニ限ル事
- 七、學生々徒ハ文部省ノ認メタル場合ノ外入場料ヲ徵收スル試合ニ參加スルヲ得サルコト
- 八、選手ハ在籍又ハ出身學校ヲ背景トスル「クラブチーム」以外ノ「チーム」ニ加リ優勝大會若ハ之ニ準スヘキ試合ニ出場スルヲ得サルコト但シ文部省ノ公認セル常置團體ニ於テ之ニ就キ文部省ノ承認ヲ得テ構成スル全國的又ハ地方的ノ選抜「チーム」ニ參加スル場合ハ此ノ限ニ非ラサルコト
- 九、試合ハ土曜日ノ午後又ハ休業日ニ限り行フコト但シ以上ノ期日外ニ行フ場合ハ關係當局ニ於テ支障ナキモノト認メタル場合ニ限ルコト

#### 四、入場料ニ關スル事項

- 一、入場料ハ入場者ノ整理ヲナシ「二」ニ掲クル經費ニ充ツル場合ニ限り之ヲ徵收シ得ルコト
- 二、入場料其ノ他ノ收入ハ之ニ就キ文部省ノ承認ヲ得タル團體ニ於テ收受シ左ノ順序ニヨリ支出シ體育運動以外ノ經費ニ充當セサルコト但シ體育運動團體(大學及高等專門學校ニ關シテハ學校ヲ含ム)以外ノ主催者カ收受スル場合ハ豫メ文部省ト協議ヲ遂ケ其ノ使途ヲ定ムルコト



- (一) 當該試合ヲ開催スルニ必要ナル經費
  - イ、會場費
  - ロ、試合施行ニ要スル經費
  - ハ、試合ノ参加並準備ニ要スル經費
  - ニ、其ノ他ノ雜費
- (二) 主催體育運動團體ノ管理ニ必要ナル經費
- (三) 參加學校ニ於ケル體育運動競技ノ施行ニ資スル經費
- (四) 各種體育運動ノ普及發達ニ必要ナル經費

五、試合褒賞等ニ關スル特殊事項

- 一、學校ノ「チーム」ハ當該學校長及文部省ノ承認アル場合ノ外、國外ニ遠征シ若ハ來朝「チーム」ト試合ヲ行フヲ得サルコト
- 二、試合參加ニ關シ選手又ハ學校ハ優勝旗、優勝牌其ノ他之ニ準スルモノ、外褒賞トシテ之ヲ受クルヲ得サルコト
- 三、選手ハ廣告商品若ハ營利、宣傳ニ利用セラル、虞レアル記事等ニ自己ノ名義肖像等ヲ利用セシ

メサルコト

- 四、學校選手ハ職業選手ト試合ヲ行フヲ得サルコト但シ學校長及文部省ノ承認アル場合ハ此限ニ在ラサルコト
- 五、選手ハ「コーチ」審判等ヲ行フニ當リ旅費宿泊費其ノ他當然必要ナル經費以外ノ金品ヲ受ケサルコト
- 六、選手ハ選手タルノ故ヲ以テ學校又ハ學校ヲ背景トスル團體等ヨリ學費其ノ他ノ生活費ヲ受クルヲ得サルコト
- 七、野球ニ優秀ナルノ故ヲ以テ入學ノ便ヲ與ヘ學費其ノ他ノ生活費ヲ授クルカ如キ事ヲ條件トシテ入學ヲ勸誘セサルコト

六、應援ニ關スル事項

- 一、應援ハ當該試合主催者及學校當局者ノ承認セル場合ニ限り之ヲ行ヒ得ルコト
- 二、學生々徒ガ應援團ヲ組織スル場合ハ左ノ條項ヲ遵守スルコト
  - (一) 應援團ハ當該學校ノ職員學生々徒ノミテ以テ組織スルコト
  - (二) 應援團ハ豫メ其ノ責任者ヲ定メ當該試合ノ主催者ニ届出ルコト



- (三) 應援團ハ當該學校ノ當局者並運動部ト充分ナル聯絡ヲ保ツヘキコト
- 三、應援ノ方法ニ關シテハ學校當局者試合ノ主催者關係學校應援團ノ間ニ充分ナル協議ヲ遂ケ特ニ左記事項ニ關シテハ之ヲ嚴守スヘキコト
  - (一) 應援ハ學生々徒ノ本分ヲ體シ運動競技ノ精神ニ從ヒテ之ヲ行ヒ苟モ試合ノ妨害トナルカ如キコトハ一切之ヲ行ハサルコト
  - (二) 應援者ノ服裝ハ當該學校ノ制服制帽ニ限ルコト
  - (三) 廣告宣傳等ニ利用セラル、虞アル物品ヲ一切使用セサルコト
  - (四) 應援ノ爲ニ多額ノ經費ヲ費サ、ルコト

附 則

本令ハ昭和七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令中府縣ノ體育團體トアルハ府縣學事當局並學校長ト密接ナル關係ヲ有シ他ノ運動種目ト共ニ小學校並中等學校ノ野球ヲ統制シ得ル團體タルヘク郡、市、區、町、村ノ體育團體トアルハ夫々其ノ地域ノ學校管理者及學校長ト密接ナル關係ヲ有シ府縣ノ公認ヲ得タルモノナルヘキコト但シ郡市區町村ノ體育團體ニ關シテハ學校管理者並小學校長ト密接ナル關係ヲ有スル教育會等ヲシテ之ニ代ラ

シムルハ妨ケサルコト

府縣體育團體、府縣中等學校體育聯盟若ハ府縣中等學校野球聯盟ノ設置ナキ場合ハ府縣ニ於テ適當ナル方法ニヨリ小學校並中等學校ノ野球ノ統制ニ關スル事務ヲ取扱フヘキコト

昭和七年三月二十八日

文部大臣 鳩山 一郎

七、職員姓名

昭和十三年五月一日現在

學 校 長	文 學 士	金 子 幹 太	山 口
名 譽 教 授	文 學 士	岡 野 義 三 郎	大 阪
教授並ニ生徒主事	理 學 士	雜 賀 修 二 郎	大 分
物 理 教 授	理 學 士	吉 田 貞 一	岡 山
漢 文 教授兼 生徒主事	文 學 士	山 岡 望	大 阪
化學、自然科學 教授	理 學 士		



國語	國語	獨語	獨語	修身、哲學概說	數學	物理、自然科學	化學、自然科學	動物、自然科學	獨語	數學	英語	英語
教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授
文學士	文學士	文學士	文學士	文學士	理學士	理學士	理學士	理學士	文學士	理學士	文學士	文學士
小西謙	森敬三	杉山茂	山岡直道	野田淨	上總常雄	宮原節	高柳義一	佐藤林三	大本琢壽	山内友五郎	近成多一	緒方健三郎
石川	和歌山	東京	北海道	滋賀	大阪	廣島	富山	長崎	岡山	新潟	岡山	福岡

法制及經濟、獨語	獨語	漢文、歷史及地理	英語	植物	國語	漢文	歷史及地理	鑛物及地質、自然科學、地理	獨語	英語	獨語	歷史及地理
教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授	教授
法學士	文學士	文學士	文學士	理學士	文學士	文學士	文學士	理學士	文學士	文學士	文學士	文學士
鯉正太郎	古川尙雄	內藤雋輔	飯島隆	竹重常夫	西下經一	林秀一	藤井駿	飯山敏春	富士川英郎	戶田尙	寺田正二	大野真弓
靜岡	佐賀	島根	秋田	福岡	岡山	愛知	岡山	東京	廣島	岡山	高知	神奈川



數	數	獨	英	圖	圖	法制及經濟	圖	英	英	獨	數	修身、心理及論理	數
師	師	師	師	師	師	師	師	師	師	師	師	師	師
陸軍歩兵大尉	陸軍歩兵大尉	陸軍歩兵大尉	陸軍歩兵大尉	陸軍歩兵大尉	陸軍歩兵大尉	陸軍歩兵大尉	陸軍歩兵大尉	陸軍歩兵大尉	陸軍歩兵大尉	陸軍歩兵大尉	陸軍歩兵大尉	陸軍歩兵大尉	陸軍歩兵大尉
服部直臣	服部直臣	服部直臣	服部直臣	服部直臣	服部直臣	服部直臣	服部直臣	服部直臣	服部直臣	服部直臣	服部直臣	服部直臣	服部直臣
石田恭二	石田恭二	石田恭二	石田恭二	石田恭二	石田恭二	石田恭二	石田恭二	石田恭二	石田恭二	石田恭二	石田恭二	石田恭二	石田恭二
尾島碩心	尾島碩心	尾島碩心	尾島碩心	尾島碩心	尾島碩心	尾島碩心	尾島碩心	尾島碩心	尾島碩心	尾島碩心	尾島碩心	尾島碩心	尾島碩心
掛谷大三	掛谷大三	掛谷大三	掛谷大三	掛谷大三	掛谷大三	掛谷大三	掛谷大三	掛谷大三	掛谷大三	掛谷大三	掛谷大三	掛谷大三	掛谷大三
ヨゼフ・ケヨルベル	ヨゼフ・ケヨルベル	ヨゼフ・ケヨルベル	ヨゼフ・ケヨルベル	ヨゼフ・ケヨルベル	ヨゼフ・ケヨルベル	ヨゼフ・ケヨルベル	ヨゼフ・ケヨルベル	ヨゼフ・ケヨルベル	ヨゼフ・ケヨルベル	ヨゼフ・ケヨルベル	ヨゼフ・ケヨルベル	ヨゼフ・ケヨルベル	ヨゼフ・ケヨルベル
エルビー・ハミルトン	エルビー・ハミルトン	エルビー・ハミルトン	エルビー・ハミルトン	エルビー・ハミルトン	エルビー・ハミルトン	エルビー・ハミルトン	エルビー・ハミルトン	エルビー・ハミルトン	エルビー・ハミルトン	エルビー・ハミルトン	エルビー・ハミルトン	エルビー・ハミルトン	エルビー・ハミルトン
松尾哲太郎	松尾哲太郎	松尾哲太郎	松尾哲太郎	松尾哲太郎	松尾哲太郎	松尾哲太郎	松尾哲太郎	松尾哲太郎	松尾哲太郎	松尾哲太郎	松尾哲太郎	松尾哲太郎	松尾哲太郎
石津稟三	石津稟三	石津稟三	石津稟三	石津稟三	石津稟三	石津稟三	石津稟三	石津稟三	石津稟三	石津稟三	石津稟三	石津稟三	石津稟三
吉田苞	吉田苞	吉田苞	吉田苞	吉田苞	吉田苞	吉田苞	吉田苞	吉田苞	吉田苞	吉田苞	吉田苞	吉田苞	吉田苞
木畑竹三郎	木畑竹三郎	木畑竹三郎	木畑竹三郎	木畑竹三郎	木畑竹三郎	木畑竹三郎	木畑竹三郎	木畑竹三郎	木畑竹三郎	木畑竹三郎	木畑竹三郎	木畑竹三郎	木畑竹三郎

體	體	弓	體	體	植物及動物	地質及礦物	體	植物及動物	柔	劍	生徒主事補
操	操	道	操	操	操	操	操	操	道	道	道
陸軍歩兵大尉	陸軍歩兵大尉	陸軍歩兵大尉	陸軍歩兵大尉	陸軍歩兵大尉	陸軍歩兵大尉	陸軍歩兵大尉	陸軍歩兵大尉	陸軍歩兵大尉	陸軍歩兵大尉	陸軍歩兵大尉	陸軍歩兵大尉
高月光丸	高月光丸	高月光丸	高月光丸	高月光丸	高月光丸	高月光丸	高月光丸	高月光丸	高月光丸	高月光丸	高月光丸
山口	山口	山口	山口	山口	山口	山口	山口	山口	山口	山口	山口
德山勝彌太	德山勝彌太	德山勝彌太	德山勝彌太	德山勝彌太	德山勝彌太	德山勝彌太	德山勝彌太	德山勝彌太	德山勝彌太	德山勝彌太	德山勝彌太
今倉義直	今倉義直	今倉義直	今倉義直	今倉義直	今倉義直	今倉義直	今倉義直	今倉義直	今倉義直	今倉義直	今倉義直
岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山
三島歡二郎	三島歡二郎	三島歡二郎	三島歡二郎	三島歡二郎	三島歡二郎	三島歡二郎	三島歡二郎	三島歡二郎	三島歡二郎	三島歡二郎	三島歡二郎
鳥根	鳥根	鳥根	鳥根	鳥根	鳥根	鳥根	鳥根	鳥根	鳥根	鳥根	鳥根
西門義一	西門義一	西門義一	西門義一	西門義一	西門義一	西門義一	西門義一	西門義一	西門義一	西門義一	西門義一
大阪	大阪	大阪	大阪	大阪	大阪	大阪	大阪	大阪	大阪	大阪	大阪
鳥山隆三	鳥山隆三	鳥山隆三	鳥山隆三	鳥山隆三	鳥山隆三	鳥山隆三	鳥山隆三	鳥山隆三	鳥山隆三	鳥山隆三	鳥山隆三
東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京
枝松鹿次郎	枝松鹿次郎	枝松鹿次郎	枝松鹿次郎	枝松鹿次郎	枝松鹿次郎	枝松鹿次郎	枝松鹿次郎	枝松鹿次郎	枝松鹿次郎	枝松鹿次郎	枝松鹿次郎
岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山
木村勅二	木村勅二	木村勅二	木村勅二	木村勅二	木村勅二	木村勅二	木村勅二	木村勅二	木村勅二	木村勅二	木村勅二
岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山
金光彌一兵衛	金光彌一兵衛	金光彌一兵衛	金光彌一兵衛	金光彌一兵衛	金光彌一兵衛	金光彌一兵衛	金光彌一兵衛	金光彌一兵衛	金光彌一兵衛	金光彌一兵衛	金光彌一兵衛
岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山
千頭直之	千頭直之	千頭直之	千頭直之	千頭直之	千頭直之	千頭直之	千頭直之	千頭直之	千頭直之	千頭直之	千頭直之
高知	高知	高知	高知	高知	高知	高知	高知	高知	高知	高知	高知
渡邊現壽	渡邊現壽	渡邊現壽	渡邊現壽	渡邊現壽	渡邊現壽	渡邊現壽	渡邊現壽	渡邊現壽	渡邊現壽	渡邊現壽	渡邊現壽
新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟
文學士	文學士	文學士	文學士	文學士	文學士	文學士	文學士	文學士	文學士	文學士	文學士
(應召中)	(應召中)	(應召中)	(應召中)	(應召中)	(應召中)	(應召中)	(應召中)	(應召中)	(應召中)	(應召中)	(應召中)



書記

難波壽平 岡山

連福井 福井

角道正志 岡山

國見秀夫 德島

小島倭夫 岡山

佐藤高治 岡山

太田一也 岡山  
電話二三九三

淺越嘉威 岡山

有森豊次 岡山

兼生徒主事補

學校醫

醫學士

囑託醫

醫學士 醫學博士

事務囑託

有森豊次 岡山

職員

(圖書教室勤務助手)

濱堅之助 岡山

岡本英一 岡山

相賀近男 岡山

久山泰 岡山

太田守衛 岡山

小林隆志 岡山

藤原正一 岡山

佐藤定一郎 岡山

(應召中)

鹽飽精志 岡山

堀剛太郎 岡山

森徳一 香川

是松正敏 岡山

(生物學教室勤務助手)

(物理學教室勤務助手)



臨時雇

(地質鑛物學教室勤務)

評議員

監督教官

文科三年甲一組  
文科三年甲二組  
文科三年乙組

堀 丈夫 岡山

片岡 芳春 岡山

岡本 五六 岡山

吉川 喜信 廣島

教授 雜賀修二郎

教授 吉田貞一

教授 緒方健三郎

教授 近成多一

教授 正太郎

同 山岡直道

同 山岡直道

理科三年甲一組

理科三年甲二組

理科三年甲三組

理科三年乙組

文科二年甲一組

文科二年甲二組

文科二年乙組

理科二年甲一組

理科二年甲二組

理科二年甲三組

理科二年乙組

文科一年甲一組

文科一年甲二組

同 宮原 節

講師 松尾哲太郎

教授 山岡 望

同 山内友五郎

同 西下經一

同 大野真弓

同 杉山 茂

同 上総常雄

同 森 敬三

同 尾島碩心

同 高柳義一

同 内藤倚輔

同 藤井 駿



文科一年乙組	同	古川尙雄
理科一年甲一組	同	飯島隆
理科一年甲二組	同	富士川英郎
理科一年甲三組	同	大本琢壽
理科一年乙組	同	林秀一
學科主任	教授	雜賀修二郎
物理學	教授	吉田貞一
國語及漢文	教授	山岡望
化學	教授	緒方健三郎
英語	教授	山内友五郎
數學	教授	大本琢壽
獨語	教授	佐藤林三
動物植物及地質礦物	兼生徒主事	

修身、心理及論理、哲學概說	教授兼生徒主事	野田淨曜
法制及經濟	教授	鱧正太郎
歷史、地理	教授	内藤尙輔
圖書	講師	松尾哲太郎
體操	講師	三島歡二郎
事務分課		
事務分課		
長	教授	雜賀修二郎
	講師	石津稟三
	生主事	渡邊現壽
	主事	角道正志
	書記	小林隆志
	臨時雇	吉川喜信

(應召中)	(兼)	
(應召中)	(兼)	
(應召中)	(兼)	



課 生徒課 長

(兼)

教授兼 生徒主事 吉田貞一

教授兼 生徒主事 佐藤林三

教授兼 生徒主事 野田淨曜

同 小西謙

講師 高月光丸

講師 今倉義直

講師 生徒主事 助 三島歡二郎

書記 難波壽平

主事 補 渡邊現壽

雇 佐藤定一郎

生徒主事 兼教授 佐藤林三

課 寮務課 長

(應召中)

(應召中)

(應召中)

(應召中)

課 庶務課 長

(應召中)

(兼)

教授兼 生徒主事 吉田貞一

教授兼 生徒主事 小西謙

講師 高月光丸

講師 今倉義直

講師 生徒主事 助 三島歡二郎

書記 難波壽平

書記兼 生徒主事 補 小島倭夫

囑託 有森豊次

雇 太田守衛

雇 佐藤定一郎

臨時雇 堀丈夫

臨時雇 岡本五六

教授 緒方健三郎

書記 角道正志



課長	圖書課	(兼)	臨時雇	岡本英一
		(兼)	教授	野田淨曜
		(應召中)	生徒主事	藤井駿
			教授	渡邊現壽
			主事	濱堅之助
			臨時雇	藤原正一
			主任收入官吏	片岡芳春
			物品會計官吏書記	連甫
			書記	國見秀夫
			書記	佐藤高治
			臨時雇	相賀近男
			臨時雇	森徳一

### 第六高等學校校友會規則

#### 總則

第一條 本會ハ第六高等學校校友會ト稱シ之ヲ本校内ニ設置ス

第二條 本會ハ會員ノ智育德育體育ノ向上ヲ圖リ併セテ會員相互間ニ健全ナル氣分ヲ涵養スルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ左ノ會員ヲ以テ之ヲ組織ス

一、特別會員 本校職員

一、通常會員 本校生徒

第四條 本校卒業生及本校ニ特殊ノ緣故ヲ有スル者ハ會長ノ推薦ニ因リ會友タルコトヲ得

#### 事業

第五條 本會ニ左ノ部ヲ置ク

辯論部 會誌部 英語部 獨語部 端艇部

劍道部 柔道部 庭球部 野球部 弓道部

陸上競技部 蹴球部 山岳部 水泳部



第六條 毎年一回春季ニ水上運動會秋季ニ陸上運動會ヲ開催ス

役員

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名 學校長ヲ推戴ス

副會長 一名 本校職員中ニツキ會長之ヲ委囑ス

部長各部 一名 同上

副部長(會誌部) 一名 同上

理事 三名 二名ハ各科ニ屬スル委員ノ互選セシ者一名ハ代議員ノ互選セシ者ニツキ會長之ヲ命ス但理事ハ委員又ハ代議員ヲ兼ヌルコトヲ得ス

委員各部 四名 (會誌部ハ六名) 通常會員ノ互選セシ者ノ中ニツキ會長之ヲ命ス

代議員各組 一名 該組ニ於テ通常會員ノ互選シタル四名ノ候補者中ニツキ會長之ヲ命ス但委員ハ之ヲ兼ヌルコトヲ得ス

庶務係 一名 本校職員中ニツキ會長之ヲ委囑ス

會計係 二名 同上

會計係 二名 同上

第八條 本會役員ノ任務左ノ如シ

一、會長ハ本會ヲ總理ス

一、副會長ハ會長ヲ補佐シ會長故障アルトキハ之ヲ代理ス

一、部長ハ其ノ部ヲ監督シ副部長ハ部長ヲ補佐ス

一、理事ハ會長ノ指揮監督ヲ受ケ本會全般ニ亙ル事務ヲ處理ス

一、委員ハ其部ノ事務ニ從事ス

一、代議員ハ各組ニ於ケル通常會員ヲ代表シ通常委員會ニ列席ス

一、庶務係及會計係ハ各本會ノ庶務及會計ニ關スル事務ニ從事ス

第九條 委員及役員ノ互選ニ因ル理事ハ毎年二月代議員及代議員ノ互選ニ因ル理事ハ毎年五月之ヲ選舉シ其ノ任期ハ各一ケ年間トス

集會

第十條 集會ヲ分チテ通常委員會代表委員會及特別役員會トス

一、通常委員會ハ理事委員及代議員ヲ以テ組織シ豫算ノ議決決算ノ承認其ノ他本會全般ニ亙ル事項ヲ決議ス

一、代表委員會ハ理事及各部代表委員一名ヲ以テ組織シ本會ニ關スル重要事項ヲ審議ス



一、特別委員會ハ會長副會長部長副部長理事各部代表委員一名及代議員(各科各學年一名)ヲ以テ之ヲ組織シ本會ノ事業方針ヲ協議ス

第十一條 特別委員會ニ於テハ會長之カ議長トナリ其ノ他ノ會ニ於テハ理事議長トナル  
第十二條 凡テ會議ハ當該役員總數ノ三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲナスコトヲ得ス其ノ召集及會議ノ事項ハ開會ノ日ヨリ少クトモ三日前本校庶務課ヨリ之ヲ揭示スヘシ但定數ニ充タサルタメ更ニ會議ヲ召集シタル場合ハ第二回ニ於テハ當該役員總數ノ半數以上第三回ニ於テハ三分ノ一以上ノ出席ヲ以テ議事ヲ開キ議決ヲナスコトヲ得

決議

第十三條 凡テ會議ハ多數決ニ依ル可否同數ナルトキハ議長ノ決スルトコロニ依ル但會則ノ改正其他議長ニ於テ必要ト認メタル場合ハ出席者ノ三分ノ二以上ノ贊同アルコトヲ要ス  
本條ノ決議ニ加ハル會誌部委員ハ四人ヲ超ユルコトヲ得ス

第十四條 凡テ集會ノ決議ハ會長ノ承認ヲ經ルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス

會計

第十五條 本會ノ會計年度ハ毎年四月ニ始マリ翌年三月ニ終ル理事ハ毎年五月中ニ於テ前年度ノ決算ヲ報告スベキモノトス

第十六條 通常會員ノ會費ハ年額金拾圓トシ授業料ト共ニ本校會計課ニ納付スヘシ

特別會員ノ會費ハ別ニ之ヲ定ム

第十七條 新ニ入會シタル通常會員ハ入會金トシテ金五圓五拾錢ヲ本校會計課ニ納付スヘシ  
前項ノ入會金ノ内貳圓五拾錢ハ之ヲ端艇準備金ニ充ツ

第十八條 本會豫算ハ毎年九月各部ヨリ提出シタル原案ニ基キ理事ノ査定ヲ經テ十月代表委員會ノ審議ニ付シ且通常委員會ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム

第十九條 其ノ年度ニ於テ生ジタル剩餘ハ之ヲ別途積立金トス但各部ニ於ケル剩餘金ハ其ノ部ノ次年度繰越金トス

第二十條 委員其ノ部ノ費用ヲ支出セントスルトキハ當該部長ノ承認ヲ經テ本校會計課ニ請求スヘシ但豫算額ヲ超過スルコトヲ得ス

附則

第二十一條 本會規則ノ改正ハ理事又ハ會員ノ五分ノ一以上ノ申出ニ依リ通常委員會ノ決議ヲ經テ會長ノ認可ヲ受クヘキモノトス  
昭和四年十一月二十八日(制定)



校友會中央部役員

會長	金子幹太
副會長	雜賀修二郎
會誌部長	森敬三
會誌副部長	鱧正太郎
柔道部長	松尾哲太郎
辯論部長	吉川尙雄
端艇部長	小西謙
獨語部長	山岡直道
英語部長	緒方健三郎
弓道部長	近成多一
山岳部長	宮原節
校長	金子幹太
教授	雜賀修二郎
教授	森敬三
教授	鱧正太郎
講師	松尾哲太郎
教授	吉川尙雄
教授兼 生徒主事	小西謙
教授	山岡直道
教授	緒方健三郎
教授	近成多一
教授	宮原節

庭球部長	教授	上總常雄
蹴球部長	教授	山岡望
陸上競技部長	教授	林秀一
劍道部長	教授	高柳義一
野球部長	教授	山内友五郎
水泳部長	教授	內藤尙輔
柔道教師	助教授	金光彌一兵衛
劍道教師	助教授	千頭直之
弓道教師	講師	徳山勝彌太
庶務係	書記	角道正志
會計主任	書記	連甫
會計係	書記	佐藤高治

六高同志會會限



### 六高同窓會會則

- 第一條 本會ハ六高同窓會ト稱ス
- 第二條 本會ハ會員相互ノ親睦ヲ計リ併セテ母校トノ關係ヲ密接ナラシムルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ハ其ノ目的ヲ達センガ爲メ左ノ事業ヲ行フ
  - 一、會員名簿及會報ノ發行(年一回)
  - 二、其他適切ナリト認ムル事業
- 第四條 本會ノ會員ヲ左ノ二種トス
  - 一、通常會員 第六高等學校ヲ卒業シタル者
  - 二、特別會員 第六高等學校現職員及職員タリシ者並ニ同校ニ緣故アルモノニシテ會長ノ推薦ニカカル者
- 第五條 本會ハ其ノ本部ヲ第六高等學校内ニ置ク  
會員多數在住ノ地方ニハ支部ヲ設置スルコトヲ得  
支部ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム
- 第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク  
會長 一名

- 理事 若干名
- 委員 若干名
- 會長ニハ第六高等學校長ヲ推戴シ理事及委員ハ會員中ニ就キ會長之ヲ囑託ス  
理事及委員ノ任期ハ三ケ年トシ重任ヲ妨ゲズ
- 第七條 會長ハ本會ヲ總理ス  
理事ハ會務ヲ掌理ス  
委員ハ會務ニ參與ス
- 第八條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル毎年度ノ收支計算ハ會報ヲ以テ報告ス
- 第九條 本會ノ經費ハ會費及寄附金ヲ以テ之ニ充ツルモノトス
- 第十條 通常會員ハ會計年度ノ始ヨリ二ケ月以内ニ會費年額金貳圓ヲ納入スルモノトス  
但シ卒業後五ケ年未滿ノ會員ノ會費ハ每年金壹圓トス  
新卒業生ハ卒業ノ際金參圓ヲ前納シテ卒業後五ケ年間ノ會費ニ充ツルモノトス  
會員ニシテ一時ニ金五拾圓以上ヲ寄附シタル者ハ爾後ノ會費ヲ要セズ
- 第十一條 本會會則ハ會員多數ノ意嚮ヲ參酌シ理事會ノ決議ヲ經會長ノ承認ニヨリテ之ヲ變更スルコトヲ得



# 八、生徒氏名

## 文科三年甲一組

(第一岡山)	鏡井昌義	岡山	(第一岡山)	橋本太助	岡山
(第二岡山)	須田光次	群馬	(大連第一)	高木一夫	福岡
(第一岡山)	緒方健一	福岡	(三田)	米田伸吉郎	兵庫
(府中)	高橋壽	広島	(高松)	野島太郎	香川
(津山)	目瀬稔	岡山	(第一神戸)	瀧川幹雄	東京
(第一岡山)	山上正太郎	岡山	(丸龜)	眞鍋弘	香川
(第一神戸)	吉川嘉三	兵庫	(第一岡山)	池木博俊	広島
(秋田)	飯島盛邦	秋田	(岡崎)	大田憲三	愛知
(大連第二)	白濱正則	鹿児島	(第一岡山)	近藤鳩三	岡山
(平壤)	折笠典四郎	福島	(第一神戸)	朝田孝	兵庫
(勝山)	且進	岡山	(第一岡山)	林泰一郎	岡山

## 文科三年甲二組

(第一岡山)	小松原淳之亮	岡山	(第二神戸)	小西啓夫	兵庫
(津山)	大林秀彌	岡山	(麻布)	小野道夫	岡山
(忠海)	高見豊治	広島	(第一岡山)	安部義一	東京
(広島高師附屬中)	田淵敏彦	広島	(第一岡山)	山崎裕	岡山
(旅順)	窪田勇	福井	(徳山)	田中孝雄	山口
(尾道)	宮本治男	広島	(第一神戸)	土屋敏夫	岡山
(第一岡山)	井上芳文	岡山	(福山誠之館)	荒玉義人	広島
(第二岡山)	西嶋定生	岡山	(第二神戸)	濱谷則次	兵庫
(第一岡山)	森山和郎	岡山	(粉河)	奥良二	和歌山
(第一岡山)	田邊良貞	岡山	(米子)	高橋善五郎	鳥取
(第一岡山)	井村精爾	岡山	(尾道)	今北富一	広島
(麻植)	森本明	徳島	(第一岡山)	別役道久	高知
(天城)	貝原淳太	岡山	(天王寺)	小田俊之	広島
(第二岡山)	梶谷太郎	岡山	(大連第一)	野中圓造	佐賀



(塙)	太田省一	富山	(高 雄)	戸川俊正	岡山
(岡崎)	河村四郎	佐賀	(丸 龜)	近藤憲量	香川
(第一岡山)	影山剛	岡山	(第一神戸)	中瀬善雄	岡山
(大 垣)	山上克己	廣島	(東京第九)	大野貞次郎	東京
(第二神戸)	内尾政典	福岡	(横濱第一)	相澤 茂	神奈川
(塙)	榑田善輔	兵庫	(高 梁)	坂野定和	岡山
(新 宮)	堀 三郎	和歌山	(福 井)	織田昭麿	福井
(高 松)	神余正義	香川	(第一岡山)	鶴海良一郎	岡山
(第二岡山)	長野士郎	岡山	(津 山)	中村文雄	岡山
(吳第一)	松浦秀之	廣島	(第一岡山)	杉原 茂	岡山
(今 治)	檜垣 修	愛媛	(第一岡山)	石田和夫	岡山
(小 倉)	仁尾三郎	福岡	(奈 良)	鈴木幸彦	廣島
(第一岡山)	兒山大策	岡山	(第一岡山)	小武守 靖	岡山
(第一岡山)	岡本大一	岡山	(麻布夜間)	松本佐一郎	神奈川

文科三年乙組

(第二神戸)	中村善一	兵庫	(矢 掛)	岡田覺夫	岡山
(矢 掛)	坂田眞太郎	岡山	(豊 中)	渡部 徹	大阪
(第二岡山)	永瀬哲夫	岡山	(和歌山)	中岡正幸	和歌山
(朝 倉)	星野正實	福岡	(第二岡山)	井上 力	岡山
(尾 道)	栗根秀雄	廣島	(第一岡山)	入澤 務	岡山
(高 梁)	大月 正	岡山	(第二神戸)	清水通夫	兵庫

理科三年甲一組

(第二岡山)	森 哲三	岡山	(奉 天)	森重太郎	大分
(第一岡山)	石井幸次郎	岡山	(第二岡山)	井上 武	岡山
(第二神戸)	角田 章	岡山	(第一岡山)	東山芳郎	岡山
(第一岡山)	長瀬英介	岡山	(第二神戸)	廣瀬治夫	兵庫
(第一岡山)	石原有一	岡山	(三 池)	久保哲治郎	徳島
(京 城)	加藤正男	愛知	(奈 良)	湯口俊一	京都
(吳第一)	堀向憲治	廣島	(北 野)	守谷一 郎	岡山
(元 山)	三宅俊治	山口	(第一岡山)	辻野正秋	大分



(第一神戸)	松田吉平	兵庫	(第二岡山)	向井金二	岡山
(第一岡山)	竹原勝次郎	岡山	(矢掛)	竹内正	岡山
(早稻田)	稻見浩	東京	(洲本)	泉修平	兵庫
(岩園)	山根幸夫	山口	(吳第二)	檜和田亮造	廣島
(東京第三)	雀部正	京都	(門司)	島内俊雄	福岡
(京城)	大矢博毅	東京	(大連第一)	岡本康	青森
(福山誠之館)	井森輝尙	廣島	(高松)	松本要	香川
(第一岡山)	小松改造	岡山	(五條)	今西久彌	奈良
(第二岡山)	長瀬壽郎	岡山	(第一岡山)	片木劍三郎	大阪
(第一岡山)	荒地清超	山口	(第一岡山)	吉田猛	岡山
(第一神戸)	岸本泰延	岡山	(海南)	畑山達雄	和歌山
(和歌山)	土井大陸	兵庫	(高梁)	丸濱徹郎	岡山
	井關善八	和歌山	(丸龜)	鶴田誠二	徳島

理科三年甲二組

理科三年甲三組

(徳島)	須々木毅	岡山	(北野)	大塚齊之助	滋賀
(福山誠之館)	篠原幹	廣島	(高松)	湯淺哲夫	香川
(横濱第二)	須藤二郎	新潟	(興讓館)	三宅博	岡山
(京城)	馬渡茂信	長崎	(長野)	中澤忠誠	長野
(第一岡山)	吉崎太郎	岡山	(富岡)	谷重幸	徳島
(津山)	長谷榮二	岡山	(五條)	上田明	奈良
(第一岡山)	山本城	岡山	(大連第二)	白井信雄	新潟
(三園)	牧野省吾	福井	(第三神戸)	山下正毅	静岡
(第一岡山)	近藤英太郎	岡山	(第一岡山)	大野恒男	岡山
(第一岡山)	片山實典	岡山	(第一岡山)	服部慎男	岡山
(第一岡山)	佐藤弘	岡山	(府中)	唐川卓郎	廣島
(池田)	石川博	廣島	(奈良商業)	原納一富	奈良
(第一岡山)	二本哲郎	岡山	(第二岡山)	向井達也	岡山
(第二岡山)	大森常良	岡山	(第一岡山)	木山亨	岡山



(釜山)	浦田純一	神奈川	(第二神戸)	飯谷桂	岡山
(第一岡山)	柴田雅男	岡山	(東京高師附屬中)	中村直	島根
(岐阜)	遠藤禮次郎	岐阜	(尾道)	井口良治	広島
(第二岡山)	西崎太計志	岡山	(第一岡山)	逸見吉之助	岡山
(今宮)	喜多久博	大阪	(第一岡山)	森谷健	岡山
(第一神戸)	渡邊武夫	東京	(矢掛)	池田隆	岡山
(第二岡山)	北脇三男	香川	(第二岡山)	清水敏武	岡山
(徳島)	工藤正	徳島	(第一岡山)	松枝秀	岡山
(興讓館)	廣谷尙文	岡山	(第二神戸)	貴志修	岡山
(宇治山田)	森甫	三重	(第一岡山)	淺野澄忠	岡山
(第一岡山)	渡邊恒彦	岡山	(生野)	石井秀利	奈良
(第一岡山)	谷本一	岡山	(姫路)	藤井紀一	兵庫
(撫養)	中西牧一	徳島	(第一神戸)	鈴木光雄	岡山
(第一岡山)	山川敬止	岡山	(和歌山)	貞木正生	和歌山

理科三年乙組

文科二年甲一組

(第一岡山)	平井守	岡山	(市岡)	古河惠三	大阪
(福山誠之館)	篠井重耕	岡山	(第二岡山)	新泰雄	岡山
(奈良)	瀧川鐸三	大阪	(第一岡山)	東原良穎	岡山
(第一岡山)	赤木忠雄	岡山	(第一岡山)	岡村信幸	岡山
(田邊)	稻垣勝	和歌山	(第一岡山)	中桐敏宏	岡山
(天城)	岩津精一	岡山	(西條)	三好秋馬	愛媛
(第一岡山)	樋口聖	岡山	(市岡)	中島弘	鳥取
(第一岡山)	古谷純一	岡山	(第一岡山)	佐藤仁	岡山
(天王寺)	小谷峻	岡山	(第一岡山)	神坂恭之介	岡山
(第一岡山)	畑中宗一郎	岡山	(第一岡山)	妻井哲郎	岡山
(第二岡山)	新免豊太	岡山	(彦根)	吉田博	滋賀
(三豊)	高岡久勝	香川	(第一神戸)	助川直正	宮城
(第一岡山)	水野才	岡山	(羅南)	村上俊彦	東京
(第一神戸)	岡田聰	兵庫	(第二岡山)	星島啓一	岡山



(大田)	川端莊三郎	岡山	(第一岡山)	河原重雄	岡山
(米子)	寺澤幸一	鳥取	(今治)	矢野卓也	愛媛
(第一岡山)	佐藤宏一	岡山	(上海日本商業)	山崎九申	岡山
(第一岡山)	津田鉄夫	岡山	(新義州)	前田實	岡山
(第一神戸)	後藤曠	兵庫	(灘)	竹内幹太郎	鹿兒島
(岐阜)	鷹森太郎	三重	(西條)	大田不二男	茨城
(大川)	池田保彦	香川	(北野)	梅田光雄	大阪
(第二岡山)	黒崎三郎	岡山	(第一岡山)	則武俊男	岡山
(北野)	山野速男	岡山	(第二岡山)	齊藤賢吾	岡山
(第二神戸)	岡村敬二	兵庫	(東京開城)	石黒貞吉	鹿兒島
(岐阜)	伊藤武	岐阜	(第一岡山)	松岡良明	岡山
(茨木)	齋藤一郎	高知	(第一岡山)	松本卓矣	岡山
(徳山)	秋本武久	山口	(第二岡山)	伊藤雅友	岡山
(第二神戸)	乾紀雄	兵庫	(高松)	高原功	香川

文科二年甲二組

(第二岡山)	佐藤章	岡山	(廣島第二)	堂迫尙聰	廣島
(高梁)	丸濱達郎	岡山	(第三神戸)	森村勝	兵庫
(池田)	龜長友義	徳島	(第一岡山)	内田喜之	岡山
(第一岡山)	石井多加三	岡山	(第一神戸)	嘉田薄彦	鹿兒島
(羅南)	高塚俊彦	岡山	(高松)	盛幸三	香川
(第一神戸)	濱田謙二	高知	(東京第一)	江尻宏一郎	愛知
(今治)	白石基一郎	愛媛	(北野)	堀口桂輔	大阪
(三豊)	鳥取綱太郎	香川	(第二神戸)	岩上朝穂	栃木
(吳第一)	元岡万互	廣島	(第一岡山)	多田限和成	熊本
(和歌山)	南方義彦	和歌山	(生野)	小池宣之	大阪
(第一岡山)	石野點	岡山	(市岡)	佐伯一徳	香川
(第三神戸)	本田忠夫	愛知			

文科二年乙組

(田邊)	鈴木康男	和歌山	(福山誠之館)	吉浦淨真	廣島
(第二岡山)	小坂猛雀	岡山	(金光)	西島森三郎	岡山



(宗像)	花田元	福山	(第一岡山)	馬場正人	岡山
(第一岡山)	高原達郎	兵庫	(第一岡山)	細川高正	廣島
(膳所)	宇野勝	滋賀	(市岡)	蜂谷三郎	大阪
(北野)	小野久勝	東京	(第二岡山)	藤本直衛	岡山
(第一岡山)	吉永哲夫	岡山	(岩國)	柳原旭彦	山口
(第二岡山)	田邊澄	岡山	(和歌山)	柳原三誠	和歌山
(土佐)	森本嘉一	高知	(第一岡山)	守屋清	岡山
(福山誠之館)	佐藤義郎	廣島	(麻布)	大田康二	岡山
(第二神戸)	中島琢磨	兵庫	(第一岡山)	千輪慧	岡山
(奉天第一)	森谷庸三	岡山	(第一神戸)	石井爾朗	東京
(津山)	山田信夫	香川	(敵傍)	西川安夫	奈良
(四條囀)	金澤忠史	大阪	(高松)	中村一作	香川
(第一岡山)	森圭三	岡山	(第一岡山)	古田進	岡山
(金光)	瀬良正人	岡山	(第一岡山)	名和駿吉	岡山
(今宮)	武田誠夫	徳島			

理科二年甲一組

(丸龜)	宮武義文	香川	(高松第一)	岩部正平	香川
(京城第一高普)	李世勳	朝鮮	(八日市)	松澤謙三	滋賀
(西條)	近藤好弘	愛媛	(第二神戸)	龜井平太郎	兵庫
(第一岡山)	菅原忠	岩手	(徳島)	鈴江邦一	徳島
(三豊)	守谷昌造	香川	(和歌山)	鍋田朝頼	和歌山
(京都第一商業)	速永祐治	京都	(福山誠之館)	森井勇	廣島
(津山)	尾崎六夫	岡山	(金光)	宗田啓一	岡山
(横濱第一)	柏木肇	東京	(大分)	北澤正雄	長野
(廣島高師附屬)	鎌田勇吉	廣島	(田邊)	岡本和四郎	和歌山
(津)	森下克明	三重	(今治)	山本健太郎	愛媛
(米子)	梅林罔彦	鳥取	(東京第一)	石郷岡信之	東京
(第一神戸)	満石照	兵庫	(海洲高普)	呂運昌	朝鮮
(徳山)	荒川浩	山口	(吳第一)	妹尾正士	岡山
(東京第五)	伊藤欣一	兵庫	(第一岡山)	松本善	岡山



(市岡) 港 種雄 香川  
 (天王寺) 矢部一郎 福島  
 (公州高普) 平田繁 京都

(灘) 石垣四郎 兵庫  
 (徳島) 中西正城 大阪  
 (土佐) 溝間泰輔 新潟  
 (天王寺) 河野喜義 富山  
 (第一岡山) 柚木彬滋 岡山  
 (洲本) 岡本克己 兵庫  
 (大洲) 沼田靖行 廣島  
 (豊橋) 中村正夫 愛知  
 (第一岡山) 杉根千代二 静岡  
 (第一東京市立) 梶谷彌壽男 岡山  
 (小倉) 矢村家利 兵庫

理科二年甲二組

(第一岡山) 出射二郎 岡山  
 (灘) 秦淨 廣島  
 (和歌山) 井上佐 和歌山

(第一岡山) 小林一夫 福岡  
 (平壤) 南基棟 朝鮮  
 (第一神戸) 高橋英夫 兵庫  
 (福山誠之館) 五十川正八 廣島  
 (高松) 宮武義明 香川  
 (岩國) 藤本和正 山口  
 (第一岡山) 藤澤保昌 岡山  
 (青島日本中) 齊藤欣哉 岡山  
 (松江) 廣田實 鳥根  
 (福山誠之館) 工藤廣 廣島  
 (龍野) 武田功 兵庫

理科二年甲三組

(米子) 小谷隆彦 鳥取  
 (徳山) 岩本整治 山口  
 (吳第一) 石橋太郎 廣島  
 (西條) 志村和夫 大坂

(三豊) 大野澄男 岡山  
 (第一岡山) 升谷二郎 岡山  
 (鹿本) 池田直親 熊本  
 (第一岡山) 片山範 岡山  
 (池田) 垂水保之 徳島  
 (第一岡山) 竹崎正知 岡山  
 (第一岡山) 前田勢二 岡山  
 (土佐) 中山荘 高知  
 (土佐) 溝間憲三 新潟  
 (津山) 水野義久 岡山

(忠海) 出田重明 廣島  
 (彦根) 保坂仁吉 滋賀  
 (奈良) 片山光生 奈良  
 (京城) 草野眞琴 山口

(高松) 野崎藤夫 香川  
 (龍山) 鳥栖恭二 熊本  
 (京城) 久保幸正 香川  
 (第一岡山) 長田寅二郎 岡山  
 (濱松第一) 竹山久夫 静岡  
 (第一岡山) 宇野泰央 岡山  
 (生野) 美濃義夫 兵庫  
 (第一岡山) 江見耕平 岡山  
 (明石) 孝橋謙一 兵庫  
 (住吉) 岡田繁雄 廣島



(津山)	洲崎晃司	廣島	(津山)	福田政之	岡山
(富岡)	古川元宣	徳島	(第一岡山)	河合弘海	岡山
(宇土)	青木邦輔	岡山	(奈良)	安田勝幸	奈良
(第二神戸)	千葉啓二郎	兵庫	(高津)	浦野一	大阪
(茨木)	神戸文夫	石川	(甲陽)		

理科二年乙組

(徳山)	温品良夫	山口	(第一岡山)	木山敦府	岡山
(第一岡山)	青井宜一	岡山	(和歌山)	隅田隆太郎	和歌山
(第一岡山)	稻田正美	愛知	(五條)	梁瀬義亮	奈良
(第一岡山)	難波正義	岡山	(福知山)	摺見勉三	京都
(第一神戸)	原口泰彦	兵庫	(第一岡山)	山本常信	岡山
(第一岡山)	横山潤二郎	岡山	(伊都)	辻本俊一	和歌山
(小野)	小河秀策	兵庫	(第三神戸)	中村暢夫	兵庫
(京城第二高普)	文周鐘	朝鮮	(吳第一)	柴田一郎	愛媛
(福山誠之館)	巻幡定雄	廣島	(第一岡山)	岡田廉保	岡山

文科一年甲一組

(第一岡山)	鶴海寛治	岡山	(第一岡山)	宮野孝士	廣島
(平壤)	韓順徳	朝鮮	(第一神戸)	清水潤治	奈良
(田邊)	木津睦夫	和歌山	(第一岡山)	美登徹朗	岡山
(北野)	山内三郎	徳島	(津)	小野田進	岡山
(郡山)	植田房之介	奈良	(水海道)	塚本哲應	滋賀
(高松)	木村雅	香川		横瀬利雄	茨城
(第一岡山)	岩田耕	岡山			

(防府)	東正明	奈良	(京都第二)	岸川利通	長崎
(鞍山)	中山高吉	大分	(興讓館)	山下恭人	岡山
(三豊)	宮本勝美	香川	(第一岡山)	是友保男	岡山
(市岡夜間)	梶谷保	岡山	(第一神戸)	林兼一郎	兵庫
(三豊)	白井美則	香川	(第一神戸)	西岡光雄	兵庫
(今治)	波部俊弘	愛媛	(京城)	長田秋雄	石川
(第一岡山)	眞殿眞治	岡山	(京城第二高普)	金東鎬	朝鮮



文科一年甲二組

(第二岡山)	藤田須彌雄	兵庫	(第二神戸)	小谷重郎	兵庫
(豊中)	吉田三郎	大阪	(今治)	中路登志雄	愛媛
(第二岡山)	高見眞佐太郎	岡山	(鳥取第一)	石谷佳雄	鳥取
(若松)	松原巖	福岡	(第一岡山)	中野脩	三重
(第一岡山)	池田文吉	岡山	(第二神戸)	志智順幸	兵庫
(長崎)	片岡正躬	岡山	(第一神戸)	和辻春夫	兵庫
(高松)	難波治	岡山	(第一岡山)	岡田茂秀	岡山
	川野健二郎	香川	(第一岡山)	神坂謙三	岡山
(第二岡山)	水間睦夫	鹿兒島	(龍山)	富永天志	廣島
(高松)	大高保	香川	(東京府立第一)	宇都宮秀一	石川
(忠海)	平野義治	廣島	(東京府立第二)	勝山政俊	徳島
(第一神戸)	十河一二	兵庫	(第二神戸)	窪田敏彦	高知
(第一神戸)	小松康	富山	(第一岡山)	大原一郎	岡山
(丸龜)	中西申一	香川	(徳島)	豊川恭三	徳島

文科一年乙組

(臺北第一)	埴見寛	岡山	(尾鷲)	山下淳三	三重
(第二岡山)	高島世平	岡山	(第二岡山)	中山誠之	岡山
(福山誠之館)	矢田健人	廣島	(和歌山)	北島萬司	和歌山
(丸龜)	林正文	香川	(第二神戸)	濱田一郎	香川
(第一岡山)	堀野滋	岡山	(第一岡山)	光岡努	岡山
(第一岡山)	平井康正	岡山	(第三神戸)	隠岐琳三	兵庫
(住吉)	日野月柳市	愛媛	(第一岡山)	好本巧	岡山
(高松)	埴田誠一	香川	(丸龜)	吉原節夫	香川
(豊中)	武田實	岡山	(第一岡山)	八代田泰理	香川
(湘南)	窪田知孝	岡山	(北野)	加藤貞興	新潟
(光州高善)	孫宜錫	朝鮮	(西條)	大西正和	愛媛
(高松)	宮井仁之助	香川	(第一岡山)	余公貞雄	岡山
(奈良)	禰野久芳	富山	(丸龜)	川崎忠	香川
(灘)	井土武久	愛知	(大分)	松井克造	山口



(第一岡山)	山崎雄一郎	岡山	(第一岡山)	裾分一立	岡山
(市岡)	野村滋夫	大阪	(徳山)	森脇富爾夫	和歌山
(閑谷)	小宮山庸雄	岡山	(第一神戸)	吉田良司	和歌山
(姫路)	佐藤正	岡山	(第一岡山)	小武守巧	岡山
(第一岡山)	大野千登志	岡山	(尾道)	豊田民夫	岡山
(天王寺)	渡邊幸之助	岡山	(小倉)	井上進	岡山
(北野)	坂上治雄	大阪	(第一岡山)	上原啓	岡山
(府中)	渡邊八郎	大阪	(大川)	大山泰造	香川
(天王寺)	石川三郎	大阪	(小豆島)	埴田辨治郎	香川
(第二神戸)	玉井英雄	愛媛	(彦根)	朝見伸夫	滋賀
(姫路)	弓岡榮三郎	兵庫	(濱田)	美濃地裏二	島根
(畝傍)	川合幸彦	岐阜	(北野)	増田克忠	兵庫
(吳第一)	坂本三郎	廣島	(住吉)	田淵大作	徳島
(丸龜)	鎌田英俊	香川	(第一岡山)	古田博之	岡山

理科一年甲一組

(第二神戸)	明石源一郎	岐阜	(豊岡)	西村鹿夫	兵庫
(第一神戸)	阪上正信	大阪	(第一神戸)	原口積	兵庫
(門司)	奥谷禎一	鳥取	(住吉)	枝松信之	大阪
(第二神戸)	高橋満直	滋賀	(天王寺)	八木一文	鹿兒島
(丸龜)	片山寛	香川	(和歌山)	高田秀彦	岡山
(倉吉)	田江武彦	鳥取	(西條)	向井貞三郎	大阪
(東京府立第二)	福澤恂	東京	(丸龜)	大西宏	香川
(第一岡山)	小山昌重	岡山	(長野)	土肥亮	宮崎
(丸龜)	田村計色	愛媛	(第二東京市立)	井上喜三郎	福井
(京城第一高普)	郷克守	朝鮮	(丸龜)	古川美行	香川
(第一岡山)	佐久間昌章	岡山	(第二岡山)	若松康弘	岡山
(小濱)	熊田誠	福井	(高松)	苧坂實	滋賀
(第一神戸)	田中章	兵庫	(高津)	森達郎	長崎
(大連第二)	山崎善雄	鳥取	(津山)	谷口茂	和歌山

理科一年甲二組



(第一神戸)	矢島幹男	兵庫	(第二岡山)	齊藤篤四郎	岡山
(丸龜)	片山宏	香川	(大連第一)	山川清	石川
(小豆島)	飯田一郎	東京	(第二岡山)	兒島要	岡山
(新京)	橋十郎	兵庫	(撫養)	今津茂一	岡山
(宇和島)	丸島和夫	千葉	(西條)	藤田公明	徳島
(第二岡山)	室山西夫	岡山	(西條)	膳暢夫	愛媛
(第一岡山)	須田壽	群馬	(關西)	永山源一郎	岡山
(大連第二)	淺井滋夫	宮崎	(第一岡山)	今枝國之助	岡山
(姫路)	中島保彦	長崎	(第一神戸)	増田彌六	岡山
(福山誠之館)	若林司郎	廣島	(高松)	小川浩三	香川
(第一岡山)	桐榮良三	香川	(徳山)	梅本春次	山口
(麻布)	山上徳一	岡山	(北野)	青津敏彦	兵庫
(北野)	竹内潤二	富山	(第一岡山)	兒島幹雄	岡山
(北野)	渡邊文行	岡山	(和歌山)	三宅一郎	和歌山

理科一年甲三組

(第二岡山)	吉松雄太郎	岡山	(釜山)	森昇	岡山
(對馬)	原田利雄	長崎	(羅南)	小林芳夫	福井
(北野)	中嶋英郎	兵庫	(第一岡山)	大東收巳	東京
(第一岡山)	桐榮恭二	香川	(青島)	濱清庸	長野
(第一岡山)	鈴木仲三	岡山	(第一岡山)	大森一郎	岡山
(東京府立第八)	石川健	神奈川	(第一岡山)	近藤誠	岡山
(北野)	北省吾	京都	(第二神戸)	森本史郎	兵庫
(第一岡山)	佐藤好男	岡山	(第一神戸)	黒田泰弘	兵庫
(池田)	北條進	徳島	(第一神戸)	梅原弘一	滋賀
(五條)	新城多喜男	奈良	(宮津)	澁谷謙吉	兵庫
(第一岡山)	寺山祐郎	岡山	(徳島)	蟻馬力	徳島
(第二神戸)	加藤清	三重	(高梁)	淺沼博文	岡山
(鳥取一中)	川口重義	鳥取	(第二岡山)	片岡康夫	岡山
(第一岡山)	渡邊早苗	岡山	(高津)	森野重一	大阪

理科一年乙組



(第二岡山)	三宅 晋	岡山	(第二岡山)	平松 哲夫	岡山
(第一岡山)	那須 修二	岡山	(高松)	浮田 禎男	香川
(高津)	佐々木 勘造	大阪	(高松)	漆原 睦雄	香川
(第二岡山)	田村 潤	福島	(第一岡山)	妹尾 利夫	岡山
(松山)	角田 誠	秋田	(第一岡山)	武藤 二郎	岡山
(豊橋)	森田 明良	静岡	(北野)	大賀 泰郎	大阪
(柳井)	守田 俊二	山口	(第一神戸)	倉智 敬一	福岡
(熊本)	吉住 永三郎	熊本	(吳第一)	池田 正男	廣島
(津山)	江田 涉	岡山	(第二岡山)	中村 文雄	岡山
(第一岡山)	大西 章	岡山	(富岡)	森吉 猛	徳島
(田邊)	片山 和夫	和歌山	(第一岡山)	戸川 潔	岡山
(第一岡山)	藤澤 克己	岡山	(吳第一)	木村 昇	大阪
(第三神戸)	前川 暢夫	兵庫	(高松第一)	徳田 種樹	香川
(東京開成)	石川 正直	山口	(第二神戸)	武田 幸	岡山

### 九、卒業生姓名

#### 備考

第一回ヨリ第十九回マテハ大學豫科卒業生ニシテ第二十回以降ハ高等科卒業生ナリ

氏名ノ上ノ符號解  
 東、京、九、東、北、北、海、大、八、東、京、京、都、九、州、東、北、北、海、道、大、阪、ノ、各、帝、國、大、學  
 名ニシテ新、岡、千、金、長、名ハ新、瀨、岡、山、千、葉、金、澤、長、崎、名古、屋、ノ、各、官、立、  
 大、學、及、東、工、業、大、學、東、京、工、業、大、學、神、戸、商、業、大、學、ナリ、法、文、工、理、農、  
 醫、藥、經、済、獸、醫、等、ハ、各、大、學、ニ、於、テ、專、攻、シ、タ、ル、科、目、ヲ、示、ス、モ、ノ、  
 Xハ、死、亡、ナ、リ

○大學豫科第一回卒業生 (明治三十六年六月三十日卒業) 計六十名

#### 一部甲 (十三名)

東、法	清水 太助	愛知	東、法	長澤 一夫	兵庫	東、文	妹尾 盛親	岡山
東、文	×加地 歌三郎	愛媛	東、文	吉田 貞一	岡山	東、法	×天宅 敬吉	兵庫
京、法	×成瀬 澄三郎	岐阜	東、文	大原 保福	岡	東、文	×告 森	喬
東、法	山下 三郎	廣島	東、文	小林 愛雄	東京	東、文	青木 (舊彌)	喬
東、法	山口 巍	岡山				東、文	青木 (舊彌)	喬

第一回卒業生 明治三十六年



一部乙

(三名)

京、法 山本一作兵庫

京、法

(舊田中)

栗原 蕭大阪

京、法 岸本良和大阪

二部甲

(十五名)

京、工博 小野 鑑正 福岡

東、工

岡崎

幸人 兵庫

東、工

鷺見

(舊旭雄)

周保 岐阜

京、工 武藤 興作 岡山

東、工

圓城寺

規鳥 取

東、工

松井

貴太郎

大阪

京、工 杉本 德三 京都

東、工

犬飼

壽太郎 岡山

東、工

青木

菊次郎

滋賀

京、工 奥富 綾彦 岐阜

京、工

(北村)

五十彦 愛知

京、工

坂本

鑑四郎

岡山

東、工 島田 稻喜 高知

京、工

(芳田)

直三郎 奈良

東、工

山本

和七

大阪

二部乙

(一名)

東、藥醫×土井 多四郎 富山

三部

(二十八名)

東、醫 誠光 長次郎 島根

東、醫博

(舊龜井)

和田 德次郎 和歌山

京、醫

(舊喜多)

本多 幸次郎 奈良

良

京、醫博 吉川 順治 大阪

東、醫

友松

佳雄 三重

京、醫博

(舊竹本)

高楠

榮兵 庫

東、醫×丹羽 元亮 三重

東、醫

池端

後輔 和歌山

東、醫×多

胡

雄

岡山

東、醫×岩野 誠一 三重

東、醫博 笠原 道夫 大阪

東、醫 井上 善吉 茨城

京、醫博 吉永 福太郎 廣島

東、醫×齋藤 和策 靜岡

東、醫 佐久間 泰治 愛知

東、醫 早野 龍三 岐阜

京、醫博 好本 節 大阪

京、醫 原 幸一 山梨

京、醫 野村 久中 愛知

京、醫×竹内 伊三 大阪

九、醫博 望月 代次 岐阜

九、醫 辻野 保和 歌山

九、醫 蜂須 賀誠二 靜岡

九、醫 梅田 弘之 兵庫

九、醫 遠見 長衛 京都

九、醫 森 小一 大阪

九、醫 鶴見 藤太 香川

九、醫博 加藤 尚義 岡山

○第二回卒業生

(明治三十七年七月五日卒業)

計百三名

一部甲

(三十一名)

高橋 文五郎 岡山

柿原 政一郎 宮崎

東、法×横田 誠一 岡山

東、文 相原 熊太郎 愛媛

京、法×松本 卓彌 岡山

東、法×加計 正文 廣島

京、法 森本 豊治 兵庫

東、法 關屋 政徳 島根

京、法×藤田 積造 佐賀

東、法 金万 庸次 岡山

東、文 浦瀬 七太郎 長崎

東、法×中院 富壽 京都

京、法 山郷 龜太郎 奈良

京、法×山田 一高 高知

東、法×(舊原田) 御牧 徳三 岡山



京、法 石井林威 岡山 東、文×戸部十二郎 岡山  
 京、法 日笠祐太郎 岡山 佐藤鏡一 静岡  
 京、法 日笠祐太郎 岡山

一部乙 (十九名)

東、法 築島信司 廣島 東、法 山本芳治 兵庫  
 東、法 望月政友 和歌山 東、法 大河内又太郎 和歌山  
 東、法 今福新一 廣島 京、法 木村得多 香川  
 東、文×金井四郎 群馬 京、法 中上友三郎 福岡  
 京、法×高崎秀雄 鹿兒島 京、法 清水稔太郎 岡山  
 東、法 板野孝一 兵庫 京、法 大里與謝郎 福岡  
 京、法 關口親 阜岐 東、文 春日主税 福井

一部甲 (三十名)

東、工 大口章次 岡山 京、工 那須頼太郎 岡山  
 京、工 石井格一 岡山 京、工 合田松太郎 兵庫  
 京、理 河上幹次 岡山 京、工×遠藤武三郎 岡山  
 東、工 西松唯一 愛媛 ×高田郁三 大阪  
 京、工 永瀨連太郎 岡山  
 東、工 數田春魚 岡山  
 京、工 玉島光三 廣島  
 京、工 中村正義 岡山

京、工×清水惠助 岡山 京、工 安田晴一 兵庫  
 京、理×鍵和田梯治 神奈川 東、工 山田影 東京  
 東、工×別所泰岡 山 京、工 中井義雄 和歌山  
 東、工 三野熊雄 香川 東、工 三木達治 廣島  
 京、工×安川昇一 千葉 東、工 奈良原三次 鹿兒島  
 東、工×上月清次郎 岡山 東、工 川村号 愛知

二部乙 (四名)

東、林 加藤恂四郎 岡山 東、農 綾田豊 香川  
 東、林 貴島圭三 岡山 東、農×青山鋼成 愛知

三部 (二十九名)

東、醫 赤松得二郎 岡山 東、醫 三橋玉見 岡山  
 東、醫 小泉親彦 福井 東、醫 光本天造 廣島  
 京、醫 平田達次郎 岡山 京、醫 福田康甫 山口  
 京、醫 加藤博之 愛知 京、醫×有馬昇平 鹿兒島  
 東、醫 篠原牧之助 兵庫 京、醫 水河序平 岡山  
 京、醫 武田鹿雄 高知  
 京、醫 博田中文 男 兵庫  
 京、醫 博田土居留之助 愛知  
 東、醫 深澤精四 兵庫  
 京、醫 小川六三郎 東京



東、醫博×馬淵亨三郎	靜岡	京、醫	片山春吉	廣島	九、醫	谷野	駿岡山	
京、醫	秋田	哲千葉	京、醫	小林和三郎	廣島	京、醫	村上	進岐阜
九、醫	佐野良太郎	秋田	九、醫	飯尾敏平	大阪	九、醫博×井戸	春岡山	
京、醫	×岩本	護岡山	九、醫	伊藤應隆	愛知	九、醫	守屋辰己	岡山
九、醫	×柴田信衛	埼玉	九、醫	黒田憲夫	廣島			

○第三回卒業生 (明治三十八年七月三日卒業) 計百十六名

一部甲 (三十一名)

東、法	(舊七五三五郎)	次田大三郎	岡山	京、法	×松原權四郎	香川	東、文	辻	盛東京
東、法	橋木虎次郎	廣島	東、法	杉	琢磨	岡山	東、法	今井田清徳	岡山
京、法	清水	秀岡山	東、文	橋本増吉	長崎	京、法	神社柳吉	岡山	
	×甲斐勇雄	岡山	京、法	上野清六	新潟	東、法	(舊長谷川)	志賀二	岡山
京、法	×森信吉	廣島	京、法	福田丈夫	山口	東、法	×佐々木	志賀二	岡山
東、文	塚田芳太郎	千葉	京、法	三浦虎雄	宮崎	東、法	山田五郎	東京	
京、法	×生田廣誠	鳥取	京、法	角南美貴	岡山	東、法	安藤一郎	東京	

京、法	城	榮太郎	兵庫	東、法	大橋信吉	岡山	東、文	岡本立彦	岡山
京、法	田中彰治	東京	京、法	松岡誠一	廣島	東、法	山岡	剛岡山	
京、法	酒井岩太郎	佐賀	東、文	服部品吉	岡山	東、法	齋藤秀三郎	兵庫	
東、法	加藤喜一	廣島							

一部乙 (二十八名)

京、法	和田	駿和歌山	東、法	×大江清太郎	岡山	東、法	×高橋三郎	東京
東、法	松岡信義	岡山	東、法	今井龜三郎	群馬	東、法	谷川浩一	東京
東、法	安達房治郎	愛知		伊藤辰次郎	京都	東、法	西村禎一郎	岡山
京、法	岩崎信一	京都	東、法	岡村芳太郎	愛媛	東、法	×山口五三	岡山
	×下坂廣世	靜岡	東、法	三澤源三郎	栃木	京、法	博細野長良	富山
京、法	(舊今井)	上田令吉	京、法	森田恪誠	廣島	東、法	岩村通世	東京
東、法	竹内長正	香川	東、法	犬丸	岡山	京、法	×伍賀喜太郎	岡山
東、法	三原梓徳	島	京、法	×守安恒太郎	岡山	東、法	岡本友三郎	廣島
東、法	富岡久治	秋田	×諸岡	隆茨城		東、法	松田幾三郎	徳島
京、法	名越素行	廣島						



二部甲 (工科) (十七名)

東、工博宮崎虎一	香川	東、工田中	實東京	東、工小室靜夫	東京
京、工博難波元弘	岡山	東、工×鈴木二	郎茨城	東、工柳本直人	京都
東、工秋田久廣	島	京、工若林信明	鳥取	東、工大瀧照太郎	岡山
東、工×柳下亮一	静岡	京、工小山三郎	京都	東、工×勝本永二郎	香川
東、工齋藤實理	兵庫	東、工×兒玉定次	愛知	東、工林勝二	福島
東、工川井一岐	阜	東、工玉村滋雄	東京		

二部乙 (理科) (三名)

京、工博野田清一郎	岡山	京、理池部季胤	岡山	東、理博桑田義備	大阪
-----------	----	---------	----	----------	----

二部乙 (農科) (八名)

×肥瓜美貞	兵庫	東(醫博)木村哲二	岡山	東、農博近藤萬太郎	岡山
東、農竹内秀雄	愛媛	東、農×樋口千五郎	新潟	東、農藤田豊	奈良
東、農博山川	東京	東、農米津政賢	東京		

二部乙 (藥學科) (一名)

東、藥後藤政治 愛知

三部 (二十八名)

東、醫伊藤正雄	廣島	京、醫清野謙次	静岡	×安藤春雄	岐阜
東、醫春藤	岡山	東、醫×森彌三郎	香川	京、醫野村巖	香川
東、醫博近藤見長	岡山	京、醫梶谷	齊岡山	東、醫河野建輔	千葉
京、醫福家(舊香川)傳香	川	東、醫内田一二	廣島	東、醫博松山陸郎	東京
京、醫博池田誠一	大阪	九、醫太田一也	岡山	京、醫原田彌久	岡山
京、醫博石川芳治	奈良	九、醫×野川彬	岐阜	京、醫渡邊八十次	新潟
×鈴木慎吾	茨城	京、醫平野一貴	愛知	京、醫千原寛	島根
九、醫博赤枝守一	岡山	九、醫博入戸野賢二	愛知	京、醫博×小津(舊浦上)孟	岡山
九、醫×鈴木頼衛	岡山	九、醫×酒匂龍助	鹿兒島	九、醫神森利雄	栃木
九、醫榑原初太郎	神奈川				



○ 第四回卒業生 (明治三十九年七月二日卒業) 計百三十一名

一部甲 (二十七名)

東、文	栗林宇一	秋田	東、法	高崎勝文	岡山	東、文	齊藤文賀	岡山	東、法	丸尾俊彦	岡山
東、文	宮西甚兵衛	香川	東、文	伊達四雄	和歌山	東、文	次田潤	岡山	東、文	長谷川巖	靜岡
京、文	羽溪了諦	福井	東、法	森信敬二	廣島	東、文	齊藤哲四郎	山形	東、法	飯田喜藏	東京
東、法	津田弘正	岡山	東、文	中根倫	廣島	東、法	飯田喜藏	東京	東、法	飯田喜藏	東京
東、文	河本修三	兵庫	東、法	森田司樓	廣島	東、法	飯田喜藏	東京	東、法	飯田喜藏	東京
東、法	龜山保夫	岡山	東、文	三井芳太郎	宮崎	東、法	飯田喜藏	東京	東、法	飯田喜藏	東京
東、法	中村藤兵衛	群馬	東、法	河村嘉一郎	佐賀	東、法	飯田喜藏	東京	東、法	飯田喜藏	東京
京、法	關谷善一	東京	京、法	細川兵一	廣島	京、法	豐田著壽	香川	京、法	豐田著壽	香川
京、法	石田鐵雄	廣島	京、法	細川兵一	廣島	京、法	豐田著壽	香川	京、法	豐田著壽	香川

一部乙

(三十五名)

東、法	水野鶴之助	大阪	東、法	伊東祐啓	鳥取	東、法	井上秀	鳥取
東、法	伊東祐啓	鳥取	東、法	井上秀	鳥取	東、法	井上秀	鳥取

東、文	仲榮壽	埼玉	東、法	瀧川秀雄	大分	東、法	小林一九郎	岡山
京、法	吉田次郎	神奈川	京、法	吉田眞兼	廣島	東、法	太田吾一	靜岡
京、法	浦野義隆	大阪	東、文	岩城平之助	富山	東、法	北島武治	東京
東、法	三田村富彌	岩手	東、法	澤井元善	熊本	東、法	今村信吉	東京
東、法	杉山茂	岡山	東、法	稻山常勝	東京	東、法	杉野繁	東京
東、法	角倉晋造	岡山	東、法	難波眞藏	香川	東、法	香西俊雄	岡山
東、法	藤堂景吉	東京	京、法	岸本銳次郎	岡山	東、文	宇野武男	岡山
東、法	眞野濟藏	和歌山	東、法	長井喜太夫	長野	東、法	田口易之	岡山
東、法	内藤憲吉	岡山	東、法	吉田敬三	千葉	東、法	日高明	宮崎
東、法	米田嘉一郎	京都	東、法	岡田茂登次郎	岡山	東、法	日高明	宮崎

二部甲

(二十三名)

東、工	馬場桑夫	香川	東、工	明石三二	岡山	東、工	米樹健次郎	新潟
東、工	高橋順一	廣島	東、工	内田嘉吉	岡山	東、工	藤岡(舊潮藏)二	岡山
京、工	鈴木貫一	廣島	東、工	荒木文四郎	岡山	東、工	小藤(舊潮藏)島	根



東、工	藤田邦太郎	岡山	東、工	北島義磨	佐賀	京、工	中村誠	東京
東、工	櫻井重助	愛知	東、工	衣斐圭藏	福岡	東、工	古橋柳太郎	東京
東、工	藥師寺主計	岡山	東、工	津川掌事	廣島	京、工	鈴木順三	大阪
東、工	眞野正雄	東京	東、工	江田秀太郎	岡山	東、工	眞島寅三郎	長野
京、工	田代信嗣	東京	京、工	小村捨楠	和歌山			
二部乙 (十四名)								
東、理	志賀潔	東京	東、理	關口雷三	石川	東、理	樫田茂一	兵庫
東、獸醫	渡邊中長	長野	東、林	湯淺新平	岡山	東、林	長山邑睦	愛媛
東、農	博奥田讓	東京	東、農	門田信一	徳島	東、農	日野富三郎	愛媛
東、農	小西龜太郎	東京	東、農	奥澤雅四郎	茨城	東、農	瀨谷元利	茨城
東、獸醫	博田川謙吉	北海道						
三部 (三十二名)								
東、醫博	宮川米次	愛知	東、醫博	加用信憲	高知	東、醫	三戸雄輔	廣島
東、醫	博酒井繁	東京	京、醫	青木守信	岐阜	東、醫	宮部昇	東京
京、醫	結城玄通	廣島	京、醫博	景山万治	岡山			

第五回卒業生 (明治四十年 六月三十日卒業) 計百三十七名

京、醫	外山理市	徳島	京、醫	松下宇太郎	徳島	九、醫	吉田章信	岡山
京、醫	西村方義	山梨	京、醫	清水顯兵	兵庫	京、醫博	吉野信安	香川
京、醫	森川修吾	和歌山	京、醫	×帶包定	香川	九、醫博	問田亮次	佐賀
東、醫	佐藤秀太郎	長野	九、醫	金尾靜衛	廣島	京、醫	鷺山英一	静岡
九、醫	志熊二郎	廣島	九、醫	望月章	茨城	九、醫	安達憲二	新潟
東、醫	大河原一太郎	群馬	×石田	調造廣島		東、醫	松本喜代美	岡山
九、醫	岩谷高明	秋田	九、醫	尖倉綱助	新潟	九、醫	藤井從橋	岡山
九、醫	長谷川大蔵	和歌山	九、醫	木村又八	香川			
一部甲 (三十一名)								
東、法	松本學岡	山	東、法	藤田偵治	岡山	東、法	×玉井龍島	根
東、法	高草朴介	岡山	東、文法	安井長衛	岡山	東、法	白根松介	山口
東、法	辻重雄	東京	東、文	堀江耕造	静岡	東、法	木島駒藏	山口
東、文	×大野正一	千葉	東、文	博四宮兼之	愛知	東、法	荻野友好	大阪



東、法	×高橋	禎二	東京	東、法	神田	純一	山口	東、法	×大森	盛太	岡山
東、法	渡邊	六郎	東京	東、法	小田島	信一郎	秋田	東、文	大佛	衛	香川
東、法	大澤	正五郎	岡山	東、法	井本	定祐	山口	東、法	木村	重樹	兵庫
東、法	九鬼	三郎	京都	東、法	竹田	隆平	静岡	東、法	×萩原	四郎	平野
東、法	宮本	純	長野	東、法	天野	彦三	廣島	京、法	×鴨	脚光	京都
東、法	(舊朝倉)	大村	金治	岡山	東、法	岩永	新太郎	佐賀	東、文	小松	清吉
京、法	吉岡	秀樹	東京								群馬

一部乙

(二十二名)

東、法	有田	勉三郎	山口	東、法	久瑩	茂鳥	取	東、法	大館	義一	東京
東、法	高野	茂基	東京	東、法	土田	新太郎	東京	東、法	廣田	定之	山口
東、法	×山本	直太郎	京都	東、法	高橋	忠雄	和歌山	東、法	武谷	成直	福岡
東、法	×室田	秀松	石川	東、法	三木	進一郎	香川	東、法	草尾	可造	大阪
東、法	岩崎	巖福	岡	東、法	×根本	大助	茨城	東、法	川島	高富	山
京、文	(舊原田)	眞乘	島根	東、法	渡邊	(舊充郎)	徳	栃木	東、法	矢野	爲吉
東、法	三井	哲雄	滋賀	東、法	榎本	安盛	和歌山	東、法	工藤	恒義	東京

東、法 長谷川宗一 廣島

二部甲

(二十八名)

東、工	池田	耐一	岡山	東、工	古田	俊之助	大阪	東、工	三川	一	廣島
京、工	岸本	千代吉	岡山	東、工	加藤	仲二	愛知	東、工	梅田	雄三	大阪
京、工	市岡	萬次郎	大阪	京、工	小山	柳一	長野	東、工	石川	福三郎	廣島
京、工	深見	俊三郎	愛知	東、工	(舊池田)	秀吉	廣島	東、工	石倉	新十郎	群馬
京、工	森野	正之	愛媛	東、工	(舊石澤)	澄	長野	京、工	東馬	三郎	岡山
京、工	小林	襄一	岡山	京、工	近藤	岐	滋賀	東、工	堀岡	利一	廣島
東、工	(舊前田)	渡邊	三郎	神奈川	東、工	荒池	忠吉	京都	京、工	(舊小野)	保澤
東、工	和田	信夫	静岡	岡	東、工	佐武	正一	東京	京、工	長野	新十郎
京、工	手島	潮	大分	×田	中宏	三	佐賀	東、工	原	伸太郎	福岡
京、工	伊藤	清四郎	島根								

二部乙

(二十二名)

東、理	堀口	由巳	岐阜	東、農	鈴木	英亮	茨城	×木島	武衛	千葉
-----	----	----	----	-----	----	----	----	-----	----	----



東、農	宇都宮清綱	東、農	芝池眞吉	東、農	可知貫一
東、理	大谷小助	東、獸醫	三谷五郎	東、農	田中作次郎
東、林	原三六	東、獸醫	名倉勝廣	東、工	田中亨助
東、林	小林準一郎	東、農	西貞吉	東、農	小出義男
東、藥	水谷友三	東、獸醫	横屋貞吉	東、獸醫	青山操
東、獸醫	間莊一	東、獸醫	山田勝一	東、獸醫	橋本寛三
東、藥	上野周				

三部

(三十四名)

東、醫博	佐藤邦雄	東、醫	倉本猪三男	東、醫	山田靜榮
東、醫	野田孫一	東、醫	牧野融	東、醫	杉山元之助
東、醫	大和田撰太郎	九、醫	小野山忠夫	京、醫	横田南兵衛
東、醫	佐藤敏二	京、醫	揚原守業	京、醫	飯田格
京、醫	瀨川深岩	京、醫	仁科哲三	京、醫	岩崎孫一
東、醫	山口靜雄	東、醫	郡司修	東、醫	中川清
京、醫博	菅忠芳	東、醫	佐谷有吉	京、醫	小川門一

京、醫	中山佐代治	東、醫	×辻野二郎	東、醫	藤井暉
東、醫	×千田要治	九、醫	×戸田滋次郎	東、醫	藤森雄平
東、醫	腹巻勝見	九、醫	井上庸三	九、醫	中原精三
九、醫	比留間茂十郎	九、醫	志村太賀志	九、醫	笠原精一
	×枝松邦藏				

第六回卒業生

(明治四十一年 六月二十七日卒業)

計百五十三名

一部甲

(三十五名)

東、法	赤木朝治	東、法	藤田大良	東、法	宮内聰太郎
東、法	×天宅敬次	東、法	森逸二	東、法	大賀幾太
東、法	榎本正善	東、法	×關義照	東、法	中島彌剛
東、文	岩崎孫八	東、法	齋藤教慧	東、法	佐伯頼治
東、法	西村廉	東、文	×三好安太郎	東、法	坂岡棟次
東、法	岡田壽吉	東、法	榎戸泰介	東、文	谷田民夫
東、文	大久保保七郎	東、法	三宅富治	東、法	下村重美



東、法	渡邊	競	岡山	東、法	吉澤	尚	鳥取	東、法	太田龜太郎	靜岡
東、文	澄田福松	山口	東、法	島田	茂	岡山	東、法	藤井喜一	廣島	
東、法	關誠一	茨城	東、法	×田波庄	藏	栃木	東、法	×山本宗治	兵庫	
東、文	藤田福太郎	愛媛	東、法	光畑基吉	岡山	東、法	大西岸惠	愛媛		
京、法	三好權次郎	愛媛	東、法	×山崎二郎	廣島					

一部乙

(三十七名)

東、法	×池田敬勝	廣島	東、法	一條	久宮城	東、法	三村和義	奈良
東、法	入江魁	茨城	東、法	山中恒三	山口	東、法	八田	熊東京
東、法	中谷貞頼	高知	東、法	×大橋鐵吉	岡山	東、法	笈干城夫	岡山
東、法	有吉實	京都	東、法	伊東禿	愛知	東、文	黒田幹一	岡山
東、法	久留島新司	廣島	東、法	山田倫正	香川	東、法	佐藤	岡山
東、文	佐藤直丸	山形	東、法	村山惣平	埼玉	東、法	田村與一	長野
東、文	鷲尾祖鳳	愛知	東、法	成瀬	彬	京都	高天房五郎	奈良
東、法	×森小八郎	香川	東、法	倉田庄太郎	香川	東、法	瀧家熊雄	兵庫
東、法	杉村茂	東京	東、法	寺本喜三	福井	東、法	山田孝太郎	熊本

東、法	松岡義彦	愛知	東、法	山本景藏	東京	東、法	進藤林造	廣島
東、法	大政朝光	愛媛	東、法	菊池武男	茨城	東、法	海野普吉	靜岡
東、法	柳沼保藏	福岡	東、法	×澁井文郷	福岡	東、法	土田保三	三重
東、法	久保田盛市郎	群馬						

一部甲

(三十一名)

東、工	×小杉俊雄	東京	東、工	×片岡敬正	東京	東、工	氏家竹之進	東京
東、工	服部正人	山口	東、工	渡邊研六	岡山	東、工	菱川	宏東京
東、工	×富坂清	東京	東、工	×竹波喜久次	岡山	東、工	博厚木勝基	東京
京、工	×野口倫八	佐賀	東、工	堀越清六	岡山	東、工	横田千秋	兵庫
東、工	長野文一群	馬	東、工	太田宏一	愛知	東、工	信原濟夫	岡山
東、工	佐藤敏吉	愛知	東、工	×桃村真一郎	新潟	京、工	小柳助治	佐賀
京、工	高木毅	靜岡	京、工	門田傳三	愛媛	東、工	×桐榮寛三郎	香川
京、工	長江了一	岡山	京、工	佐々木澄夫	岡山	京、工	高田	豊廣島
東、法	柴原龍兒	兵庫	×若森久幹	埼玉	京、工	若林求季	廣島	
東、工	櫻井五郎	山形	東、工	森勝吉	東京	京、工	×海福紀一	福井



劉 慶恩支那(聽)

二部乙 (十八名)

東、工×瀧波正勝岡山	東、農×安井信清香川	東、農市川節治秋田
東、獸醫鈴木一郎愛知	東、理岩村新兵庫	東、農中本保三山口
京、工關谷正慶岐阜	東、農渡邊壽愛知	京、工福田惣次兵庫
京、工堀江勝己東京	東、農伊藤一次岐阜	東、獸醫小出義彦岡山
東、農竹井(舊星野) 毅東京	東、林久保時男東京	東、林一番ヶ瀬鐵造佐賀
東、農田中八郎京都	東、獸醫柴内保次岩手	東、林×西尾貞治大阪

三部

(三十二名)

東、醫田邊文四郎鳥取	東、醫藤井(舊壽千代) 貞廣島	東、醫濤淵忠雄高知
東、醫高木小三郎京都	東、醫玉井(舊壽千代) 壽和歌山	東、醫石川(舊橋畑) 省三廣島
東、醫草野強治郎鳥根	東、醫×三宅達衛岡山	東、醫博多田羅正俊香川
京、醫山本順市廣島	東、醫木積一次大阪	九、醫齋藤千城鳥取
東、醫入谷銚愛知	東、醫東原良太岡山	東、醫根本豊治茨城

京、醫博佐々木龜鑾廣島	京、醫博岩男 督大分	東、醫中村(舊鈴木) 秀雄千葉
京、醫高橋誠一鳥根	東、醫×千住作市佐賀	東、醫山田恒富愛知
京、醫白井(舊松本) 義治埼玉	京、醫博緒方(舊伊藤) 祐將鳥取	京、醫入戸野信敏愛知
東、醫久野(舊時野) 磨愛知	九、醫山本(舊小原彌兵衛) 弘行岩手	京、醫斯林可兒雄廣島
九、醫彌柄直也千葉	九、醫掛下玉男佐賀	九、醫星野(舊馬) 和正群馬
九、醫中木信好和歌山	京、醫澤田基次廣島	

○第七回卒業生

(明治四十二年 六月二十九日卒業)

計百三十二名

一部甲

(二十一名)

東、法×兒島多賀太岡山	東、法高井清一山口	東、法金光光男岡山
東、法能勢(舊堀江) 淡二滋賀	東、法鈴木貫靜岡	東、法首藤安人東京
東、法菊池有茨城	東、法神輿常泰京都	京、法關谷(舊) 行大分
東、法津田猛哉東京	東、法宮崎勝雄廣島	東、法井關英一和歌山
東、法西村曉愛媛	東、法芝築地亮次郎京都	東、法關幸次岡山
東、法石井資三廣島	東、法×太田顯藏岡山	東、法深井靜治岡山



東、文 高橋 謙 東京 京、文×須川 節造 京都 東、法 小山美登 岡山

一部 丙 (三十一名)

東、法	大村哲太郎	山口	東、法×伊藤	信男	長野	東、法	增田喜一	栃木
東、法×石塚	綱正	秋田	東、法	三吉悅雄	山口	東、法	戸塚昌宏	静岡
京、文	秋山光夫	京都	東、法	増山敏	栃木	東、法	向山佳年	山梨
東、法	窪田幹太	岡山	東、法	千葉讓祐	岩手	東、法	山本康三	愛知
東、法	大野清五郎	岡山	東、法	相良廿六	静岡	東、法×小原	讓治	岡山
京、法×榎	(舊影山) 昌岡	山	東、法	山田秀一	愛知	東、法	矢吹東馬	岡山
東、法	伊藤竹次郎	滋賀	東、法	金子榮一	茨城	東、文	鼓常良	廣島
東、法×豊住	周五郎	東京	東、法	横山昌輔	山形	東、文	伊原照肅	東京
東、法	樋口佐平	廣島	東、法	立川基義	大分	京、法	三木百之助	香川
東、文	大本琢壽	岡山	東、文	遠藤順一	東京	東、法	原繁雄	佐賀
東北、法	文横山采米	群馬						

二部 甲

(二十六名)

東、工	長崎俊雄	岡山	東、工	池田亮次	廣島	東、工	三宅定次	大阪
東、工	原田三左衛門	岡山	東、工	高木舜一	岡山	東、工	笹木梢	岡山
京、工	山根幸人	鳥取	東、工	大橋退治	岡山	東、工×田坂	正樹	廣島
東、工	寺田勇一	東京	東、工	(舊岩藤) 高原二郎	岡山	京、工	小田島修三	岩手
東、工	粟谷鶴二	廣島	東、工	前田雅二	兵庫	東、工	坂本登	岡山
東、工	楠田謙三	奈良	岡、醫	小林章二	廣島	東、工×小坂	五九三	岡山
京、工	妹尾吉次	岡山	東、工	大野健明	愛知	京、工	(舊大西) 武信利	治鳥取
京、工	浦川敏介	鳥取	東、工×中村	研五	東京	東、工	許微	支那
東、工	洪彦亮	支那	東、工	博爾順	支那			

二部 乙

(三十一名)

東、農	淺井實愛	知	東、獸醫	佐々田伴久	大阪	東、農	小橋清久	東京
東、水産	宮田彌次郎	東京	東、農	佐藤達也	沖繩	東、理	江見節男	岡山
東、林	澤田修三	兵庫	東、農	法長谷川敬事	東京	京、農	塚田秀男	東京
東、林	杉浦眞鐵	東京	東、藥	(舊栗屋) 小柳泰三	東京	東、林	日戸政章	長野
東、獸醫	大西李彰	香川	東、林	(舊栗屋) 武安雙	二山口	東、獸醫	佐藤繁雄	福島



東、農	山崎一郎	茨城	東、理	今井一郎	山形	東、藥	黃葉深	山口	
東、藥	關根重治	東京	東、農	谷垣宰次郎	兵庫	京、理	荏	支那	
三 部 (三十三名)									
東、醫博	坂本恒雄	廣島	東、醫博	永井一夫	徳島	東、醫博	西川義英	和歌山	
東、醫博	小金井良一	東京	東、醫	三角康正	東京	東、醫	縣(舊鈴木)	清一	静岡
東、醫	立花押尾	静岡	京、醫	鈴木信義	愛知	東、醫博	飯田博	島根	
東、醫	谷口(舊藤田) 二新	新潟	東、醫博	穂坂與明	東京	東、醫	高松榮三	兵庫	
東、醫博	藤繩喜代藏	鳥取	東、醫	岡信一	岡山	京、醫	渡邊範介	福岡	
京、醫	山本英顯	香川	九、醫	内田文秀	茨城	京、醫	井野勇	静岡	
京、醫	皆木泰一郎	岡山	九、醫	松浦光清	宮城	京、醫博	高石信一	大阪	
九、醫	森永弘	廣島	九、醫	武田貞敏	岡山	京、醫	多田昇太郎	岡山	
京、醫	小林連	廣島	九、醫	篠川賢治	富山	京、醫	岡田清藏	新潟	
九、醫	梶貞三	神奈川	九、醫	岡田章人	高知	九、醫	市川鴻一	山形	
九、醫	原田吉次	鹿兒島	九、醫	吉澤莊之助	山形	九、醫	遠山理三	兵庫	

○第八回卒業生

(明治四十三年七月一日卒業 内二名九月二十八日卒業)

計百五十六名

一 部 甲 (二十四名)								
東、法	山谷省吾	岡山	東、法	宗像久敬	東京	東、文	田坂龍雄	東京
東、法	丸山正雄	長野	東、法	賀屋俊雄	山口	東、法	前田薫一	兵庫
東、法	高橋仰之	廣島	東、法	池田卓一	香川	東、法	渡邊利二	神奈川
東、法	小出芳太郎	熊本	京、法	齋藤貢	岡山	東、法	高安禮三	茨城
東、法	高島肇	岡山	東、法	岩城茂	静岡	東、法	水野傳	岡山
東、法	田井延次郎	高知	京、法	守山蕭	廣島	東、法	大塚俊雄	福井
東、法	田(舊山路) 利夫	廣島	東、法	太田貢	岡山	東、法	山田敬太郎	東京
東、法	宮澤裕	廣島	東、法	川村昌信	兵庫	東、文	石川佐久太郎	静岡
一 部 乙 (十六名)								
東、文	中川(舊荒) 日史	岡山	京、法	大森研造	香川	東、文	近成多一	岡山
東、文	緒方健三	福岡	京、法	遠山勳	岐阜	東、文	水野毅	神奈川



京、法	石黒義	那岡山	東、文	藤岡逸男	岡山	東、文	石川文雄	岩手
京、法	松本官平	香川	東、文	X安田實	山口	京、法	等力了	石川
東、文	坂本稔	岡山	東、文	篠田海洲	岐阜	京、法	岡田性一	廣島
東、文	齋藤茂	東京						

一部丙

(二十八名)

東、法	中島重	岡山	東、法	竹井廉	三重	東、法	根矢庄次	大阪
東、法	河田隆治	香川	東、法	中西保則	奈良	東、法	土居時良	廣島
東、法	春名喜四郎	岡山	東、法	三津川好照	滋賀	東、法	早川三郎	神奈川
東、法	松本蕭	静岡	東、法	市村英治	和歌山	東、法	渡邊里樹	廣島
東、法	山口榮治	奈良	東、法	日野鴻藏	廣島	東、法	田島義士	山口
東、法	若尾英一	埼玉	東、文	内田榮造	岡山	東、法	岡原長次	茨城
東、法	東(舊谷)	充國	東、法	横田歌次	香川	東、法	倉西太郎	東京
東、法	市川爲吉	茨城	東、法	明石九一	廣島	東、法	山田萬七	宮城
東、文	吉田仁作	千葉	東、法	澤田正夫	東京	東、北農	選王	大
東、北農	選揚	崑支那	(聽)					

二部甲

(三十四名)

X上野秀吉	香川	東、工	桑原利英	山口	東、工	横井増治	大阪	
X平井次郎	吉香川	東、工	齋藤孝二	福岡	京、工	錢高作	大阪	
東、工	X岡田進三	兵庫	東、工	島田貫一	東京	東、工	米村貞雄	山口
東、工	淺間逸雄	山形	京、工	杉宜算	愛媛	東、工	國宗晋	岡山
東、工	唯井英隆	静岡	東、工	林密	愛知	東、工	磯邊助一	山口
東、工	横山虎雄	埼玉	京、工	安藤昌三	香川	京、工	宮川清	廣島
東、工	藤井厚二	廣島	京、工	兒島豊作	岡山	東、工	遠藤祐三	岡山
京、工	小野道三	神奈川	東、工	江木貴一	岡山	京、工	權平悌三	新潟
京、工	野村淨	廣島	東、工	小林泰三	茨城	京、工	新野一良	愛媛
東、工	鈴木恒太郎	静岡	京、工	大川元次	静岡	京、工	中根伸介	廣島
東、工	X徳永泰人	兵庫	東、工	久保田清	東京	京、工	岩尾行藏	廣島
東、工	池木隆	岡山						

二部乙

(二十四名)



東、農 中島 巖石川	東、水産 國枝 簿靜岡	東、農 五十嵐 清治 千葉
東、農 金(舊高木) 義雄 愛知	東、林 片山(舊須田) 茂樹 岡山	東、水産 伊東 孝一 東京
東、農 荒木(舊繁澤) 丑平 靜岡	東、獸 飯岡 三郎 福岡	東、農 石塚 峻 茨城
東、林 神代(舊繁澤) 利往 山口	東、理 大石 太七 耶愛知	東、林 西田 紀元 山口
東、林 松村 巖 東京	東、獸 大石 太七 耶愛知	東、水産 岡村 治人 東京
東、理博 石原 寅次 耶岡山	東、獸 大石 太七 耶愛知	東、藥 藤崎 憲一 耶東京
東、水産 西原 八十八 岡山	東、理 佐藤 林三 長崎	東、獸 伊阪 豊吉 兵庫
× 國部 一夫 岡山	東、理 佐藤 林三 長崎	東、理 郭 鴻 鑾支那(聽)

三都

(三十名)

京、醫 前田(舊細田) 利實 兵庫	東、醫 清水 龍澄 香川	京、醫博 大森 斌彦 岡山
京、醫 舟岡(舊細田) 省吾 香川	東、醫 蕙木 卓吉 廣島	東、醫 渡邊 義雄 廣島
京、醫 北條 源之助 德島	東、醫 渡邊 重治 耶愛知	東、醫 村上 功 廣島
東、醫博 谷野 數之 岡山	× 太田 寧 東京	京、醫 土肥 順造 廣島
京、醫 板谷 孫市 岡山	東、醫博 近藤 喜一 岡山	京、醫 龜谷 貞調 奈良

第九回卒業生 (明治四十四年七月一日卒業) 計百三十三名

一部甲

(二十四名)

京、醫 藤岡(舊石井) 明香川	東、醫 古谷(舊服部) 義佐 山口	東、醫 小林(舊阿形) 益三 靜岡
東、醫 岡田 增右衛門 愛知	九、醫 奥田 喜久三 東京	九、醫 松尾 廣次 耶兵庫
九、醫 岡本 久人 廣島	九、醫 前田 利道 山口	九、醫 長崎 鼎 長野
九、醫 窪田 孝福 井	九、醫 新井 純一 山口	九、醫 錦見 慶介 岐阜
九、醫 安田 祐吉 東京	九、醫 湯淺 信男 德島	九、醫 × 金台 鎮朝鮮(聽)

東、經博 土方(舊町田) 成美 兵庫	東、法 太刀掛 陣一 廣島	東、法 入江(舊土井原) 堯二 岡山
東、法 長安 陸五 岡山	東、法 岡野 清豪 岡山	京、法 宮本 英雄 靜岡
東、法 吉岡 堅太郎 岡山	京、法 和田(舊池上) 孫吉 大阪	東、法 張 錚 支那
東、法 八十川 正義 香川	東、法 石津 稟三 岡山	東、法 大原 五一 岡山
× 關 健三(舊寅) 耶奈良	東、法 石黑 琢磨 岡山	東、法 吉田 賢男 愛媛
東、法 鹽濱 勇太郎 兵庫	京、法 守分 十 岡山	東、法 三木 通三(舊米介) 愛媛
東、法 岩田 玉之助 和歌山	東、法 和氣 鶴太郎 東京	東、法 久松 宏(舊米介) 東京



東、法 大石廣足 島根 東、法×大平 薩一 廣島 東、法 筒井信治 東京

一部乙 (十四名)

東、文×石井直三 郎 岡山 京、法 後藤多賀雄 大分  
東、文 千輪清海 岡山 京、法 渡邊彦士 岡山  
京、法 市岡乙熊 岐阜 京、文×松田弘二 郎 愛媛  
東、文 伊東六郎 東京 東、文 磯部康吉 愛知  
東、法 島末如水 廣島 ×上遠野長重 福島  
東、文 松田良四 郎 岡山  
東、文 清水俊榮 新潟  
京、法 矢追進 奈良  
東、文 御厨準四 郎 佐賀

一部丙 (十五名)

京、法 富海敦全 岡山 東、法 古川鈴一 郎 福井  
東、法×山本守一 香川 東、法 中治武二 兵庫  
東、法 安原舜一 岡山 東、法 保科彰島 根  
東、法 松岡峻三 靜岡 東、法 吉原一夫 廣島  
東、文 伊藤達夫 愛媛 東、法 木村幾太 香川  
東、法 藤野三 郎 京都  
東、法 樋山良廣 奈良  
東、法×石原繁一 廣島  
東、法×宮武友政 香川  
東、法 八塚英一 和歌山

二部甲 (二十八名)

東、工×上岡行藏 岡山 東、工 柳澤芳次 郎 岡山  
東、工×西田哲二 島根 京、工 片岡盛一 廣島  
九、工 三田良二 兵庫 東、工 吉田護平 香川  
東、工 岡敬誠 大阪 東、工 山本 暹 廣島  
×高橋澤衛 岐阜 東、工 渡邊寅次 郎 山梨  
九、工 山崎寛二 郎 奈良 東、工 田中 肝 沖繩  
東、工 竹村俊一 愛知 東、工 植木 茂 廣島  
東、工 野村正幸 大阪 京、工 伊藤 榮長 野  
京、工 文 永 言支那(聽) 京、工 黃 家 驥支那(聽)  
東、農 趙 鐘 觀 朝鮮(聽) 吳 永 瑞支那(聽)

二部乙 (十三名)

東、藥 石原深行 廣島 東、藥 林 (舊彪太郎) 岡山  
×三好良種 香川 東、理 坂本秀一 神奈川  
東、農 三輪昌一 東京 東、林 大島卓爾 埼玉  
東、農 世良正一 廣島 東、林 三戸卓助 山口  
東、農 藤原 高岡山  
東、藥×尾崎登珍 香川  
東、藥 鈴木三 郎 神奈川  
東、獸醫 安達誠太郎 三重



東、藥 横田 敬三 埼玉

三部

(三十九名)

東、醫 鈴木 朝輝 廣島	東、醫博 山上 熊郎 三重	東、醫 淺野 正吉 岡山
東、醫博 首藤 守彦 大分	× 柴田 豊 岡山	東、醫博 淺田 弘太郎 香川
東、醫 原田 謙太郎 鳥取	東、醫博 志賀 亮 東京	京、醫 × 中村 才治 山口
京、醫博 石田 稻男 岡山	東、醫 望月 朔郎 靜岡	京、醫博 松島 茂 鳥取
京、醫 坂東 隆雄 德島	東、醫 × 八十島 基 石川	東、醫 松本文 作 靜岡
京、醫 谷 信吉 香川	東、醫博 桐原 眞一 東京	京、醫博 石上 一介 京都
京、醫 × 黒田 一郎 茨城	京、醫博 岡田 襄 岡山	京、醫 青木 九一 東京
東、醫 (舊池原) 池田 民次 奈良	京、醫博 藤原 敬三 岡山	京、醫 清水 盛政 東京
京、醫 宇野 俊夫 靜岡	九、醫 住友 治 實德島	九、醫 北村 末造 長野
京、醫 武田 六郎 鳥取	九、醫 田阪 仁憲 廣島	京、醫 品川 實山 口
九、醫 早川 正岡 山	京、醫博 白鳥 文雄 長野	京、醫 × 住田 正昭 兵庫
京、醫 × 石田 林三郎 岡山	京、醫 市川 佐典 廣島	九、醫 本多 義策 山口
九、醫博 佐藤 亨 東京	九、醫 山口 彦四郎 佐賀	× 中治 文一 兵庫

○第十回卒業生

(明治四十五年 七月五日卒業) 計百五十五名

一部 甲

(二十九名)

東、法 池田 乾治 岡山	東、法 平賀 義典 岡山	東、法 河村 二四郎 佐賀
東、法 岡崎 和美 岡山	東、法 宮崎 逸平 東京	東、法 森 長 整 東京
東、法 小西 憲三 兵庫	東、法 岡田 保太 岡山	東、法 田中 一正 香川
東、法 澤田 巖 栃木	東、法 × 伊原 木彌平 岡山	(舊山岡) 今泉 佐八 佐賀
東、法 江川 武岡 山	東、法 上田 四七二 岡山	東、法 蔭合 完二 岡山
東、法 水上 不二夫 東京	東、法 黒住 正夫 岡山	東、法 田邊 綾夫 岡山
京、法 利岡 喜久太郎 高知	東、法 河相 惇一 廣島	東、法 (舊須木) 鎌木 繁太 岡山
東、法 吉田 侃一 岡山	東、法 安田 幸一 岡山	京、法 源 豊雄 石川
東、文 吉村 信太郎 大阪	東、法 金子 徹 東京	京、法 定兼 幹平 岡山
東、法 原 鴻太郎 山口	京、法 (舊橋本) 高橋 榮雄 高知	

一部 乙

(三十一名)



東、文	內田律爾	岡山	東、文	根來春信	和歌山	東、文	松岡慎一郎	和歌山
京、法	山田義人	岡山	東、文	吉田照叶	愛知	京、法	黒住隆雄	岡山
東、文	武智啓次	那愛媛	京、法	辻佐五郎	三重	京、法	草間時光	東京
京、法	小泉卓藏	奈良	京、法	近藤國夫	愛媛	京、法	佐藤鐵藏	静岡
東、法	伊藤越廣	島	京、法	馬場讓	北海道	東、文	小西喜兵	庫
東、文	梶原峰治	岡山	京、法	安樂兼直	鹿兒島	京、法	成見延龜	宮崎
(二十八名)								
一部 丙								
東、法	神戶三郎	兵庫	東、法	三村立人	岡山	東、法	平井出貞	三山梨
東、法	×太田	收岡山	東、法	佐上章一	廣島	東、法	松本茂	香川
東、法	松本康廣	島	東、法	石川正義	山口	京、法	對島桑太郎	青森
東、法	松本三郎	静岡	京、法	浦上轍郎	岡山	東、法	柳田太郎	兵庫
東、法	宮地憲三	廣島	東、法	佐藤五郎	岩手	京、法	山田榮一	山口
東、法	林田菊治	長崎	京、法	繩田國太郎	鳥取	京、法	兒玉久	鹿兒島
東、法	佐藤國一郎	三重	東、法	×柴野廣	廣島	京、法	淺賀信三	東京
東、法	森界之岡	山	東、法	花房職允	岡山	東、法	滋賀房次	滋賀

京、法 松尾定次 佐賀  
東、法 星島二郎 岡山  
京、法 林讓治 高知

二部 甲 (二十名)

東、工 角南 隆岡山  
東、工 伊藤 廣島  
東、工 河野 廣島  
九、工 太田 稔岡山  
京、工 三宅廉太郎 岡山  
京、工 芝喜代二 廣島  
東、工 高木顯達 岐阜  
東、工 中野真吾 香川  
東、工 飯田 惠島根  
東、工 河西恒太 岡山  
東、工 渡邊 甲岡山  
東、工 金原桑次郎 廣島  
京、工 小原知時 大阪  
京、工 山岸貞一 東京  
東、工 福見貞治 鳥取  
東、工 ×守屋信一 岡山  
京、工 關山準吉 岡山  
東、工 三輪恒義 愛知  
東、工 戸田薰一 岡山  
東、工 三田村貞雄 廣島

二部 乙 (十八名)

東、農 中村幸二 東京  
東、農 大關竹三郎 東京  
東、法、水産 小杉錠造 東京  
東、林 博田村剛 岡山  
東、林 (舊高橋) 剛岡山  
東、林 中島卯三郎 埼玉  
東、林 福永鴻介 山口  
東、藥 三宅 豐岡山  
東、農 水河卓爾 岡山  
東、藥 高田敬 京都



東、林 野間 隆一 愛媛	東北、林山 崎義 敬愛媛	東、農 橋田 小人大 廣島
×大久保 元次郎 德島	東、林 矢野 義治 愛媛	東、農 玉井 則衛 愛媛
東、農 田部 華吉 廣島	東、農 吉岡 寅吉 德島	東、農 高橋 省造 山形

三部

(三十九名)

東、醫博 田中 聖輔 岡山	東、醫 森谷 豊 岡山	東、醫 ×國 廣寛一 廣島
東、醫博 春木 秀次 耶島根	東、醫 高橋 謙 東京	東、醫博 吉村 良一 岡山
×宮下 保雅 神奈川	東、醫 石川 正臣 山口	東、醫 進藤 憲 廣島
東、醫博 小山 武夫 岡山	東、醫博 ×尾形 弘石 石川	東、醫 後藤 元彦 廣島
東、醫博 松原 良一 香川	京、醫 (舊島村) 井上 金輔 岡山	京、醫 ×藤井 (舊藤井) 新 廣島
東、醫博 岸 金城 岡山	東、醫 香川 三之助 廣島	京、醫 (舊吳原) 花野 敏雄 岡山
東、醫 尾城 誠 東京	京、醫 池田 章 鹿兒島	東、醫 村上 (舊淺見) 豊 愛媛
東、醫 吉川 英作 埼玉	京、醫 林 (舊山本) 國久 廣島	東、醫 持木 丈次 耶島
東、醫 ×金谷 村吉 岡山	京、醫 (舊浦寛) 三浦 寛二 廣島	京、醫 ×阪井 毅 兵庫
九、醫 勝田 智之 廣島	九、醫 宮久田 又三郎 栃木	九、醫 今井 了五郎 香川
九、醫 ×福島 林平 德島	九、醫 池山 清 愛知	九、醫 神崎 豊司 神奈川

九、醫 武山 (舊上田定雄) 巖 岐阜	九、醫博 上村 親一 耶高知	九、醫博 (舊藤田) 三木 利一 兵庫
九、醫 土屋 幸夫 鳥根	九、醫 山田 瑛 岡山	九、醫 藤山 巖 愛媛

○第十一回卒業生 (大正二年七月一日卒業) 計百三十九名

一部甲

(二十五名)

東、法 小野 六郎 岡山	東、法 下山 元一 岡山	東、法 酒井 五作 廣島
東、法 村上 龍太郎 愛媛	東、法 ×黒瀬 琢郎 香川	東、法 ×北村 百千 岡山
京、法 田宮 馨二 耶大阪	東、法 越智 兵一 耶廣島	東、法 米澤 彌次 耶兵庫
東、法 酒本 四郎 岡山	東、法 守田 彌夫 岡山	東、法 大岡 龍雄 東京
京、法 (舊竹田) 武田 國三 神奈川	東、法 酒本 貞 岡山	京、法 高塚 憲太郎 岡山
東、法 ×杉山 藤治 岡山	東、法 長岐 豊朗 秋田	京、法 孝橋 謙次 耶兵庫
京、法 金雨 英朝 朝鮮	東、法 小崎 牛二 耶岡山	東、法 倉高 兼朝 朝鮮
東、法 小橋 秀雄 岡山	東、法 ×内藤 多加 志岡山	東、法 阪本 秀雄 山口
京、法 長谷部 丈愛 媛		



一部乙

(十九名)

東、文	中野	義照	愛媛	東、文	千輪	浩	岡山	東、文	佐竹	哲	雄	大分
京、法	坪田	仁兵衛	福井	東、文	日野	旭	兵庫	京、法	大西	敏	郎	香川
京、法	藤原	基輔	岡山	京、法	板谷	彌作	廣島	京、文	鳥越	道	三	岡山
東、文	博出	隆	岡山	東、文	淺井	綱雄	愛媛	京、法	佐々木	良一	岡山	
京、法	福田	資利	岡山	東、法	中田	謙二	岡山	東、文	益田	勝次	東京	
東、法	清水	直	福岡	東、法	×二宮	止戈	夫	東京	塚本	覺太郎	宮城	
京、法	新田	松一	愛媛									

一部丙

(二十二名)

東、法	三宅	發士	郎	京都	東、法	勝部	兵助	島根	東、法	河原	收	岡山
東、法	田中	慶治	大阪	東、法	田中	寛	福岡	東、法	廣海	寛一	香川	
東、法	橋本	能保	利德	島	東、法	高木	陸	千葉	東、法	藤井	賢造	廣島
東、法	梶原	善雄	香川	京、法	五井	節藏	新潟	東、法	藤井	賢造	廣島	
東、法	木村	清茂	香川	東、法	池崎	忠孝	滋賀	京、法	若林	英治	岡山	
				東、法	池崎	忠孝	滋賀	東、法	有元	剛	岡山	

東、法	藤田	富宅	福井	東、法	千秋	直道	福井	東、法	出石	於菟彦	岡山	
京、法	安藤	祿三	愛知	東、法	磯貝	惟一	東京	京、法	長尾	廉	岡山	
東、法	市川	亥三	雄	東京								

一部甲

(二十七名)

九、工	三宅	三郎	岡山	京、工	三宅	豊	岡山	東、工	×富永	高行	廣島	
東、工	李承	幹支	那	東、工	中村	寛	廣島	東、工	黒田	好造	岡山	
九、工	石川	盛次	愛知	東、工	岡村	勇	岡山	東、工	大森	鑛二	岡山	
東、工	中西	甚作	山口	東、工	石川	鐵彌	岡山	東、工	成川	次郎	東京	
東、工	小坂	豊三	岡山	東、工	三上	昭	廣島	東、工	成川	次郎	東京	
東、工	永田	巖	岩手	京、工	近藤	安吉	高知	東、工	岩部	源一	香川	
東、工	小野	美造	岡山	東、工	松谷	安治	奈良	九、工	竹鶴	可文	廣島	
東、工	長澤	圭五	廣島	東、工	伏見	信九	神奈川	京、工	彭道	中支	那	
京、工	中西	讀平	岡山	京、工	梁	强	支那	東、理	吳道	南支	那	

一部乙

(十七名)



東、林	南部一男	廣島	×定岡	審近	岡山	東、林	原	耕	大岡	山
東、藥	田淵善衛	岡山	東、農	杉	弘道	愛媛	東、藥	今田	義一	山口
東、農	杉山久夫	靜岡	東、農	博橋	屋	猶岡	東、林	岡本	隆次	岡山
東、林	太栗利二	德島	東、藥	本城	奎三	鳥取	東、藥	山羽	貞夫	愛知
東、林	藤井正雄	廣島	東、林	佐藤	義胤	三重	東、農	井關	善一	德島
東、藥	石福覺治	千葉	東、藥	友成	國夫	兵庫				

三部

(二十九名)

東、醫	(舊高田) 德山武一	岡山	東、醫	中田瑞	龜島	根	東、醫	×蘆田	元也	兵庫
東、醫	×宇上英夫	岡山	東、醫	原田從	道	廣島	東、醫	大塚	診三	岡山
京、醫	博金崎周	朔愛媛	東、醫	伊藤	醇	造	廣島	京、醫	博星	島
京、醫	博白井	敏愛知	京、醫	(舊淺沼) 永瀨	正	大岡	山	京、醫	桑田	季
京、醫	博富士貞吉	東京	京、醫	(舊毛利) ×土居	通	愛媛	京、醫	石川	信一	岡山
京、醫	池田龍一	廣島	京、醫	×田伏	辰次	和歌	山	京、醫	川	結
九、醫	植村英雄	廣島	京、醫	(舊久保) 堯	天鹿	太郎	香川	京、醫	林	眞
九、醫	富副貫之	長崎	九、醫	×並木	正	佐賀	京、醫	重	成	美
								京、醫	高	岡
								京、醫	新	瀨
								京、醫	瀨	瀨

九、醫	和田彪二	栃木	九、醫	大島悠二	兵庫	京、醫	(舊竹木) 鈴木	主稅	廣島
九、醫	可知	千岐	九、醫	村山	鎮夫	愛媛			

○第十二回卒業生 (大正三年七月四日卒業) 計百六十九名

一部甲 (二十九名)

東、法	深井源治	岡山	東、法	(舊三谷) 狹間	茂	廣島	東、法	×大高	正一	香川
東、法	×桂信次	德島	東、法	久留間	鮫造	岡山	東、法	(舊竹内) 近澤	千里	香川
東、法	竹内男平	香川	京、法	(舊櫻井) 經博	石川	興二	岡山	東、法	林	桂
京、法	×山本芳	山口	東、法	原口	強	兵庫	東、法	山崎	源吉	廣島
東、法	若林	進	東、法	(舊片山) 小幡	敏男	岡山	東、法	劍持	恭平	岡山
京、法	(舊安田義文) 藤澤彌三	京都	東、法	荒川	賢	廣島	東、法	廣池	千英	東京
東、法	東村志章	高知	東、法	小泉	英一	岡山	東、法	片岡	省吾	岡山
東、法	太田雅夫	岡山	東、法	巖谷	於菟	福岡	京、法	小松	季吉	山形
東、法	練木格一	東京	東、法	中川	雄	岡山	東、法	×渡邊	五朗	山口



東、法 木村榮雄 群馬 東、法 長沼五郎 長野

一部乙

(三十一名)

京、法	元橋曉太郎	奈良	東、法	高垣五一	和歌山	東、文	賴成一	廣島
東、文	瀧田頼泉	千葉	東、文	御船繁	北海道	京、法	柿見暉男	岡山
京、法	阿部正己	岡山	京、法	三善清丸	岡山	京、法	中川明三	大阪
京、法	細倉重義	大阪	京、法	野田侃四郎	香川	東、文	宮寺密道	廣島
東、法	橋高金四郎	岡山	京、法	久芳亨介	山口	東、法	阿部章治	新潟
東、法	石原剛平	岡山	京、法	蘆澤元秀	山梨	京、法	吉田隆一	廣島
京、法	杉山岩三郎	岡山	京、法	華園信由	京都	京、法	大久保甚吉	徳島
京、法	神原豊治	京都	京、法	野元卓	東京	京、法	枝松琢磨	岡山
京、法	山根宏鳥	取	京、法	湯川三郎	和歌山	京、法	安達士門	熊本
京、法	田村大造	愛知	東、文	河村實静	岡	京、法	屋葦悦郎	岡山
京、法	關根久一郎	三重						

一部丙

(二十五名)

東、法	山田龍雄	高知	東、法	打壽輝吉	廣島	東、法	咲村快誠	廣島
東、法	岡崎旭	岡山	東、法	佐々木義朗	靜岡	東、法	鈴木	司廣島
東、法	林卓廣	島	東、法	赤木喬一	岡山	東、法	井澤奮一	大分
東、法	有安堅三	岡山	東、法	宮古精二	茨城	東、法	小山正生	熊本
東、法	保持道信	愛媛	東、法	小杉重昌	新潟	東、文	舟木重信	東京
東、法	田部顯穂	島根	東、法	×南總平	岡山	東、法	津村康廣	島
東、法	橋本龍一	廣島	東、法	×丹羽公明	愛媛	東、法	星野宗治	新潟
京、法	河西健福	島	東、法	宇野操一	徳島	東、法	松村徹二	東京
東、法	寺田三郎	長野						

一部甲

(二十三名)

東、工	博仁科芳雄	岡山	京、工	武居高四郎	岡山	東、工	山根集吉	島根
東、工	柳生義郎	高知	東、工	大野富三	岡山	東、工	村田磊爾	廣島
九、工	×安藤眞雄	鳥取	九、工	田川淺次郎	廣島	東、工	川澤章明	高知
九、工	勝本清藏	香川	京、工	大塚徳雄	徳島	九、工	四方田貞島	根
九、工	國道敏一	山口	京、工	住田秀廣	島	京、工	日高淳一	宮崎



東、工 戸田 貫岡山 京、理 高橋 森藏 群馬 京、工 高見 群平 岡山  
 九、工 能美 正廣島 東、工×西 垣章 治奈良 京、理 今井 政二 郎兵庫  
 京、工 伊藤 憲吉 愛媛 京、工 選科 胡光 旭支那(聽)

二部乙

(二十三名)

東、農 川村 一水 高知 東、農 能勢 太三 郎大阪 東、藥 平松 源一 三重  
 東、農 小合 平良 岡山 東、農 福家 豊香川 東、農 禮上 謙爾 廣島  
 東、農 蜂谷 修藏 岡山 東、農 錦織 重實 高知 東、理 内藤 參麿 岡山  
 東、農 丸山 潤三 岡山 東、農 島山 恭助 新潟 東、藥 佐々木 元 東京  
 東、法 堀 巖 大分 東、農 長谷 部中 一愛媛 東、農 丸尾 新香川  
 東、農 小川 眞平 岡山 東、理 柳 金田 支那 東、藥 兒山 宗十 郎岡山  
 東、農 本間 賢介 新潟 東、農 後藤 綾次 郎廣島 東、農 片山 駿太郎 岡山  
 東、林 松尾 茂熊 本 東、農 村上 惠二 兵庫

三部

(三十八名)

東、醫 石川 久吉 香川 東、醫 進藤 升 岡山 東、醫 大村 幸一 山口

東、醫 荻野 義治 愛知 東、醫 鴻上 慶次 郎愛媛 東、醫 柴田 正名 岡山  
 九、醫 上田 三郎 岡山 京、醫 田中 巖 京都 東、醫 秋山 範二 香川  
 東、醫 南 義雄 廣島 九、醫 長谷 川德三 千葉 東、醫 丸川 誠 岡山  
 京、醫 勝山 雅五 郎京都 京、醫 博結 城昌 興島 根 九、醫 松本 剛太郎 北海道  
 九、醫 劉 先登 支那 九、醫 飯田 芳亮 山口 九、醫 博田 川輝太郎 岡山  
 京、醫 森 信行 愛媛 京、醫 阪東 國雄 兵庫 京、醫 久保 昂 愛媛  
 京、醫 飯尾 新愛媛 京、醫 大城 鎮和 東京 京、醫×白川 修 德島  
 京、醫 阪東 看二 香川 京、醫 杉野 彌四郎 三重 京、醫 大川 七郎 靜岡  
 京、醫 安藤 長岡 山 京、醫 塚越 信山 梨 京、醫 窪田 俊夫 奈良  
 京、醫 小笠原 精一 香川 九、醫 徐 誦明 支那 京、醫 窪田 俊夫 奈良  
 九、醫 石井 雄一 東京 九、醫 前田 正夫 香川 九、醫 寺島 吉諦 香川  
 東、醫 長田 松五郎 岡山 九、醫 和田 哲夫 和歌山 九、醫 鈴木 文夫 東京

第十三回卒業生 (大正四年七月一日卒業) 計百七十一名

一部甲 (二十六名)



東、法	吉永 <small>(舊岸本)</small> 時次岡山	東、法	土井 <small>(舊八木)</small> 章平岡山	東、法	川崎忠太郎廣島
京、法	田口松治岡山	東、法	桂舉東京	東、法	阿武京二郎廣島
東、法	小林喜七東京	東、法	大森元一郎島根	東、法	土肥幹夫廣島
東、法	×都谷幹太郎愛媛	東、法	小山謙藏岡山	東、法	津田正一兵庫
東、法	大室亮一岡山	東、法	田中清三郎廣島	東、法	住田正一廣島
東、法	藤井萬吉廣島	京、法	江口德昌德島	東、法	佐鳥仁左馬
東、法	森田鐘一東京	東、法	×星島 <small>(舊完雄)</small> 三島岡山	東、法	加藤昇夫岡山
京、法	井上哲島根	京、法	小野 <small>(舊渡邊)</small> 清岡山	京、法	倉賀野正直兵庫
東、法	金子謙之介京都	京、法	三角武雄東京		

一部乙

(二十一名)

東、文	×原田莊一山口	東、文	博小野島右左雄山口	京、文	高橋博志岡山
京、法	上山蕭和歌山	京、法	森德太郎香川	×岡	久太郎岡山
京、法	安井源吾岡山	京、法	細川源二兵庫	京、法	×曾我部卓男愛媛
京、法	長田育藏山梨	東、文	磯江楠雄島取	京、法	岩成自助岡山
京、法	高柳彰靜岡	京、法	稻川次郎岡山	京、法	天羽壽郎德島

東、法	松本操太郎岡山	京、法	堀 <small>(舊伊丹)</small> 元叔東京	東、法	上島實造大阪
京、法	服部洪岡山	京、法	×前田淺右衛門鹿兒島	京、法	三帶龍三京都

一部丙

(三十二名)

東、法	松田壽比古岡山	東、法	神尾弋春廣島	東、法	井關勇吉東京
東、法	山下甚之助德島	東、法	吉富雅雄京都	東、法	石黒忍岡山
東、法	長谷川長治群馬	東、法	石原正治東京	京、法	×白石憲郎東京
東、法	岡本義太郎東京	東、法	友田久米治岡山	東、法	林逸郎岡山
東、法	玉井又之丞愛媛	東、法	山本賀造廣島	東、法	市川季熊廣島
東、法	×安原豊雄岡山	東、法	窪井義道山口	東、法	片山廉平兵庫
東、法	安井公平岡山	東、法	豊住堅吉東京	京、法	竹内巖山梨
東、法	長尾松榮香川	京、法	吉田一枝北海道	京、法	四方田登島根
京、法	米田規矩馬廣島	京、法	×瀨川 <small>(舊福井)</small> 貞吉岡山	東、法	林達也福岡
京、法	富士木之胤兵庫	京、法	佐川健藏香川	東、法	關口耕邦栃木
京、法	宮崎一郎東京	東、法	若山梧郎埼玉		



二部甲

(三十名)

東、工	篠原悅郎	山梨	東、工	東盛真一	岡山	東、工	苦口富雄	岡山
東、工	牛田健雄	京都	東、工	大口清吉	岡山	東、工	武藤英二	岡山
東、工	後藤清太郎	廣島	東、工	廣田英彦	岡山	東、工	岡部楠男	兵庫
京、工	馬場禮次郎	岡山	東、工	柘植淑山	山形	京、工	阿部清徳	島
東、工	角田紫朗	大分	東、工	村岡市吉	廣島	九、工	佐藤恒義	香川
東、工	森繁喜	廣島	京、工	西島俊一	山口	九、工	山田眞平	静岡
東、工	近藤昇	岡山	東、工	大賀應二	岡山	京、工	上林壽太郎	岡山
東、工	上谷美見	兵庫	京、工	中山制一郎	神奈川	京、工	伊藤正意	廣島
東、工	齋藤六郎	高知	東、工	厚母庸二	東京	九、工	林道太郎	高知
東、工	藤本計雄	山口	京、工	米澤貞三	大阪	京、工	新田善二	山口
東、農	尾崎史郎	鳥取	東北、醫	四十宮龍藏	徳島	東、理	高木二郎	静岡
東、農	三島重正	鳥取	東、農	關戸壽太郎	三重	東、農	岡本静人	山口
東、農	栗原茂	香川	東、理	山成不二麿	岡山	東、農	岡本敏男	廣島

二部乙

(二十四名)

東北、醫	依光	高知	東北、醫	上春松	香川	東、農	花谷林助	廣島
東、農	朝比奈敬二	東京	東、農	廣江	島根	東、農	竹村保之介	滋賀
東、農	福田嘉太郎	香川	東、農	大橋喜久三	岡山	東、農	橋川渡	高知
東、農	安原秀一	岡山	東、農	中島武三郎	滋賀	東、理	三戸森確	廣島
東、農	山本實一	廣島	東、農	楠原正秀	岡山	東、農	増田虎藏	静岡

三部

(三十八名)

東、醫	奥田征太郎	岡山	東、法	小林隆美	廣島	東、醫	三宅	岡山
東、醫	博松本	操	東、醫	森岡成一	高知	京、醫	岡本丈三	岡山
東、醫	矢吹舜	廣島	東、醫	赤松金雄	愛媛	京、醫	岡本壽太郎	岡山
東、醫	河崎可也	山口	京、醫	鈴江瑞穂	徳島	東、醫	齋藤貞一	東京
京、醫	廣瀬研之	長崎	京、醫	博井上	硬	京、醫	菊池武彦	岡山
京、醫	望月龍雄	京都	京、醫	原正一	島根	京、醫	萩原義雄	石川
京、醫	中江義井	廣島	東、醫	中本百助	山口	京、醫	森茂樹	兵庫
京、醫	中川潤一	三重	京、醫	博入江榮一	岡山	京、醫	小原浩	岡山
九、醫	立林洋一	岡山	九、醫	畑義雄	岡山	京、醫	浅井博	京都